

日吉津村 国民保護計画



<http://www.hiezu.jp/>

0859-27-0211

はじめに

この計画は、村が、国民保護法やその他の関連する法律とジュネーブ条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したもので、万一の大規模なテロ（緊急対処事態）や有事（武力攻撃事態）が発生した場合に、日吉津村にいるすべての人を保護するためのものです。

このため、普段から準備しておくべき事項から、有事等が終わった後の元の生活を取り戻すまでのことを計画しています。

村では、この計画を基本にして、有事等の際住民を保護するための活動（緊急対処保護措置、国民保護措置等）に努めるとともに、この計画自体についても広く住民の皆さんの意見を聴き、随時必要な検証、見直しを行います。

住民の皆さんには、この計画と村の国民保護について平素からのご理解と自主的なご協力をお願いいたします。

国民保護は万一の有事等の際に住民の生命、身体、財産を守るものであり、戦争を肯定するものではありません。戦争はあってはならないこと、戦争を防ぐため最大限努力することは当然です。

村は、恒久の平和を願い、国際交流などを通じて相互の理解を深めるよう努めるとともに、万一有事が発生したときのことを考えて、住民の安全と基本的人権を最大限確保するため国民保護に取り組むものです。この計画が実際に使われるような事態がこれからも決してないことを祈ります。

平成25年 3月 7日

鳥取県日吉津村長 石 操

この計画について、ご意見、ご質問などがあるときは、日吉津村長（下記宛先）までご連絡ください。

〒689 - 3553 日吉津村総務課国民保護係
電 話 (0859) 27 - 0211 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872 - 15
ファクシミリ (0859) 27 - 0903
電子メール soumu@hiezu.jp

用語の定義

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、つぎのとおりです。

1 地域等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	市 町 村	鳥取県に属する全市町村	
2	鳥取県東部地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡	
3	鳥取県中部地区	倉吉市、東伯郡	
4	鳥取県西部地区	米子市、境港市、西伯郡、日野郡	
5	要避難地域	住民の避難が必要な地域	法第52条
6	避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)	法第52条
7	受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域	法第58条
8	被災市町村	武力攻撃災害が発生した市町村(武力攻撃災害がまさに発生しようとしている市町村を含む。)	法第119条

2 機関名等の表記

番号	用語等	定義	備考
1	村	日吉津村	
2	県	鳥取県	
3	消防局	鳥取県内広域行政管理組合・広域連合消防局	
4	公安委員会	鳥取県公安委員会	
5	警察本部	鳥取県警察本部	
6	村本部	日吉津村国民保護対策本部、日吉津村緊急処理事態対策本部	
7	国本部	武力攻撃事態等対策本部、緊急処理事態対策本部	
8	県本部	鳥取県国民保護対策本部、鳥取県緊急処理事態対策本部	
9	村対策本部	日吉津村国民保護対策本部	法第27条
10	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法第10条
11	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	法第27条
12	村緊急本部	日吉津村緊急処理事態対策本部	法183条
13	県緊急本部	鳥取県緊急処理事態対策本部	法183条
14	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
15	県現地対策本部	県対策本部の事務の一部を行う組織	法第28条
16	指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
17	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支庁局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
18	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの	事態対処法第2条
19	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの	法第2条
20	西部消防局	鳥取県西部広域行政管理組合消防局	
21	8 普連	陸上自衛隊第8普通科連隊	
22	舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
23	3 輸送	航空自衛隊第3輸送航空隊	
24	日赤県支部	日本赤十字社鳥取県支部	
25	中国電力	中国電力株式会社	
26	N T T 西日本	西日本電信電話株式会社	
27	N T T コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
28	N T T トコモ中国	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	

29	県 L P ガ ス 協 会	社団法人鳥取県エルピーガス協会	
30	県 バ ス 協 会	社団法人鳥取県バス協会	
31	県 ト ラ ッ ク 協 会	社団法人鳥取県トラック協会	
32	県 医 師 会	社団法人鳥取県医師会	
33	県 看 護 協 会	社団法人鳥取県看護協会	
34	県 薬 剤 師 会	社団法人鳥取県薬剤師会	
35	県 歯 科 医 師 会	社団法人鳥取県歯科医師会	
36	県 獣 医 師 会	財団法人鳥取県獣医師会	
37	日 本 海 テ レ ビ	日本海テレビジョン放送株式会社	
38	山 陰 放 送	株式会社山陰放送	
39	山 陰 中 央 テ レ ビ	山陰中央テレビジョン放送株式会社	
40	エ フ エ ム 山 陰	株式会社エフエム山陰	
41	中 海 テ レ ビ	株式会社中海テレビ放送	
42	全 農 県 本 部	全国農業協同組合連合会鳥取県本部	
43	県 警 備 業 協 会	社団法人鳥取県警備業協会	
44	県 石 油 商 業 組 合	鳥取県石油商業組合	
45	県 建 設 業 協 会	社団法人鳥取県建設業協会	
46	県 建 築 士 会	社団法人鳥取県建築士会	
47	社	日吉津村社会福祉協議会	
48	J A 鳥 取 西 部	鳥取県西部農業協同組合	

3 法令・条例名等の表記

番号	用語等	定 義	備 考
1	事 態 対 処 法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に同じ
2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)('国民保護法'は使用しない)	(必要な場合「国民保護法」)
3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年9月15日政令第275号)	
4	国 際 人 道 法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
5	災 対 法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
6	自 治 法	地方自治法(昭和22年法律第67号)	
7	警 職 法	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定 義	備 考
1	村 長	日吉津村長	
2	知 事	鳥取県知事	
3	対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針	事態対処法第9条
4	緊 急 対 処 事 態	緊急対処事態に関する対処方針	事態対処法第25条
5	基 本 指 針	国民の保護に関する基本指針	法第32条
6	国 民 保 護 計 画	日吉津村の国民の保護に関する計画	法第35条
7	県 国 民 保 護 計 画	鳥取県の国民の保護に関する計画	法第34条
8	国 民 保 護 業 務 計 画	国民の保護に関する業務計画	法第36条
9	武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃	事態対処法第2条
10	武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	事態対処法第2条
11	武 力 攻 撃 予 測 事 態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態	
12	緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの	事態対処法第25条

13	ゲリラ	不正規軍の要員	
14	特殊部隊	正規軍の要員	
15	NBCR兵器	核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)、放射能(Radiation)兵器	
16	災害	武力攻撃災害、緊急対処事態における災害	風水害、地震等は「自然災害」
17	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	法第2条
18	緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的	法第183条
19	応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいい、当面の機能を回復させる。	法139条
20	武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいい、本格的な工事を行って機能を現状に回復させる。	法141条
21	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、または、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
22	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22第1号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを	法第2条では「国民の保護のための措置」
23	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
24	武力攻撃災害対処措置	武力攻撃災害を防除し、及び軽減する措置その他武力攻撃災害による被害が最小となるようにするために実施する措置	法第97条では「武力攻撃災害への対処に関する措置」
25	情報要求	この時点で必要とされる情報	
26	避難住民等	避難住民及び被災者	
27	避難住民	避難の指示を受けて避難した者及び自主的に避難した者	
28	被災者	武力攻撃災害による被災者	法第74条
29	集合施設	要避難地域から、一時的に避難・集合する場所	
30	避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援のように供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
31	避難所	避難先地域において、避難住民等を収容する施設	
32	収容施設	避難所、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために、知事等が提供する施設	法第75条
33	義援金	個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭	
34	救援物資	救援の実施に必要な物資(医薬品、食品、寝具その他政令で定める物資。)	法第81条では「物資」
35	特定物資	救援物資であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの	法第81条
36	緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たつて必要な物資及び資材	法第79条
37	医薬品	薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項の医薬品	法第92条
38	医療機器	薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第4項の医療機器	法第92条
39	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第3号の2の放送事業者その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。)の事業を行う者	法第7条に同じ
40	CATV事業者	有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)第2条第4項。有線テレビジョン放送の業務を行う者。	

41	出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等	自衛隊法第76条第1項、第78条第1項若しくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第77条の4第1項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等	
42	緊急通報	武力攻撃災害緊急通報	法99条
43	生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設、で政令で定めるもの	法102条
44	危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの	法103条
45	武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害	法105条
46	応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策	法105条
47	核燃料物質	原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号の核燃料物質	法106条
48	避難経路	避難道路、鉄道等	
49	防災機関	本計画の業務大綱に網羅されている、市町村、県各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊をいう。	
50	関係機関	地方公共団体の区域において国民の保護のための措置を実施する主体(県の知事その他の執行機関、市町村の長その他の執行機関、指定(地方)公共機関)	
51	警察官等	警察官、海上保安官及び自衛官	
52	災害時要援護者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等	

目 次

本 冊

はじめに	はじめに-1
用語の定義	用語集-1

本 文

第 1 章 国民保護に関する基本方針等

1 国民保護に関する基本方針	1
(1) 基本的人権の尊重		
(2) 国民の権利利益の迅速な救済		
(3) 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重その他特別な配慮		
(4) 国民に対する情報の提供		
(5) 関係機関相互の連携協力の確保		
(6) 国民の協力など		
(7) 災害時要援護者の保護及び国際人道法の的確な実施		
(8) 個人情報の保護		
2 国民保護措置を行う人の安全の確保		
(1) 安全配慮義務	3
(2) 生活関連等施設の安全確保		
3 この計画の使用に当たって	4

第 2 章 状況

1 この計画が対象とする事態	6
(1) 武力攻撃事態等の想定		
(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例		
(3) 各種事態における避難方法と避難住民数		
2 国民保護実施の体制	1 3
3 村の地域特性が国民保護に及ぼす影響	1 3
(1) 地形		
(2) 交通		
(3) 気象		
(4) その他		
4 国民保護実施に必要な情報	1 4

第 3 章 構想

1	方針 1 5
2	実施要領 1 5
	(1) 段階区分	
	(2) 各段階の活動方針等	
	(3) 避難の概要	
	(4) 救援の概要	
	(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要	
	(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要	
第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱		
1	各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 2 7
	(1) 村	
	(2) 県	
	(3) 指定地方行政機関	
	(4) 自衛隊	
	(5) 指定公共機関	
	(6) 指定地方公共機関	
	(7) 総合調整機能	
2	事務の委託等 3 3
	(1) 事務の委託	
	(2) 救援事務の委任	
	(3) 事務の代行	
第5章 活動要領		
1	補給支援 3 5
	(1) 補給	
	(2) 補給支援組織の構成	
	(3) 補給品	
	(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保	
2	運送 3 9
	(1) 運送の一般的要領	
	(2) 運送手段	
	(3) 運送能力・運送必要量の概算	
	(4) 運送に関する計画	
	(5) 避難実施要領	
	(6) 運送の実施	
	(7) 災害時要援護者の運送	
3	衛生 4 5
	(1) 衛生支援組織の構成	
	(2) 治療、搬送	
	(3) 防疫	
	(4) 医療の確保	
	(5) 健康管理	
	(6) 廃棄物処理	
4	施設 5 0
	(1) 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
	(2) 建物	
	(3) 土地	

(4) 避難施設の指定、管理	
(5) 復旧等	
5 財政措置等 5 5
(1) 予算	
(2) 財務会計に関する事項	
(3) 公的徴収金の減免措置等	
(4) 損失補償等	
(5) 損害補償	
(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等	
6 備蓄、救援物資 5 8
(1) 備蓄	
(2) 救援物資の取扱い	
7 人に関すること 5 9
(1) 職員の動員、派遣要請など	
(2) 武力攻撃災害による死亡者の取扱い	
8 関係機関との連携 6 2
(1) 国、県、県対策本部との連携	
(2) 他の市町村、市町村対策本部との連携	
(3) 指定（地方）公共機関との連携	
(4) 消防との連携	
(5) 警察との連携	
(6) 自衛隊との連携	
(7) 相互応援協定の整備	
(8) 現地調整所の設置	
9 情報の提供と相談窓口 6 7
(1) 実施要領	
(2) 情報の提供	
(3) 相談窓口	
(4) 実施体制	
第 6 章 国民保護対策本部等、通信	
1 日吉津村国民保護対策本部 7 0
(1) 組織	
(2) 対策本部の所掌事務	
(3) 対策本部の設置	
(4) 設置場所	
(5) 本部長の権限等	
(6) 対策本部の運営及び警戒	
(7) 対策本部の移転	
(8) 対策本部等の記録	
2 職員等の活動体制 7 5
(1) 村職員の配備体制基準	
(2) 村職員の動員計画	
(3) 初動体制	
3 県の対策本部等 7 8
(1) 対策本部などの連携	
(2) 県の対策本部	
(3) 関係機関の国民保護措置実施体制	
4 村緊急対処事態対策本部 7 8

5	通信	79
	(1) 通信連絡の系統図	
	(2) 通信運用	
	(3) 通信組織の構成、維持、運営	
	(4) 通常時の情報伝達手段	
	(5) 非常通信	
第7章 その他		
1	住民、事業所等の協力等	83
	(1) 住民の協力	
	(2) 公共的団体の取組み	
	(3) 住民に期待する取組み	
	(4) 自主防災組織等に期待する取組み	
	(5) 集客施設、事業所等に期待する取組み	
	(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項	
2	普及啓発	85
	(1) 住民への普及啓発	
	(2) 自主防災組織への支援	
	(3) ボランティアへの支援	
3	国民保護訓練	87
	(1) 訓練の目的	
	(2) 訓練の要領	
	(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項	
	(4) 訓練の項目等	
	(5) 職員の研修、教育	
4	文化財の保護	89
	(1) 村指定文化財の保護	
	(2) 国、県指定文化財の保護の支援	
5	赤十字標章等及び特殊標章等	89
	(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等	
	(2) 赤十字標章等及び特殊標章等	
	(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	
	別紙第1 「情報計画」	1-1
	別紙第2 「平素の段階の計画」	2-1
	別紙第3 「緊急避難段階の計画」	3-1
	別紙第4 「避難準備段階の計画」	4-1
	別紙第5 「避難段階の計画」	5-1
	別紙第6 「避難生活段階の計画」	6-1
	別紙第7 「復帰段階の計画」	7-1
	別紙第8 「生活再建段階の計画」	8-1
	別紙第9 「避難受入段階の計画」	9-1

別 冊

資料編

避難基準値編

本文

関連する計画等

村	地域防災計画、避難実施計画、避難実施要領
県	地域防災計画、国民保護計画、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、災害時要援護者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

第1章 国民保護に関する基本方針等

1 国民保護に関する基本方針

国民保護に当たっては、以下の事項を基本方針とします。

(1) 基本的人権の尊重（法5、6、武対法3④）

ア 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重する義務があります。

幸福追求権	憲法13
法の下での平等	憲法14
参政権	憲法15
請願権	憲法16
国家賠償請求権	憲法17
奴隷的拘束からの自由	憲法18
思想・良心の自由	憲法19
信教の自由	憲法20
集会・結社の自由	憲法21
言論・出版の自由	憲法21
居住移転の自由	憲法22
職業選択の自由	憲法22

外国移住・国籍離脱の自由	憲法22
学問の自由	憲法23
生存権	憲法25
教育を受ける権利	憲法26
勤労権	憲法27
労働基本権	憲法28
財産権	憲法29
裁判を受ける権利	憲法32
拷問、残虐刑の禁止	憲法36
刑事補償請求権	憲法40
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

イ 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

国民保護措置の実施に当たり国民の自由と権利に制限を加える場合も、以下の点に注意します。

(7) 国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られること。

(イ) 公正かつ適正な手続の下に行うこと。

(ウ) いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないこと。

個人の公共的負担	土地等の使用	法82
	物資の売渡しの要請等	法81
	医療の実施の要請等	法85
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102
	警戒区域の設定	法114
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法108
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125

(2) 国民の権利利益の迅速な救済（法6）

国民の権利利益の救済に係る手続（損失補償、不服申立、訴訟など）については、可能な限り迅速に処理します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	内 訳
損失補償 (法159①)	特定物資の収用に関する事(法81②)
	特定物資の保管命令に関する事(法81③)
	土地等の使用に関する事(法82)
	応急公用負担に関する事(法113③)
	車両等の破損措置に関する事 (法155②において準用する災対法76の3②後段)

損害補償 (法160①)	国民への協力要請によるもの (法70①・③、80①、115①、123①)
不服申立てに関する事(法6、175)	
訴訟に関する事(法6、175)	

※ 村は、これらの手続きに関連する文書について適切に保管し、または、保存期間を延長します。

(3) 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重その他特別な配慮（法7など）

ア 指定（地方）公共機関等の自主性の尊重

(ア) 日本赤十字社の自主性の尊重

(イ) 指定（地方）公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意

イ 表現の自由等への配慮

(ア) 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮

(イ) 表現の自由及びその前提として報道・取材の自由、知る権利の尊重

(4) 国民に対する情報の提供（法8）

武力攻撃事態等において、国民に対し正確な情報を、適切な方法により、迅速に国民に提供します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、平素から国、県及び指定（地方）公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

(6) 国民の協力など（法4）

ア 国民の協力

村は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき国民に対し、必要な援助について協力を要請します。

この場合、要請を受けた国民は、必要な協力をするよう努めることとされています。

なお、この協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たって強制にわたることがあってはならないとされています。

イ 自主防災組織、ボランティア等の支援

村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

なお、この際自主防災組織、自治会等については、住民の自治とその自主性を尊重します。

(7) 災害時要援護者の保護及び国際人道法の的確な実施（法9など）

村は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意します。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 個人情報の保護

村は、あらかじめ個人情報保護指針、マニュアルを作成し、個人情報の保護に留意します。

2 国民保護措置を行う人の安全の確保

(1) 安全配慮義務

ア 村の安全配慮義務

村は、村が実施する村の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法22)

イ 協力や応援などを要請する場合の安全配慮義務

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。

また、武力攻撃が予想される地域において、安全が確保されていると認められない状況のまま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させません。

安全配慮規定	根拠条文
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法73、79
3 救援に必要な援助について協力する者	法80
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法85
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法110
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法115
8 消防の応援等のため出動する職員	法120
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

ウ 国、県の安全配慮義務

国は、指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関が実施する国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。（法22、事態対処法17）

県は、県、市町村並びに指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。（法22）

(2) 生活関連等施設の安全確保（法102）

ア 生活関連等施設の安全確保

村（総務課）は、村の区域内の生活関連等施設について、県（危機管理局）、米子警察署、西部消防局などと連携し、安全の確保、情報の収集・共有を行います。

イ 生活関連等施設職員及び周辺住民の安全確保

村は、生活関連等施設の職員及び周辺住民について、その安全確保に配慮し、必要な場合は迅速な避難住民の誘導に努めます。

3 この計画の使用に当たって

(1) 村は、比較的可能性の高いテロへの備えを重視し、大規模なテロにおいてはこの計画の「武力攻撃事態等」を「緊急対処事態」に、「国民保護措置」を「緊急対処保護措置」に読み替えて使用します。（国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する規定を除きます。）

(2) わが国に対する本格的な侵略事態（着上陸侵攻など）などについては、見通しうる将来において生起する可能性は低下していると思われませんが、将来の予測しがたい情勢変化への備えと

して、計画等の備えを行います。

- (3) この計画については、訓練の教訓、新たな知識や情報の取得、住民の意見などにより随時見直しを行い、必要な場合は計画を変更します。
- (4) この計画は国民保護の基本的事項を定めるものであり、また、当初の予想を超える事態も起こり得ることから、事態に際しては過度に計画に拘泥することなく、状況に応じ臨機応変に対応します。

第2章 状況

1 この計画が対象とする事態

国民保護は、万一の有事や大規模なテロの場合に、村内にいるすべての人の生命、身体、財産を守るものです。具体的には以下の3つの事態を対象とします。

武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法2①）
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法2①）
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの（事態対処法25①）

(1) 武力攻撃事態等の想定

類型	想定
1)ゲリラ、特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の目的（後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等）達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃（施設の破壊、人員に対する襲撃など）を行う事態です。 ・予測困難で突発的に発生するおそれがあります。 ・政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 ・その行動は、一般に、上陸→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 ・防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることも想定されます。 ・作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
2)弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が鳥取県に落下することも想定されます。 ・弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的（わが国の占領など）を達成できないことから、次の目的が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> （着上陸攻撃との連携 政治的恫喝や他の軍事作戦の一環

	<ul style="list-style-type: none"> ・弾頭は通常弾頭、核（N）弾頭、生物兵器（B）弾頭及び化学兵器（C）弾頭が想定されます。
3) 航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。 ・通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。
4) 着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> ・他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸し、侵攻する事態です。 ・通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。 ・西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国への多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥取県に着上陸し通過することが想定されます。 ・一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

ア 予想される一般的な被害

(7) 通常兵器による被害

- a 一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。
- b 一般的に、避難等により被害を最小化することができます。

(4) N B C R兵器による被害

a 概要

「N B C R兵器」とは、核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器、及び放射線（Radiological）兵器のことをいいます。

これらのN B C R兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

また、N B C R兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難です。

b N B C R兵器の特徴

兵器	特 徴
核（N）兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。
生物（B）兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学（C）兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線（R）兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

c N B C R兵器への対処

N B C R兵器への対処では、予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行うことが重要となります。

N B C R兵器が使用された場合は、速やかに情報を入手し、県に緊急通報の発令を要請し、緊急通報が発令された時は住民に伝達するとともに、緊急の場合は退避を指示します。

また、国及び地方公共団体等は、各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラジオ、インターネット等で提供するよう努めるものとされています。

この際、被災者は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される情報に基づき、先ず个人防护処置を実施します。

(ウ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

ダム、原子力施設等は、攻撃された場合一般住民に重大な被害をもたらします。

このため、あらかじめ警備を強化するとともに、攻撃されたときは速やかに情報を収集し、退避の指示、被害の最小化を実施します。

(エ) 情報通信インフラに対する攻撃（サイバー攻撃）による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・対処能力や体制を確保する必要があります。

(オ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。

このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項目		施設名		県所管	村所管	備考		
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所	危機管理局	—			
2	県関係施設	1	鳥取県庁	総務部	—			
		2	鳥取県警察本部	警察本部	—			
		3	鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	企画部	総務課	電気通信事業法2		
3	市町村施設	1	日吉津村役場	—	総務課			
4	公共的施設 (法137)	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	—	港湾法
				2	地方港湾	県土整備部	—	
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	—	空港整備法
				2	米子空港	企画部	—	
		3	道路	県土整備部	建設産業課	道路法、道路運送法		
		4	河川管理施設	県土整備部	—	河川法		
5	生活関連等 施設 (法102①)	1	発電所、変電所	企業局	—	電気事業法2		
		2	ガス工作物	危機管理局	建設産業課	ガス事業法2		
		3	水道施設	生活環境部	住民課	水道法3		
		4	鉄道施設	企画部	—	鉄道事業法8 軌道法		
		5	電気通信事業用の交換設備	危機管理局 総務部	建設産業課	電気通信事業法9		
		6	放送局の無線設備	総務部	総務課	放送法2		
		7	重要港湾施設	県土整備部	—	港湾法52		
		8	滑走路等、旅客ターミナル施設、 航空保安施設	県土整備部	—	空港整備法2、6 航空法2		
		9	ダム	県土整備部	—	河川管理施設等構造令 第2章		
		10	危険物質等の取扱所	危機管理局	総務課	法103①、令28		
6	近隣施設	1	航空自衛隊第7警戒隊(高尾山)	危機管理局	総務課			
		2	島根原子力発電所	危機管理局	総務課			
		3	(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	危機管理局	総務課			
7	農業用施設	1	ため池(堤高15m以上)	農林水産部	—	土地改良法		

(2) 緊急対処事態（大規模テロ）の事態例

1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
2) 多数の人が集合する施設及び大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設
	ターミナル駅等の爆破
	列車等の爆破
3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	居住地域等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
	弾道ミサイル等の飛来

(3) 各種事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

県（危機管理局）は、武力攻撃等の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、あらかじめ想定している避難タイプから該当するものを選択し、避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行うこととされています。

類 型	避難タイプ		救 援	被害の最小化
	規 模	避難までの時間		
緊急対処事態 ↓ 武力攻撃事	大規模避難 中規模避難 小規模避難	緊急避難 余裕なし 余裕あり	救 援	武力攻撃災害への対処 国民生活の安定
	タイプ1 大規模避難・余裕あり タイプ2 中規模避難・余裕あり タイプ3 小規模避難・余裕あり タイプ4 大規模避難・余裕なし タイプ5 中規模避難・余裕なし タイプ6 小規模避難・余裕なし タイプX 緊急避難			

村は、県が選択した避難タイプに応じ的確かつ迅速に避難の指示を伝達し、避難住民の誘導を実施します。

注) 避難、救援は避難タイプに関わらず原則として市町村単位で行われますが、避難タイプにより避難のスケジュール、使用できる運送機関の数量などが大きく異なるため、注意が必要です。

イ 避難住民数

2011(H23)年10月1日現在市町村別推計人口より抜粋

	人口			避難住民数		
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難
1 鳥取市	196,752	95,618	101,134	196,752	東 部 地 区	238,460
2 岩美町	12,272	5,792	6,480	12,272		
3 若桜町	3,766	1,785	1,981	3,766		
4 智頭町	7,597	3,575	4,022	7,597		
5 八頭町	18,073	8,669	9,404	18,073		
6 倉吉市	50,301	23,536	26,765	50,301	中 部 地 区	107,733
7 三朝町	6,918	3,263	3,655	6,918		
8 湯梨浜町	16,991	8,123	8,868	16,991		
9 琴浦町	18,256	8,546	9,710	18,256		
10 北栄町	15,267	7,224	8,043	15,267		
11 米子市	148,226	70,158	78,068	148,226	西 部 地 区	239,282
12 境港市	35,140	16,819	18,321	35,140		
13 日吉津村	3,416	1,592	1,824	3,416		
14 大山町	17,296	8,161	9,135	17,296		
15 南部町	11,455	5,371	6,084	11,455		
16 伯耆町	11,506	5,424	6,082	11,506		
17 日南町	5,282	2,418	2,864	5,282		
18 日野町	3,658	1,662	1,996	3,658		
19 江府町	3,303	1,519	1,784	3,303		
総数	585,475	279,255	306,220			585,475

ウ 日吉津村地区別人口表

平成24年7月31日

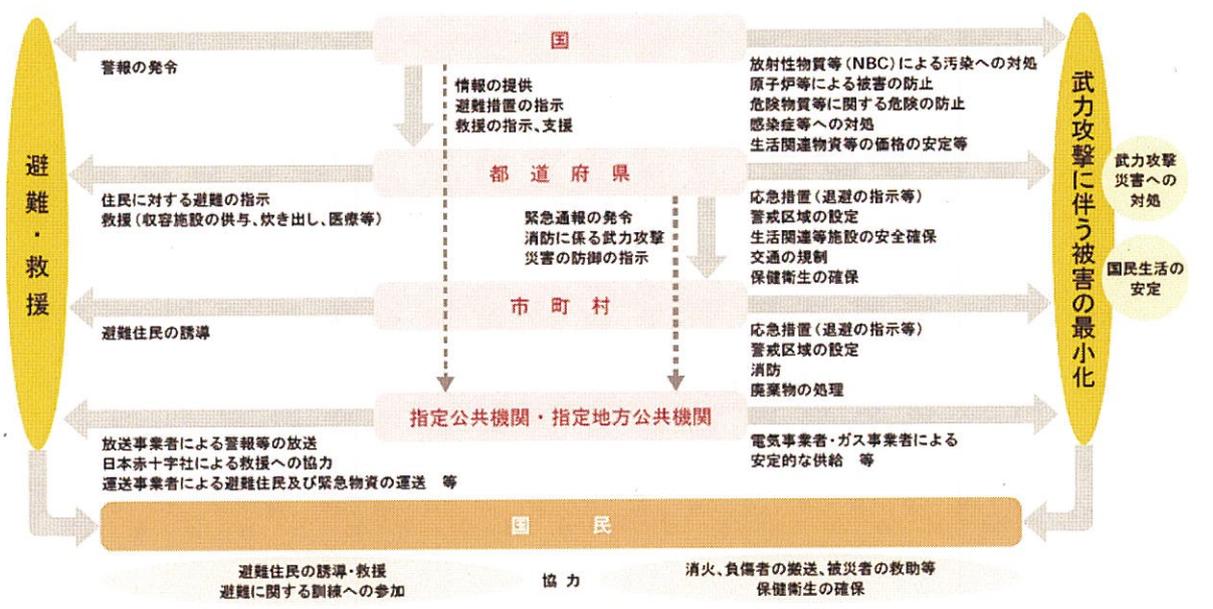
自治会	総数	男	女	備考
日吉津上1	419	195	224	
日吉津上2	440	215	225	
日吉津下	791	379	412	
海川	446	199	247	
富吉	562	254	308	
今吉	697	333	364	
樽屋	90	42	48	
合計	3,445	1,617	1,828	

エ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ		大規模	中規模	小規模	
避難単位		全県	東・中・西部地区	市町村	
避難先		県外	県内、県外とも	原則として県内のみ	
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離	
	避難時間	長時間	中時間	短時間	
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施	県内避難については、市町村が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施	市町村が主体となり避難を実施 受入市町村は救援を実施	
		全県運送計画 +市町村避難実施要領	地区別運送計画 +市町村避難実施要領	市町村単位運送計画 +市町村避難実施要領	
	時間に余裕がない場合	当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報状況により、次の手段として、避難などの国民保護措置を行う			
	運送手段	原則として他県からの応援がなく分散使用のため少数	他県からの応援はあるが分散使用のため制限	他県からの応援はないが集中使用のため多数	
		公共交通機関を使用	公共交通機関を使用	条件付きで自家用車の使用	
	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整	
消防等の応援	原則として応援なし	広域応援	近隣応援		
段階ごとの対処	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等			
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）			
	避難準備	情報の収集、広報	情報の収集、広報	情報の収集、広報	
		避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整	
	避難	警報等の伝達	警報等の伝達	警報等の伝達	
		避難住民の誘導 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	避難住民の誘導 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	避難住民の誘導 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。	
	避難生活	避難先都道府県、県、避難先市町村との協議			
	復帰	当時の状況による			
	生活再建	当時の状況による			
	避難受入	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からの応援なし	
武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ		大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等		
大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等		大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等		

2 国民保護実施の体制

わが国における国民保護実施の体制及びその中における市町村の位置づけは、以下のとおりです。



3 村の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

県の西部にあり、西は日野川下流東岸、北は日本海に面し、周囲を米子市に囲まれた面積4.16平方キロメートルの南北にやや長い平坦な地域です。

田畑の中に集落が点在し、中央に役場、小学校、中央公民館、社会福祉センターなどの公共施設があり、東側海岸付近には海浜運動公園、また、国道431号の沿線には商業施設や大型ショッピングセンターがあります。



Copyright (C) Alps Mapping K.K. All Rights Reserved.

協力：マピオン <http://www.mapion.co.jp/>

(2) 交通

村内には鉄道、大きな港湾はなく、住民の避難方法は原則として陸路に限られています。主要道路は、国道431号が村の中央を東西に横断して、東側で国道9号に交わり、県の東中部へ

結ばれています。また、関西、山陽方面に向かう中国横断自動車道岡山米子線のインターチェンジも近くにあり、避難の際においては重要な交通手段となっています。

(3) 気象

村は比較的温暖な気候であり、風向きは年間を通じて南南東が多いです。

春の天候は概ね周期的に変化し、日本海を低気圧が発達しながら通るとき、南よりの強風を伴い春の嵐になることがあります。

夏から秋は、台風や秋雨前線等の影響を除いて晴れる日が多く、冬は、雪や雨の降る日が多くなり日照時間の少ない日本海側特有の気候で、積雪は県内各地に比べて少ないですが、関西・山陽方面に向かう中国横断自動車道は標高の高い峠を越える必要があり、冬季は積雪が多く、夜間を中心に気温が低下するため、通行に支障を来すことがあります。

気象庁の統計では、2011年の平均気温は15.2℃、年間日照時間は1,655.3時間、年間降水量は2,167.0mmです。

(4) その他

ア 少ない人口と狭い面積

村の人口3,445人のうち65歳以上が793人で23.0%の割合となっています。県内においては、比較的低い割合と思われます。(平成24年7月31日現在)

村内にはグループホーム(定員18人)や、老人保健施設が建設されており、これらの利用者や村内居住の災害時要援護者については、安否情報の確認及び避難などの際に特に配慮が必要となります。

イ 宿泊施設と集客施設

村にはうなばら荘、海浜運動公園のバンガローなどの宿泊施設があります。また、大型ショッピングセンター、映画館等の集客施設があり、昼夜においてもかなりの利用者があります。これらの宿泊者や来客は、村内の地理に不案内であることや、安否情報の把握が困難であるなど、特に配慮が必要な点が多くあります。

4 国民保護実施に必要な情報

(1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主体的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。

ア 県、米子警察署、西部消防局その他関係機関等からの武力攻撃事態等及び関係機関・団体の対処などの状況に係る情報収集

イ 消防団、自治会長などからの村内の状況に係る情報収集(屋内への退避が指示されているなど安全が確保されない場合を除きます。)

ウ 避難住民の誘導に必要な情報等については、平素から各自治会の有する情報などの活用を図ります。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

第3章 構想

1 方針

村は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕に応じて、的確かつ迅速に国民保護措置等の実施と総合調整を行い、住民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の体制の整備と、国、県及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

2 実施要領

(1) 段階区分

この計画では、避難、避難生活など、住民の行動に基づく時系列的な段階区分により国民保護措置の実施を計画しています。

段階区分	想定する期間	別紙	
平 素	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	2	
事 態 へ の 対 処	緊急避難	突然に武力攻撃災害が発生し避難が指示されるなど、時間的余裕がない避難の場合	3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4
	避 難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6
	復 帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7
	避難受入	他市町村からの避難住民のを受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9
生活再建	避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8	

(2) 各段階の活動方針等

ア 平素の段階

(ア) 活動方針

村は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

イ 緊急避難段階

(イ) 活動方針

村は、時間的余裕がない避難の指示が出された場合は、サイレン、防災行政無線など可

能な限り迅速に住民に危険を周知し、避難の指示を伝達するとともに避難住民の誘導を実施します。また、必要に応じて速やかに屋内、地域外への退避の指示等を行います。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処要領に留意します。

なお、村だけでは対応できない場合等は、直ちに他の市町長等あるいは知事へその旨を連絡し、応援を要請します。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照

ウ 避難準備段階

(ア) 活動方針

村は、住民の避難が安全かつ円滑に行えるよう必要な諸準備を速やかに整えます。

この際、情報の伝達体制の整備と運送経路・手段の確保、災害時要援護者の避難準備等を重視します。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照

エ 避難段階

(ア) 活動方針

村は、速やかに避難の指示を住民へ周知徹底するとともに、安全かつ円滑に住民が避難できるよう誘導を行います。

この際、住民の安全を最優先に関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照

オ 避難生活段階

(ア) 活動方針

村は、避難先地域において仮庁舎等により業務を行い、県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援を補助します。

この際、関係機関との連携と避難住民等への情報提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照

カ 復帰段階

(ア) 活動方針

村は、県から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照

キ 生活再建段階

生活再建段階のうち武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興については国民保護法の対象となっていません。

これらの両段階については当時の状況によるところが大きいいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 復旧段階の活動方針

村は、避難先地域からの復帰後は、県、関係機関・団体と連携して、速やかに武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、被災者の相談、支援及びライフラインの復旧を重視します。

(イ) 復興段階の活動方針

村は、復帰後、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、住民生活の再建と県土の復興を速やかに進めます。

この際、教育の再開、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇

用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。
 (ウ) 別紙第8「生活再建段階の計画」参照

ク 避難受入段階

(ア) 活動方針

村は、避難住民等を受け入れ、必要な救援を行います。

この際、関係機関との連携と避難所周辺地域など住民への周知を重視します。

(イ) 別紙第9「避難受入段階の計画」参照

(3) 避難の概要

ア 警報・避難の指示の伝達・通知など

(ア) 警報・避難の指示の伝達

村長（総務課）は、知事（危機管理局）から警報の通知または避難の指示を受けたときは、直ちにその内容を、サイレン、防災行政無線、集落放送及び消防団、自主防災組織、自治会、集客施設、大規模事業所等の協力その他の手段のより、住民及び関係のある公私の団体（自治会など）へ伝達します。この際、必要に応じ米子警察署と協力します。（法47、54④）

(イ) 警報の通知

村長（総務課）は、警報等を受けたときは、村の他の執行機関、その他の関係機関（活動範囲が村の区域内に限られる機関）に通知します。（法47①）

(ウ) 警報の解除・避難の指示の解除の伝達・通知

警報の解除・避難の指示の解除については、警報・避難の指示に準じます。（法51、55）

イ 避難住民の誘導など

(ア) 避難住民の誘導

村長（総務課、住民課）は、知事（危機管理局）から避難の指示を受けたときは、直ちに避難実施要領を作成し（法61）、避難住民を誘導するとともに（法62）、その間の食品などを供与します（法62⑥）。

a 住民

避難住民の誘導は、村職員、消防団が、自主防災組織、自治会の協力を得て行います。

b 災害時要援護者

災害時要援護者の避難については、消防団等が補助するとともに必要に応じて住民、西部消防局等に協力を要請します。

また、村内の病院の患者、高齢者、障害者等施設の入所者等の誘導については、各施設の長に協力を依頼します。

c 集客施設、大規模事業所等

集客施設の来客、大規模事業所の従業員等の誘導については、施設の長に協力を依頼します。

この際、知事（企画部ほか各部局）は、避難住民の運送を一元的に対処するとともに、避難住民の誘導に対する支援を行うこととされています。（法67①）

(イ) 避難住民のスクリーニング

避難住民の誘導に当たっては、集合、バス・列車等への乗車前、交通検問所通過などの適切な時点で、米子警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力し、避難住民に不審者が紛れ込んだり、危険物が持ち込まれたりすることがないように注意します。

(ウ) 避難住民の復帰

村長（総務課、住民課）は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、誘導その他必要な措置（必要な情報の提供、関係機関との連絡調整など）を講じます。

(4) 救援の概要

ア 要領

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、または緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行うこととされています。（法75）

村長は、避難生活段階においては、避難先地域の県などが行う救援について、必要な協力、連絡調整を行います。また、避難受入段階においては、知事が行う救援を補助するとともに、知事からの法定受託により自ら救援の実施に関する事務の一部を実施します。（法76）

イ 救援の種類（法75、令12）

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	・ 公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・ プレハブ住宅等
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	・ 炊き出し、弁当等 ・ 給水車、ろ水器、浄水剤等
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・ 外衣、肌着等 ・ 毛布、布団等 ・ タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	・ 応急的医療 ・ 分娩の介助、分娩前後の処置 ・ 必要に応じ予防的措置（厚生労働大臣が特別基準を定めた場合）
5 被災者の捜索及び救出	・ 警察、消防等による捜索、救出との連携 ・ 防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	・ 応急的に行う仮葬（棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等）
7 電話その他の通信設備の提供	・ 電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	・ 居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	・ 教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の捜索及び処理	・ 死亡推定者の捜索 ・ 遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・ 居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要

ア 武力攻撃災害の予防対策

(7) 武力攻撃災害対処の準備

村は、武力攻撃災害が発生した場合的確かつ迅速に対処できるよう、平素から県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、その他関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持など武力攻撃災害対処の準備を行います。

特に、NBCR災害等の大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

(1) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

a 平素

村は平素から村内の、武力攻撃災害などにより住民の生活や周辺地域に被害を及ぼす施設や危険物質等について把握し、施設等の管理者、県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、その他関係機関・団体と情報を共有するとともに、安全確保対策を検討、実施します。

b 武力攻撃事態等

武力攻撃事態等においては、知事は施設等の管理者に対し、施設の安全の確保のため必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化や防災体制の充実）を講ずるよう要請することができることとされています（法102①）。

村長は、必要な場合施設等の管理者、県などに対し安全の確保を要請します。

(ウ) 交通規制

警察は、住民の避難や緊急物資の運送のため必要があるときは、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することとされています。

村は、交通規制について米子警察署と連絡調整を行うとともに、規制について住民等へ周知します。

(エ) 消防活動

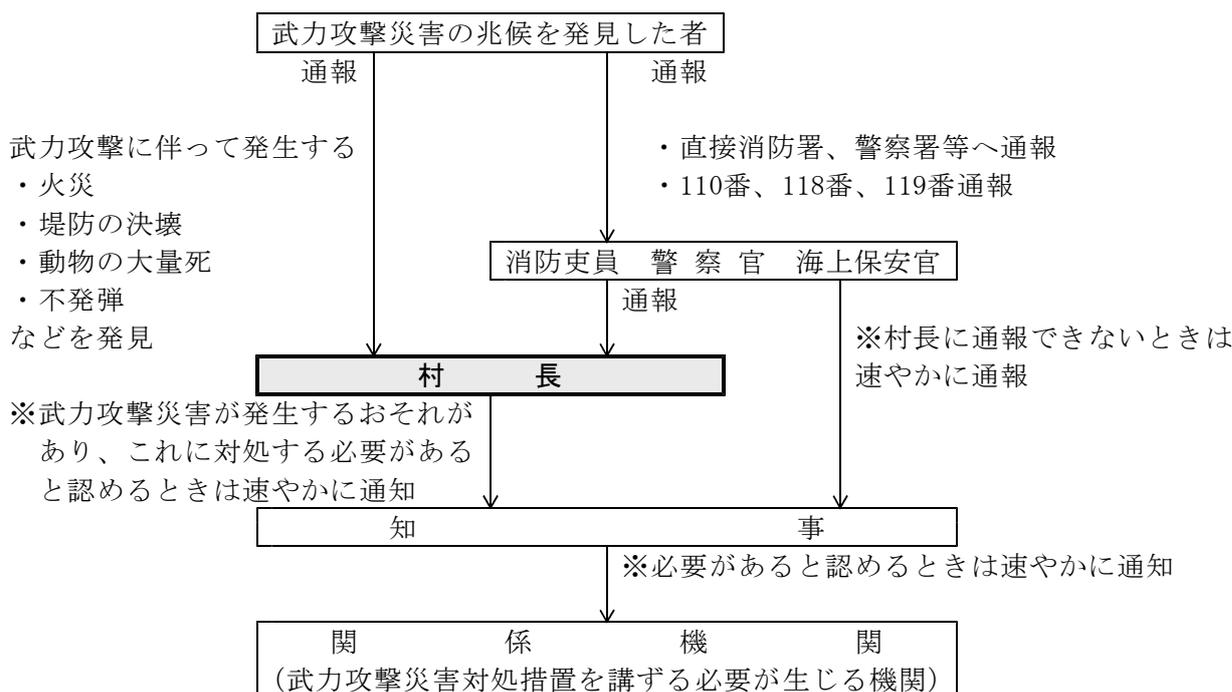
消防団は、西部消防局と連携して、武力攻撃災害時の活動体制等の必要な事項を事前に定め、必要に応じて装備、資機材を準備するなど、武力攻撃災害が発生した場合の消防活動に備えます。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

村は、武力攻撃災害発生の際は、速やかに第一報を受信、伝達するとともに、県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）



(ウ) 緊急通報の発令（法99～101）

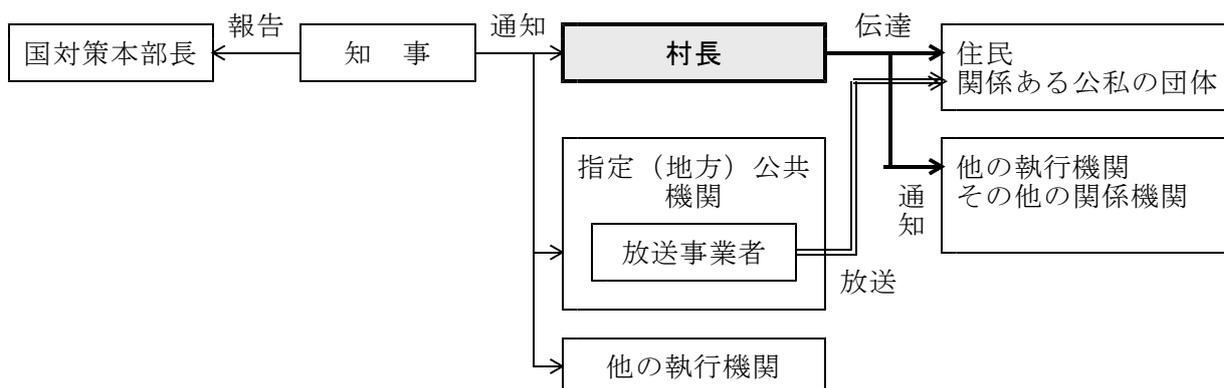
知事（危機管理局）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合（武力攻撃に伴い火災が発生している場合、ダムの破壊等の危険が急迫している場合等）で、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令することとされています。

【緊急通報の内容】

- 1 武力攻撃災害の現状及び予測
 - ・ 火災の発生状況や延焼の予測
 - ・ ダム等の状況、決壊した場合に予想される水流等
- 2 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
 - ・ 地方公共団体の指示に従って落ち着いて行動すること
 - ・ テレビ、ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること など

村長（総務課）は、知事（危機管理局）から緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、的確かつ迅速に住民及び関係機関へ伝達します。この際、必要に応じ米子警察署と協力します。（法100②）

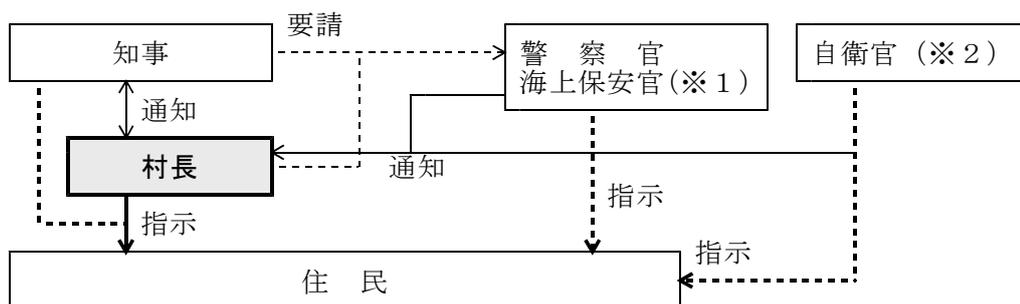
また、必要に応じて県（危機管理局）に対し緊急通報の発令を要請します。



(エ) 退避の指示（法112）

村長（総務課）は、村内で武力攻撃災害が発生または発生するおそれがあり、避難の指示が間に合わない場合は、直ちに必要と認める地域の住民に対し、屋内、地域外などへの退避を指示します。（ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならないときなど）

緊急の必要があると認めるとき等は、知事（危機管理局）等が退避の指示を行うこととされています。



※1 市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示

※2 市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合

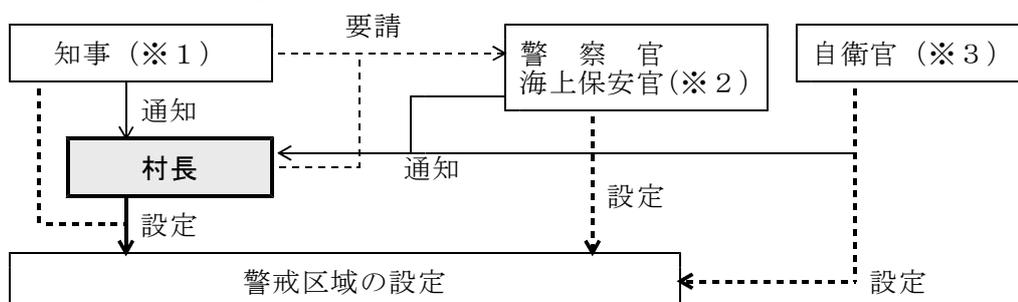
【退避の指示（一例）】

- 1 「〇〇地区（自治会）」の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。
- 2 「〇〇地区（自治会）」の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難所へ退避すること。

(オ) 警戒区域の設定（法114）

村（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。（目前の武力攻撃災害の危険を避けるため、一時的に立入制限区域を設けるもの）

設定に当たっては、住民の生活への支障ができるだけ生じないように配慮するとともに、報道の自由に留意します。



※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定

※2 市町村長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定

※3 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

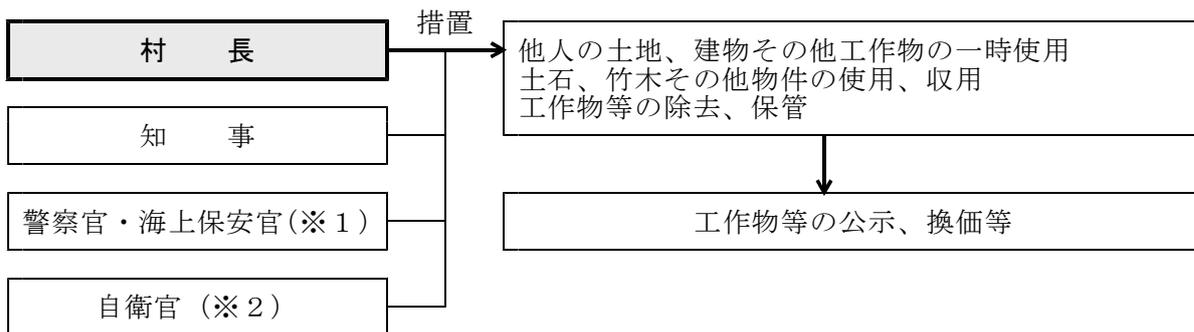
- ・ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- ・ 警戒区域の近辺、経路等には、必要と認める場所に職員を配置するなど、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置
- ・ 併せて米子警察署に対し、交通規制など必要な措置を要請

(カ) 応急公用負担（法113）

村長（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



※1 市町村長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき

※2 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(キ) 漂流物、沈没品の保管

漂流物、沈没品については、通常市町村長が引き渡しを受け、保管等の処理をすることとされています（水難救護法29）が、武力攻撃災害が発生した場合において、米子警察署長、境海上保安部長等は、漂流物、沈没品を取り除いたときは、当該物件を保管することができる（法116）ことに留意します。

(ク) 消防活動の実施

消防団は西部消防局と連携し、発災時において、住民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけます。

また、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、火災から住民の生命、身体、財産を保護します。

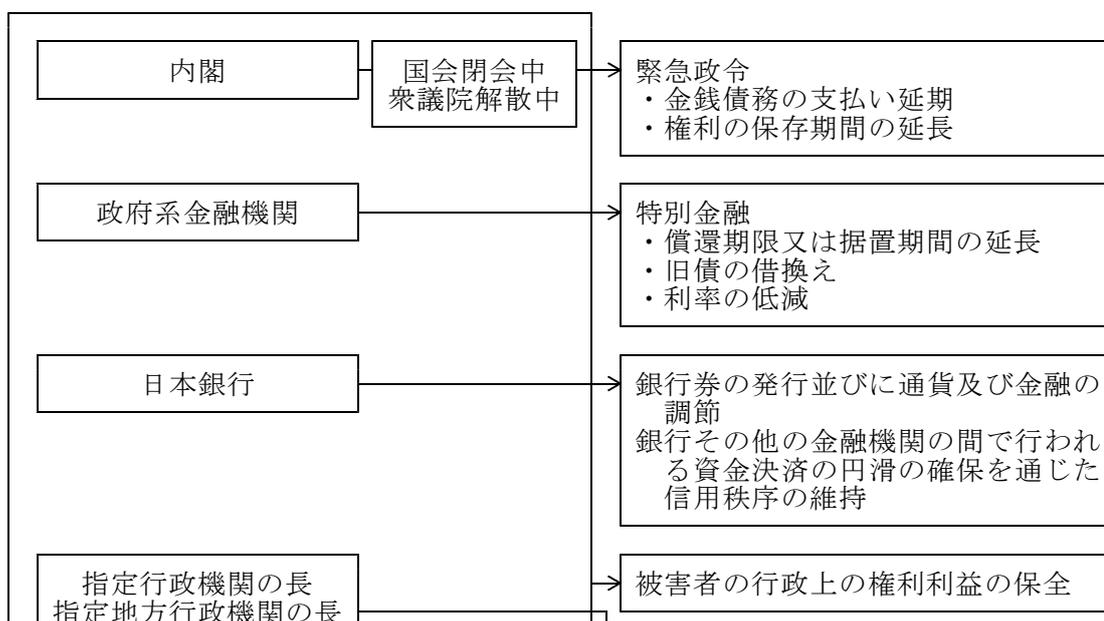
- a 消火活動
- b 被災者の搬送
- c 避難誘導

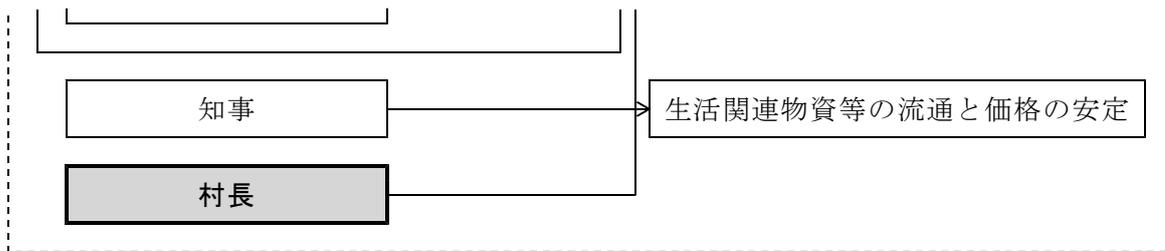
(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要

ア 国民生活の安定に関する措置

(7) 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃性害に伴う被害を最小化するための国民生活安定措置の概要は以下のとおりです。





村は、自ら所管する国民生活安定措置を実施するとともに、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけます。

また、必要に応じて権限を有する機関に必要な国民生活安定措置の実施を要請します。

(4) 生活関連物資等の流通と価格の安定

県（生活環境部）は、次の法律等に基づき、必要なときは価格安定措置を実施することとされています。

法令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法2①に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみ事業所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法3）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法4①）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法4②）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法4④⑤）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法5①②）</p>
国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）	<p>国が国民生活安定緊急措置法3①に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみ事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法6②③）</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法7）</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法30①）</p>
物価統制令（昭和	<p>国が物価統制令4及び同令7並びに物価統制令施行令2に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p>

21年勅令第118号)	<p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令3①但書）</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令8の2但書）</p> <p>また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。（物価統制令30①）</p>
-------------	---

(ウ) 住民の生活との関連性が高い物資などの例

食品関連	<input type="checkbox"/> 水	
	食品	<input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤
	その他	<input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器
衛生関連	救急関連	<input type="checkbox"/> 滅菌手袋 <input type="checkbox"/> 止血用ガーゼ <input type="checkbox"/> 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル <input type="checkbox"/> 感染を防ぐための火傷用軟膏 <input type="checkbox"/> サイズが豊富な絆創膏
	薬	<p>（※処方箋なしで入手できる薬）</p> <input type="checkbox"/> 痛みどめの錠剤 <input type="checkbox"/> 軽い鎮痛剤 <input type="checkbox"/> 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 <input type="checkbox"/> 傷口の消毒薬
	衛生用品	<input type="checkbox"/> トイレtpーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 女性用生理用品 <input type="checkbox"/> 個人用衛生用品 <input type="checkbox"/> プラスチックのゴミ袋とひも <input type="checkbox"/> 固いふたの付いたプラスチックのバケツ <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 家庭用の塩素系漂白剤
乳幼児用	<input type="checkbox"/> 乳幼児用食品（アレルギー対応食品を含む） <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ほ乳びん <input type="checkbox"/> 粉ミルク（アレルギー対応粉ミルクを含む） <input type="checkbox"/> 薬 <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> おむつかぶれ用の軟膏	
その他	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 燃料（灯油、ガソリン、軽油） <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 衣類	

イ 生活基盤等の確保に関する措置

村は、自ら管理する下水道、村内の医院における医療等を確保するとともに、ライフライン事業者である指定（地方）公共機関等と連携して村内のライフライン等を確保し、国民生

活の安定を確保します。

事業者等	ライフライン等の確保	根拠	備 考
電気事業者、ガス事業者	電気、ガスの安定的供給	法134	・ 停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等 ・ 火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者、水道用水事業者、工業用水事業者	水の安定的供給	法134	・ 給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保	法135	・ 施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・ 避難住民、緊急物資の運送の応諾義務（法71、79）
電気通信事業者	通信確保	法135	・ 臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等（cf電気通信事業法8）
日本郵政公社、一般信書便事業者	郵便、信書便の確保	法135	・ 信書等の送達の確保、窓口業務の維持等
医院、その他医療機関	医療の確保	法136	・ 医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
道路等の管理者である指定(地方)公共機関	施設の適切な管理	法137	・ 施設の維持管理等
災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助	法138	・ 武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

ウ 混乱の防止

村長は、住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、県、西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織等と連携し、必要な措置を行います。

機 関	内 容
村	1 第一報など情報の収集及び関係機関との情報共有 2 住民への情報提供と冷静な対応の呼びかけ 3 応急復旧、退避の指示その他応急の対策 4 消防団、自主防災組織等によるパトロール、広報等の実施
県	1 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案、実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項

警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集と広報活動 警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけ 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導を実施 3 パトロールの強化など
運送事業者である指定（地方）公共機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとされています。 2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとされています。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとされています。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること
電気通信事業者である指定公共機関	<p>県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼することとされています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保のため必要な措置 2 対策要員の確保 3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 4 通信施設、設備等の巡視と点検 5 工事中の設備に対する安全措置

第4章

各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 村国民保護措置の総括 2 村国民保護対策本部の設置・運営 3 村内における国民保護措置の総合調整 4 国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との 連絡調整 5 警報、避難の指示等 6 消防に関すること 7 防災行政無線に関すること 8 危険物質等の保安対策 9 特殊標章等の交付、許可 10 避難施設・集合施設等の指定 11 国民保護に係る備蓄・訓練等 12 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 13 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 14 村の所有に属する財産・車両等の管理等 15 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 16 村議会に関すること（議会の開催） 17 村役場仮庁舎・現地調整所の設置・移転等 18 不服申立、争訟等に関すること 19 就職支援 20 被災者住宅の再建支援 21 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 22 各課業務の調整に関すること 23 その他各課の事務に属さないこと 24 広報・広聴 25 写真等による情報の記録・収集等 26 被災情報の収集・提供等 27 ボランティアに関すること 28 宿泊施設、宿泊者の保護に関すること 29 各課の応援
住民課	1 避難住民の誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 外国人の保護に関すること 4 戸籍・住民登録・外国人登録等 5 生活必需品の給与、確保等 6 飲料水の供給 7 入浴施設、トイレ等の確保、提供 8 遺体の処理、埋葬に関すること 9 廃棄物、し尿の処理 10 有害物質等の保安対策 11 村税・諸収入に関すること 12 赤十字標章等の使用許可申請 13 義援金、救援物資の収配等 14 村営住宅に関すること

福祉保健課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の保護に関すること 2 避難所・集合施設等の開設・運営 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること 4 感染症の予防、対策等 5 住民の健康維持、保健衛生 6 食品衛生、食中毒防止 7 他課に属しない生活支援及び保護に関すること 8 保育所園児の保護に関すること 9 保育所園児の応急保育
建設産業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送の計画、手配、運営 2 商工業に関すること 3 食品の給与、確保 4 農水産業に関すること 5 家畜防疫、死亡獣畜等 6 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 7 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等 8 道路（農道を含む）の状況確認・確保・情報提供 9 応急仮設住宅等の手配、建設、供与 10 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の確保に関する連絡調整等 11 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等 12 住居地域等の状況把握、対策 13 公共土木施設等の状況把握、対策 14 用地の確保、土地の使用・提供等 15 危険箇所、支障となる工作物の除去等 16 土木資機材等の手配 17 建築の制限、緩和等 18 特殊車両の通行許可 19 応急公用負担等 20 下水道の状況把握と対策
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の保護に関すること 2 児童の応急教育 3 人権の擁護に関すること 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 教育施設等の状況把握、対策、提供 6 文化財の保護に関すること 7 各課の応援
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設産業課の応援
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導 2 災害時要援護者の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護が確実に実施できる体制の整備 2 県国民保護措置の実施 3 県内関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進

(3) 指定地方行政機関（〔 〕は指定行政機関）

機関名	内容
〔警察庁〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整

中国管区警察局	2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
[防衛省] 中国四国防衛局 (美保防衛事務所)	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
[総務省] 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する事 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
[財務省] 中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
[財務省] 神戸税関 (境税関支署)	1 輸入物資の通関手続
[厚生労働省] 中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
[厚生労働省] 鳥取労働局	1 被災者の雇用対策
[農林水産省] 中国四国農政局 (鳥取地域センター)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
[林野庁] 近畿中国森林管理局 (鳥取森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
[水産省] 境港漁業調整事務所	1 漁業安全情報等の海上に関する情報提供
[経済産業省] 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商鉱工業の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
[経済産業省] 中国四国産業保安 監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
[国土交通省] 中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急措置 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
[国土交通省] 中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥 取運輸支局境庁舎)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
[国土交通省] 大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保

[国土交通省] 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第八管区海上保安本部 (境海上保安部) (鳥取海上保安署) 美保航空基地	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施

(5) 指定公共機関

機関名	内容	
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 2 国民に対する情報の提供 (法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36①) 4 組織の整備 (法41) 5 訓練 (法42) 6 被災情報の収集、報告 (法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 8 武力攻撃災害の復旧 (法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145)	
(独)日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) (鳥取支社)	1 電気の安定的な供給 (法134)	
全日空 「全日本空輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送 (法71)・緊急物資の運送 (法79) 2 旅客及び貨物の運送の確保 (法135)	避難住民 緊急物資
J R 西日本 「西日本旅客鉄道(株)」 (米子支社)		避難住民
J R 貨物 「日本貨物鉄道(株)」 (米子営業支店)		緊急物資
佐川急便(株) (鳥取店)		緊急物資
日本通運(株) (鳥取支店)		緊急物資
福山通運(株)		緊急物資

(鳥取支店)		
ヤマト運輸(株) (津山主管支店)		緊急物資
NTT西日本 「西日本電信電話 (株)」 (鳥取支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (法78) 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (法135)	
NTTコミュニケーションズ		
KDDI(株)		
ソフトバンクテレ コム(株)		
NTTドコモ中国 (鳥取支店)		
ソフトバンクモバ イル(株)		
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力(法77) 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答(法96)	
NHK 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の 内容並びに緊急通報の内容の放送(法50、51、57、101)	
(独)国立病院機構 (鳥取医療センター) (米子医療センター)	1 医療の確保(法136)	
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節(法133) 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ た信用秩序の維持	
日本郵便(株) (中国支社鳥取中央郵便局)	1 郵便の確保(法135)	
西日本高速道路(株) (中国支社米子管理事 務所)	1 道路の管理(法137)	

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容	
共通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 2 国民に対する情報の提供(法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法36②) 4 組織の整備(法41) 5 訓練(法42) 6 被災情報の収集、報告(法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法139) 8 武力攻撃災害の復旧(法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法145)	
鳥取ガス(株)	1 ガスの安定的な供給(法134)	都市ガス
米子瓦斯(株)		

県LPガス協会		LPガス	
日ノ丸自動車(株)	1 避難住民の運送（法71）及び緊急物資の運送（法79） 2 旅客及び貨物の運送の確保（法135）	避難住民	
日本交通(株)			
智頭急行(株)			
若桜鉄道(株)			
日ノ丸西濃運輸(株)			
因伯通運(株)		緊急物資	
県バス協会		車両	
県トラック協会			
全農県本部		食料	
県石油商業組合		燃料	
県建設業協会		経路・施設など	
県建築士会			
県警備業協会			
県医師会		1 医療の確保（法136）	医療・助産など
県看護協会	看護・助産など		
県薬剤師会	医薬品・資機材		
県歯科医師会	歯科		
北岡病院			
清水病院			
野島病院			
藤井政雄記念病院			
米子中海病院			
博愛病院			
高島病院			
元町病院			
日本海テレビジョン放送(株)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送（法50、51、57、101）		
山陰放送(株)			
山陰中央テレビジョン放送(株)			
(株)エフエム山陰			
(株)鳥取テレビア			
日本海ケーブルネットワーク(株)			

(株)中海テレビ放送	
鳥取中央有線放送(株)	

(7) 総合調整機能

県内において各機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県対策本部長が総合調整を実施することとされています。(法29①)

村は、必要な総合調整について県対策本部へ要請するとともに、村対策本部長は村内において、村が実施する国民保護措置について総合調整を行います。(法29⑤)

2 事務の委託等

(1) 事務の委託

ア 村の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、村の行政機能が麻痺した場合、村は、事務又は村長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町に委託します。(法19)

イ 委託の手續（委託、変更、廃止）

手 続	項 目
1 協議	1 委託事務の範囲
2 公示	2 委託事務の管理及び執行の方法
3 知事への届出	3 委託事務に要する経費の支弁の方法
4 議会への報告	4 その他必要な事項

(2) 救援事務の委任

ア 救援事務の委任

避難住民等の救援については、知事の実施する国民保護措置とされているところですが、救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、知事は救援事務を市町村長に委任することができますとされています。(法76。法定受託事務)

イ 救援事務委任の注意事項

(7) 村は、平素から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに、委任を受けた際は、県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施します。

(イ) 救援事務は現場で一体的に行う必要があることから、委任は原則として一括して受けることとします。

(ウ) 受任に当たってはあらかじめ県と十分に協議を行うこととし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁します。

(エ) 村は、日赤、指定（地方）公共機関の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援に当たります。

救援の措置（法75、令9）	村 （法76）	日赤の協力 （法77）
1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	○	
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○

4	医療の提供及び助産	○	◎
5	被災者の捜索及び救出	○	
6	埋葬及び火葬	○	
7	電話その他の通信設備の提供	○	
8	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9	学用品の給与	○	
10	死体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12	安否情報の収集、提供		○

注) ◎印=委託

(3) 事務の代行

ア 知事による村事務の代行

武力攻撃災害などにより、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行することとされています。(法14)

イ 事務の代行の手続

村が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
村が事務を行うことができるようになったとき	村長への事務引継
知事が代行を終了したとき	村長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

第5章 活動要領

1 補給支援

(1) 補給

ア 補給必要量の決定

(7) 村は、平素から避難及び避難生活の間における補給品の必要量を見積もり、備蓄量との調整を図るとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、検討します。

(イ) 村は、避難及び避難生活の際には、上記見積もりを修正し、補給品の必要量を決定するとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、決定します。

(ウ) 補給必要量の見積もり、決定に当たっては、避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節による補給必要量の変動に注意します。

イ 取得

(7) 補給品の取得

村は、必要な補給品については、原則として県等から取得し、必要に応じ現地調達します。

(イ) 各避難所の取得

a 請求補給

各避難所は、補給品目ごとに請求票により村に請求を行います。

b 推進補給

県、村は、避難所が請求を行えない場合あるいは定期的に消費する補給品については、計画に従い自動的に補給を行います。

ウ 配分

県は、取得した補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所を經由して避難住民に配布することとされています。

村は、情報の取りまとめ、提供など県の配布に協力し、補給品を受け入れます。各集合施設、避難所は、取得した補給品を受領、保管し、避難住民に配布します。

(2) 補給支援組織の構成

県は、以下のとおり補給支援組織を設け、補給を支援することとされています。

ア 緊急物資集積地域

鳥取県東部地区あるいは西部地区（要避難地域を除く）に、緊急物資集積地域を設定し空路、海路、陸路からの緊急物資を集積します。

イ 緊急物資集積所

避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資補給基地として運用します。

ウ 補給支援センター

緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運営の管理運営を行います。

エ 補給幹線

緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定します。

村は、県との連絡調整、村内における補給支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(3) 補給品

主な補給品の品目、必要量、取得及び注意事項等については以下のとおりです。

ア 補給品の特性

品名	特 性
食品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域での計画的な確保が必要です。
燃料	1 常続的に必要ですが、必要量は避難の規模、季節等により差異があります。 2 運送、保管の際は火災・爆発の予防等に留意する必要があります。 3 基本的に、給油所あるいは追送により配分します。
復旧資材等	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。 2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散させておく必要があります。
日用・嗜好品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に補給することが必要です。
衛生資機材	1 必要量は救援者の発生数により大きく変動します。 2 一部、避難先地域での調達が可能ですが、大部分は追送する必要があります。特に、感染症のワクチン等については、国による備蓄品の調達が必要です。 3 血液製剤等は、特別な保存方法を要し、かつ、有効期間が短いため特別な補給方法が必要です。
飲料水	1 季節及び状況によって必要量に差異があります。 2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を行います。 3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。

イ 各補給品の補給業務

品名	補 給 業 務	
食品	必要量	避難住民等の人数に応じて、補給必要量が決まります。
	取得	<p>1 当初の段階</p> <p>(1) 備蓄食品の提供 連携備蓄については、県が一元的に運用することとされています。</p> <p>(2) 加工食品の調達 補給支援体制が整うのに伴い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため県は、各業者毎の調達数量を決定し、発注することとされています。</p> <p>村（建設産業課）は、食品の必要量を見積もり、県（農林水産部）に対し請求するとともに、連携備蓄の運用に協力します。</p> <p>2 炊出しの体制完了以降の段階（3日目以降と想定）</p> <p>(1) 主食の調達（米穀） 米穀については、県が鳥取地域センターと調整して精米卸売業者を決定し、供給を要請することとされています。 県は、避難所等の体制が整い、炊出しによる食品提供が可能となった段階で、精米の調達、提供を開始することとされています。 また、米穀が不足する場合は、パン、即席麺等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達、他都道府県への応援要請</p>

		<p>等を行うこととされています。</p> <p>(2) 副食の調達 米飯給食に必要な副食品や調味料等については、県が流通備蓄(ランニングストック)方式により調達し、不足する場合は、協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。</p> <p>(3) 生鮮食品の調達 生鮮食品については、県が協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。</p> <p>(4) 調製粉乳等の調達 乳幼児用として必要な調整粉乳、ほ乳びん、乳幼児用食品等の確保については、県が流通備蓄(ランニングストック)方式により調達することとされています。</p> <p>村(建設産業課)は、村内における炊出し等について協力を要請するとともに、主食等の必要量を取りまとめ県(農林水産部)に請求します。この際、アレルギー対応食品の調達に留意します。</p>
	配 分	<p>通常毎日、食品を緊急物資集積所で荷分けし、避難所に運搬交付します。各避難所は、食品請求票を作成し、県対策本部(補給支援センター)へ提出します。</p> <p>県対策本部は、避難住民等の人数に応じた調達計画を作成し、また、指定行政機関、他都道府県等に対し、不足する食品の提供を要請することとされています。</p>
飲料水	必要量	<p>避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとされています。</p> <p>1 県は、以下のとおり飲料水の補給業務を行うこととされています。 (1) 給水状況や住民の避難生活状況等必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水計画を定め、給水体制を確立 (2) 車両運送を必要とする給水拠点、後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機材を活用し、車両等によって運送 (3) 道路障害除去が遅れ運送が困難となる場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請</p> <p>2 村(建設産業課)は、以下のとおり飲料水の補給業務を補助します。 (1) 給水車等を活用し、飲料水を補給 (2) 村内の情報の集約、提供、給水の受入など (3) 給水が可能となるまでの間、受水槽の水、ろ水器、浄水剤等により井戸・プールの水を使用する等、あらゆる方法により飲料水を確保</p>
	取 得	<p>給水施設又は給水車両により取得することとされています。 なお、給水施設及び給水車両による取得が不可能な場合は、備蓄などの携帯型飲料ボトルにより取得します。</p>
	配 分	<p>県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水などを実施することとされています。</p> <p>村(建設産業課)は、後方医療機関となる医療施設及び老人保健施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から緊急要請があった場合は、県に対し車両運送による応急給水を要請します。 なお、携帯型飲料ボトルによる対応の場合は、食品と同様に配分します。</p>
燃料	必要量	<p>村は、避難所のストーブ、発電機、投光機などの設置状況から補給必要量を見積もり、各避難所の状況を確認します。</p>
	取 得	<p>原則として県の調整により燃料業者から、燃料施設、燃料用車両等により取得します。</p>
	配 分	<p>通常毎日、燃料用車両又はドラム缶、燃料携行缶により避難所に運搬交付します。</p>

		各避難所は、燃料請求票を作成し、県対策本部（補給支援センター）へ提出します。 特別な状況（寒暖の差等）を除いて避難住民に平等にいきわたるよう配分します。
衛生資機材	必要量	○仮設トイレ 避難住民等の人数、内訳に応じて、補給必要量が決まります。
	取得	○仮設トイレ 当初は県の備蓄資機材により対応します。 また、備蓄資機材で不足する場合、村は、県（生活環境部）に対し、仮設トイレ等の配分を要請します。
	配分	○仮設トイレ 特別な状況（男女の人数差等）を除いて避難住民に平等にいきわたるよう配分します。
応急復旧資機材等	必要量	村（建設産業課）は、村内の応急復旧作業の状況を把握し、補給必要量を集計します。
	取得	原則として県の調整により建設資機材業者等から取得します。
	配分	原則として、応急復旧作業の現場への直送により配分します。
日用品、嗜好品等	必要量	村（住民課）は、各避難所のニーズを把握し、補給必要品目及び量を集計します。
	取得	原則として県の調整により業者等から取得します。
	配分	急を要するものを除き、随時食品等と同様に配分します。
その他の補給品	必要量	村は、村内の状況を取りまとめ、所要品目、数量等を県に連絡します。
	取得	県は、各協定業者から必要な補給品を購入し、または、他都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関・団体等へ協力を求めることとされています。
	配分	県は、補給品を緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じて各避難所へ配分することとされています。 村は、村内の補給品の配分について県との連絡調整及び情報提供など必要な支援を行います。また、緊急物資集積所を補助します。

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

補給品の確保については、原則として知事が連携備蓄の運用、流通商品の確保などにより一元的に実施することとされています。

また、知事は、次の物資（特定物資。法81）について必要があると認めるときは、以下のとおり業者に売渡要請等を行うこととされています。

ア 知事の売渡要請などの対象となる商品（特定物資）（法81）

特定物資	備	考
1 医薬品		
2 食品		
3 寝具		

4 医療機器その他衛生用品	・注射器、メス、聴診器等（薬事法2） ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	・ペットボトル水等
6 被服その他生活必需品	・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレトペーパー等） 炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） 光熱材料（マッチ等）
7 建設資材	・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他 （避難住民等の収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限定）
8 燃料	・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等
9 その他救援の実施に必要で厚生労働大臣が定めるもの	

イ 知事の売渡要請等の一般要領

(ア) 売渡要請

知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請することとされています。（法81①）

(イ) 収用

知事（各部局）は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を公布して特定物資を収用することとされています。（法81②、83）

(ウ) 保管命令

知事（各部局）は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配分、保管、運送業者に対し、公用令書を公布して特定物資の保管を命じることとされています。（法81③、83）

(エ) 立入検査

a 知事（各部局）は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせることとされています。（法84①）

b 知事（各部局）は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせることとされています。（法84②）

(オ) 収用、保管命令の要請等

知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令等を要請することとされています。

村は、避難、救援に必要な補給品について必要があると認めるときは、知事に対して確保及び特定物資の売渡要請等の措置を求めるとともに、救援の実施の委託を受けている場合においては、業者に対する売渡要請などを実施します。

2 運送

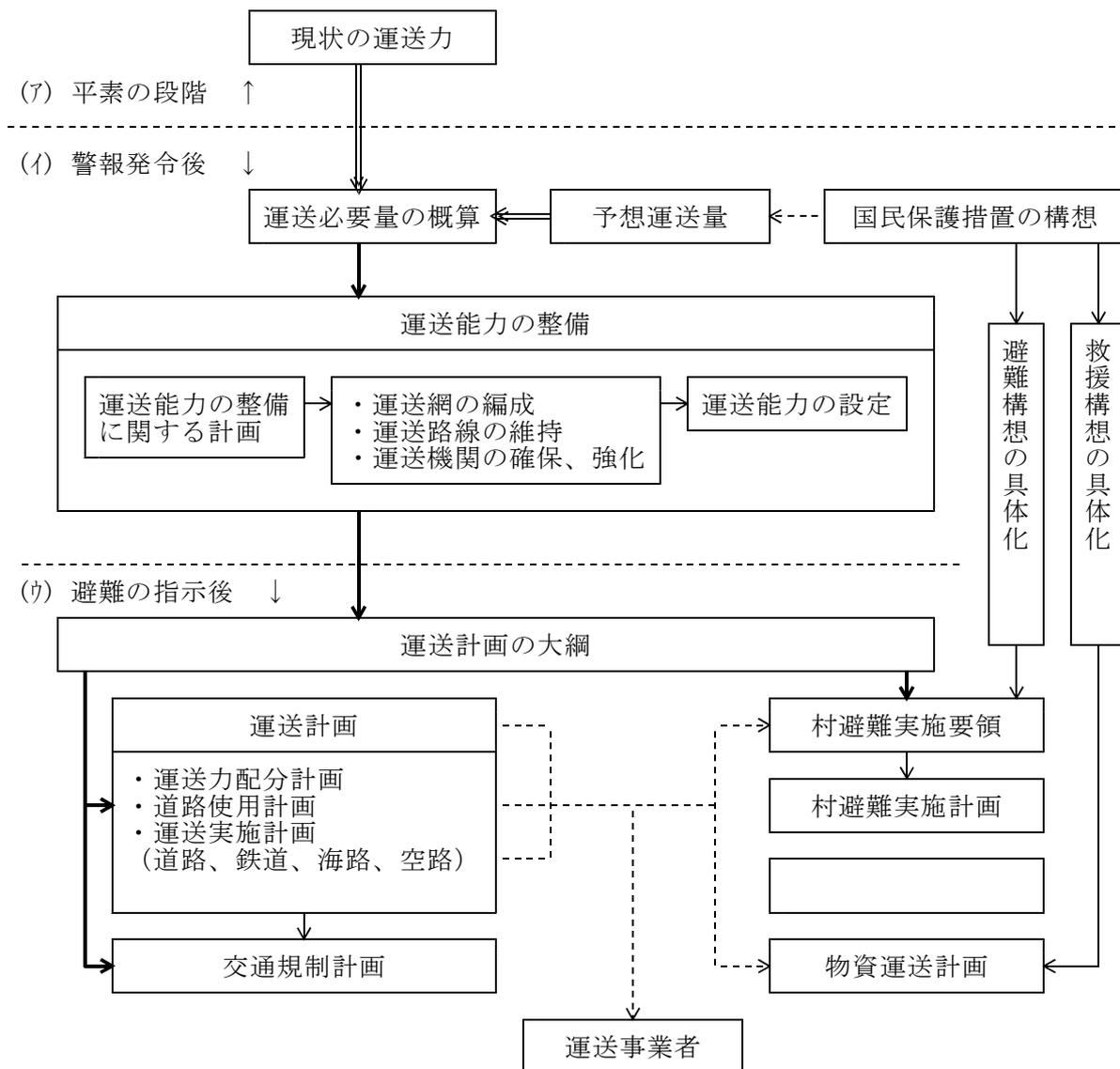
(1) 運送の一般的要領

避難住民及び緊急物資の運送は、原則として、県（企画部、商工労働部）が指定（地方）公共機関である運送事業者と運送契約を行い、一元的に運用することとされています。

また、県対策本部長は、正当な理由なく運送が行われない場合、指定地方公共機関に対し

総合調整等を行い、なおも運送が行われない場合は、知事が指定地方公共機関に是正の指示（指定公共機関については、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による是正指示）を行うこととされています。（法72、73）

- ア 村は、平素から村内各地区ごとに住民避難に必要な運送手段を見積もり、運送手段の的確かつ迅速な確保についてあらかじめ県と協議、検討します。
- イ 住民避難の際、村は県に対し必要な運送手段の配分を要請し、目標地点や経路等の連絡調整を行います。
- ウ 県による運送計画が示された場合、村はこれを受けて村内各地区ごとに運送手段を配分、運用するとともに、職員による運送車両の誘導など適時適切な受援を実施します。



(2) 運送手段

避難のための運送手段は、事態の状況に応じて設定されます。各運送手段の一般的特性は次のとおりです。

特性 手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	比較的軽易に利	運行の集中する地域において混雑を	道路規制の的確な実施

	用できる。 状況の変化に即応できる可能性がある。	起こしやすい。 気象、頻雑な通行等により破損しやすい。 敵の攻撃に対して脆弱。 道路の管理者が異なり調整に時間を要する場合がある。	継続的な補修・整備の実施 警戒・防護の処置 関係機関との十分な調整
鉄道	安定した大きな運送力。 長距離の運送に適した効率的な運送手段である。	線路等に制約され、移動の柔軟性に欠ける。 修理には、高度の技術、多くの作業力・資材・時間を要する。 橋、トンネル、操車場等は攻撃目標になりやすい。	関係機関の積極的協力を得て、計画的かつ最大限に活用 必要に応じ、重要箇所警戒・防護、応急復旧、補助手段等の対処措置
海路	長距離、大量の一括運送に適する。	速度が比較的遅い。 港湾の施設、荷役、局地運送等の能力に制約される。 気象の影響を受ける。 攻撃の目標となりやすい。 運送実施のための組織が複雑。 運送準備に多くの日時を要する。	指定公共機関等との緊密な調整 運送の計画及び手続きの早期着手
空路	高速。 経路の選定が自由。 長距離及び応急的な運送に適する。	気象、飛行場、事態により制約される。 重量及び容積等の制限を受ける。 飛行場は攻撃の目標となりやすい。	重要な時期、地点、避難住民の空輸を行う等、重点的かつ効率的な実施 美保飛行場のみ使用

(3) 運送能力・運送必要量の概算

ア 運送能力の概算

県（企画部、商工労働部）は、一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別場所別、運送手段別に明らかにし、この概算に基づいて補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

イ 運送必要量の概算

県は、避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにし、この概算に基づいて運送路線の維持、通信施設補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

村は、村内各地区単位で運送必要量の見積を作成し、これに基づいて村内の住民避難に備えるとともに、県に報告します。

(4) 運送に関する計画

ア 運送計画

国から避難措置の指示を受けた場合、県、村は以下のとおり運送に関する計画を作成します。

(ア) 運送力配分計画

避難措置の指示を受けて、県（企画部）が作成します。一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- 1 運送対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任機関

(イ) 道路使用計画

避難措置の指示を受けて、県（県土整備部）が、特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、これに沿って、作成します。交通規制の実施の基礎となるもので、次の事項を定めます。

- 1 使用する道路網、移動方向、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、附帯施設、交通検問所、交通情報所
- 2 道路の利用の一般的優先順位
- 3 通行及び報告等の手続き
- 4 通信連絡手段
- 5 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

避難の指示を受けて、県（企画部）が、運送力配分計画、道路使用計画に基づいて作成します。陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めたもので、次の事項を定めます。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする補給拠点業務

村は県、その他関係機関・団体との連携を強化し、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて村の避難実施要領等を作成します。

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の運行を禁止するなどの交通規制計画を作成することとされています。

交通規制計画は、避難の指示を受け、運送計画に基づき、道路管理者と協議して作成するもので、次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置

- | | |
|---|---------------------------|
| 3 | 交通検問所の設置場所、要員・器材等 |
| 4 | 交通規制の広報の方法等 |
| 5 | 交通事故処理、道路障害物の除去等交通傷害の復旧対策 |
| 6 | 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等 |
| 7 | 隣接県等に及ぶ広域交通規制 |

村（総務課、建設産業課）は、交通規制計画の作成に必要な道路情報などを提供するとともに、交通規制について住民へ周知し、また、避難住民の運送等のルートを維持します。

ウ 物資運送計画

県（商工労働部）は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めることとされています。

(5) 避難実施要領

ア 平素

村長（総務課）は、県、米子警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急対処事態等の事態の類型別に作成するとともに、災害時要援護者への対応、気候・気象(冬期や荒天時)の対応、時間帯(昼間・夜間)、観光客や通勤者への対応・交通状況(渋滞・事故など)等について配慮します。

イ 避難の指示の通知を受けた場合

村長（総務課）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県（危機管理局）、米子警察署など関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

(ア) 避難実施要領に定める事項

- a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- c 避難の実施に関し必要な事項

(イ) 避難実施要領における主な規定事項

村長（総務課）は、次の事項を規定して避難実施要領を作成します。この際、必要に応じ知事（危機管理局ほか各部局）などの支援を受けます。

項 目	規定事項
要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位（自治会、事業所等）
避難先	1 避難先の住所及び施設名
一時集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 2 集合施設への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認 2 要避難援護者への配慮事項等 3 集合に当たって避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	1 集合後に実施する避難の交通手段

	2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
村職員、消防団員の配置等	1 村職員の配置 2 消防団員の配置 1 担当業務及び連絡先等
避難住民への情報提供	1 避難途中や避難所において行う情報提供について留意すべき事項
災害時要援護者への対応	1 災害時要援護者への対応方法、配慮事項等
避難住民の確認など	1 避難住民の安否等の確認方法 2 スクリーニング
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法
避難住民の誘導中の食品等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食品、水、医療、情報等の支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(ウ) 災害時要援護者の避難支援プラン

村長(総務課)及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ災害時要援護者に配慮した避難支援プランを定めしておくものとします。

県(危機管理局)は、市町村が災害時要援護者に関する情報(氏名、住居)情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等を平時から把握する体制を整備するに当たり、県が作成した「災害時要援護者避難対策推進指針」等を基に、市町村の避難支援プラン作成を支援することとされています。

(6) 運送の実施

ア 運送業務

緊急物資の運送については、県(関係部局)が、運送に関する計画に基づき、一元的に手配・調整を行うこととされています。

村は、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて村内の運送を計画、運用します。

イ 交通規制の実施

警察、県(県土整備部)は、交通規制計画に基づき以下のとおり交通規制を実施します

(ア) 交通規制の実施(交通検問所)

警察と県(県土整備部)は、交通規制計画に基づき交通検問所を設置し、次の業務を行うこととされています。

- 1 緊急通行車両の申請受付、確認
- 2 通行車両の確認、誘導
- 3 運送状況の把握、報告
- 4 交通規制の広報の手段

5 交通情報の収集と提供

(イ) 交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領等の技術指導を実施し、警察の行う交通規制の技術的援助を行うこととされています。

村は、情報の提供など交通規制を支援するとともに、交通規制などの情報について住民へ周知します。

(7) 災害時要援護者の運送

ア 特別の運送方法を必要とする災害時要援護者の運送

県（福祉保健部、文化観光局）は、あらかじめ定める災害時要援護者の避難に係る基準に基づき、一元的に実施することとされています。

村（福祉保健課）は、県の災害時要援護者に係る基準により、医師の意見を聞くなどして運送対象者を決定し、災害時要援護者運送請求表により県（福祉保健部）へ運送を請求し、車両等による地上運送により、災害時要援護者の運送に係る計画に示された地点まで運送します。

イ 運送の手続

県（福祉保健部、文化観光局）は、市町村から提出される運送請求表に基づき、災害時要援護者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備することとされています。

村（福祉保健課）は、運送対象者を災害時要援護者の避難に係る計画に示された地点まで運送します。

ウ 運送の方法

運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送により実施することとされています。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行うこととされています。

エ その他の災害時要援護者の運送

基準に満たない高齢者、障害者等については、村（福祉保健課）が消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難住民の誘導を実施します。

この際、必要に応じ優先避難、専用車両等の手配等を計画、実施します。

3 衛生

県、村（福祉保健課）は傷病者を的確かつ迅速に治療・搬送するとともに、避難住民等の健康維持に努めます。

(1) 衛生支援組織の構成

県は、以下のとおり衛生支援組織を設けることとされています。

ア 衛生支援組織は、臨時医療施設及び医院等医療機関をもって構成することとされています。

イ 臨時医療施設の設置

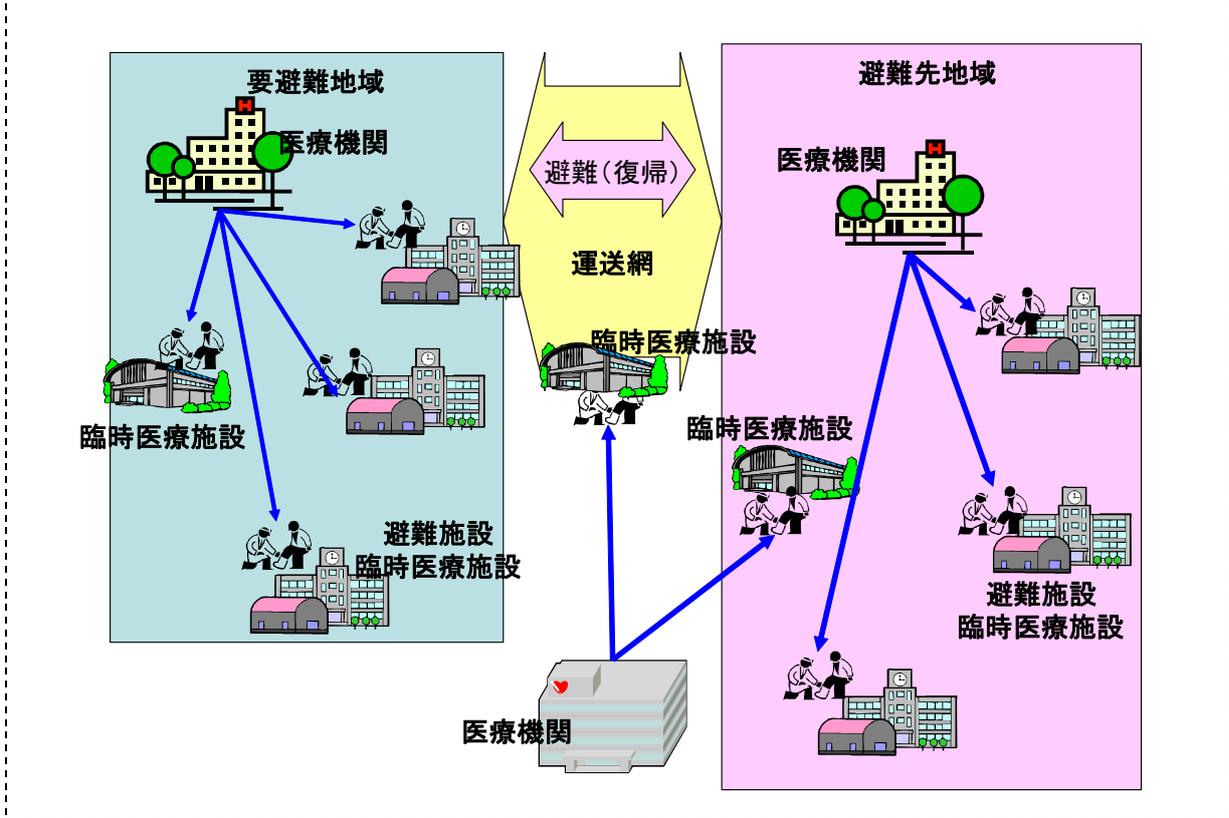
県（福祉保健部）は、必要に応じ、要避難地域（避難の経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置することとされています。

臨時医療施設においては、応急医療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行うこととされています。

ウ 救護班の編成、派遣

第一線救護及び臨時医療施設においては、救護班が治療に当たることとされています。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されることとされています。



村（福祉保健課）は、県との連絡調整、村内における衛生支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、以下の体系により傷病者の治療措置を実施することとされています。

治療	地域別	第一線救護	臨時医療施設	病院治療
区分	能力別	救急処置	応急治療	専門治療
治療地域等		要避難地域	緊急物資集積地域、 緊急物資集積所	病院
治療のねらい		生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

村（福祉保健課）は、第一線救護、臨時医療施設救護を支援するとともに、県（福祉保健部）に対し情報を提供し、また、村内の状況に基づいて必要な要請、連絡調整を実施します。

イ 搬送

(7) 搬送の要領

傷病者等の搬送については、傷病者等に最適の治療を加えることを目的とし、適切なトリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに、中継の減少、適切な患者規制等により能率的に業務を行うこととされています。

(イ) 傷病者の搬送

傷病者の搬送手段については、県が道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全かつ迅速かつ能率的な手段を選択することとされています。

搬送手段が不足する場合は、国等へ確保を依頼するほか、県が所有する一般車両等利用可能なあらゆる搬送手段を利用することとされています。

村（総務課）は、安全を確認した上で武力攻撃災害現場に消防団などを派遣し、応急治療、消防機関の活動支援を実施するとともに、情報を収集し、県、関係機関・団体へ提供します。

なお、搬送能力が不足する場合は、警察誘導による村の所有に属する車両等、利用可能なあらゆる搬送手段の利用を検討します。

(ウ) 特殊災害における傷病者の搬送

NBCR災害など特殊災害発生時における傷病者の搬送については、県（危機管理局、福祉保健部）の調整のもと消防、警察、自衛隊などと連携して対処します。

(3) 防疫

県（福祉保健部）は、衛生支援組織と連携し、予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を行い、以下のとおり感染症及び食中毒を予防することとされています。

ア 防疫体制

(7) 予防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確かな予防措置により感染症、食中毒の発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

感染症、食中毒の発生に際しては、初動を重視し、病原体検索、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

イ 感染症発生の状況に応じた防疫

状況	防 疫
恒常予防	常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体となります。
第1期防疫	避難所の近傍又は交通連絡の多い地域に感染症が流行した場合に実施します。 避難住民の消毒及び健康診断、衛生指導、食品衛生検査の強化、流行地域への立入制限、予防接種等を行います。
第2期	避難所に感染症が散発した場合に実施します。

防 疫	健康診断、病原体検査、消毒、隔離、防疫班の編制、予防接種等のほか疫学調査を行います。
第3期防疫	避難所に感染症が集中的に発生した場合、強烈的な感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施します。第1期防疫及び第2期防疫の処置を強化して行います。

村は、県と連携し、以下のとおり防疫業務を実施、支援します。

ア 村内の各地区、避難所、医療施設等の感染症情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告するとともに必要な要請を行います。

イ 県と協力して予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等を支援、実施するとともに、住民への広報などを行います。

ウ 村管理の下水道の検査、消毒などを実施するとともに、廃棄物処理、し尿処理などについて衛生を確保し、感染症の発生などを防ぎます。

(4) 医療の確保

医療の確保については、原則として、県（福祉保健部）が指定（地方）公共機関である医療事業者・団体を中心に一元的に運用し、以下のとおり臨時医療施設の設置、救護班の編成派遣、受入病院の調整、応援の要請等を実施することとされています。

ア 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、次に示す医療関係者に対し医療を行うよう要請します。

要請に当たっては、医療を実施する場所、期間、被害状況、交通状況、必要な活動の種類等必要な事項を示します。

医療関係者 (法85、令18)	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
--------------------	--

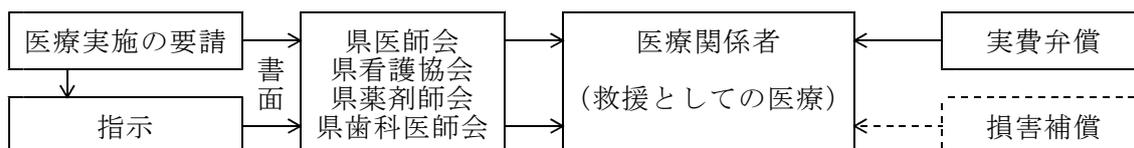
イ 医療実施の指示

医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときは、知事（福祉保健部）は医療関係者に対し、書面により医療を行うべきことを指示します。

ウ 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合は、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保します。

エ 県による医療の確保の一般要領



オ 指定（地方）公共機関による医療の実施

医療実施機関である指定（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの国民保護業務計画に基づき医療業務を行うこととされています。

村は、以下のとおり医療の確保を支援、要請します。

- ア 村内の医療情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告します。
- イ 救護班の編成、派遣、医薬品、医療用資機材の貸与などを実施します。
- ウ 十分な医療が確保できないおそれがある場合は、速やかに県（福祉保健部）へ状況を報告し、必要な要請を行います。
- エ N B C R 災害など特殊災害発生時における医療の確保については、県（危機管理局、福祉保健部、病院局）の調整のもと関係機関と連携して実施します。

(5) 健康管理

ア 健康管理の要領

県（福祉保健部）、村（福祉保健課）は協力して、避難住民等の健康を良好に維持するため、体力、環境、疾病等の実情を把握し、これに基づいて各種施策を総合的かつ継続的に実施します。

イ 健康管理の実施

(ア) 体力増進、予防衛生、環境衛生

村（福祉保健課）は、米子保健所等と協力して、避難住民等や避難所の状況、問題点等について県に情報提供、要請を行うとともに、健康管理上の注意事項等について住民へ周知徹底します。

(イ) メンタルヘルスケア

県（福祉保健部）は、ソーシャルワーカー、心理学者等によるメンタルヘルスケア対応チームを編成し、避難住民等や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケアを実施することとされています。

村（福祉保健課）は、メンタルヘルスケアについて住民へ周知徹底します。

(6) 廃棄物処理

ア 廃棄物処理対策

県（生活環境部）は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、以下のとおり廃棄物処理体制を整備することとされています。

(ア) 県（生活環境部）は、廃棄物関連施設等の処理能力、被害状況等を把握し、市町村の状況、要求に応じて各市町村及び関係機関・団体に広域的な応援を要請することとされています。また、応援活動の総合的な調整を行うこととされています。

(イ) 県（生活環境部）は、被害状況、避難住民等の人数などから判断して、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県等に対し応援を要請することとされています。

村は、武力攻撃災害等や避難住民等の受入れによる廃棄物の増等について見積もりを行い、必要な場合は速やかに処理能力の強化、県（生活環境部等）に対する支援要請など、必要な措置を実施します。

イ 廃棄物処理業の許可の特例

(ア) 村長（住民課）は、村内に特例地域（※1）が指定された場合においては、廃棄物処理法の規定（※2）に関わらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※3）により、廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します（法124③）。

(イ) 村長（住民課）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します（法124④）。

※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定し

た地域（法124①）。

※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法7①本文、⑥本文、14①本文、⑥本文、14の4①本文、⑥本文の規定

※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬、又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法124②）

4 施設

(1) 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

ア 施設及び設備の整備及び点検

村は、管理する施設及び設備の整備、点検に当たっては、防災、国民保護等の視点も念頭におきながら行うものとします。

イ ライフライン施設の機能性の確保

村は、管理する下水道について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

ウ 復旧のための各種資料等の整備等

村は、管理する施設の的確かつ迅速な復旧のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータベースを活用しつつ整備し、適切に保存するとともに、バックアップ体制を整備します。

(2) 建物

ア 建物の建設の要領

村長（福祉保健課、建設産業課）は、国民保護措置上必要とする施設及び附帯施設を建設、維持します。

また、県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）などに対し村内の被災情報、避難住民の受入状況などの情報を提供し、必要な建物を建設するよう要請します。

イ 建物の建設に関する計画

県は、建物の建設に当たり、全県的な収容施設建設計画を作成することとされています。

村（建設産業課）は、全県的な収容施設建設計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、村内における施設の建設に関する計画を作成します。

計画の作成に当たっては、状況の変化に対応できるよう、建設する施設の種類、配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により、効率的な業務を行います。

ウ 村が建設し又は建設を要請する施設の種類

- (ア) 避難施設
- (イ) 臨時医療施設
- (ウ) 医療施設
- (エ) 応急仮設住宅
- (オ) 応急教育施設

(3) 土地

ア 土地使用の要領

県（県土整備局）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地を、原則として

占有者等の同意を得て、使用することとされています。(法82)

村(建設産業課)は、候補となる土地の調査、情報提供、占有者などへの斡旋等により、土地等の使用を支援します。

また、県から救援の実施の法定委託を受けて収容施設や臨時医療施設を設置する場合、必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て使用します。

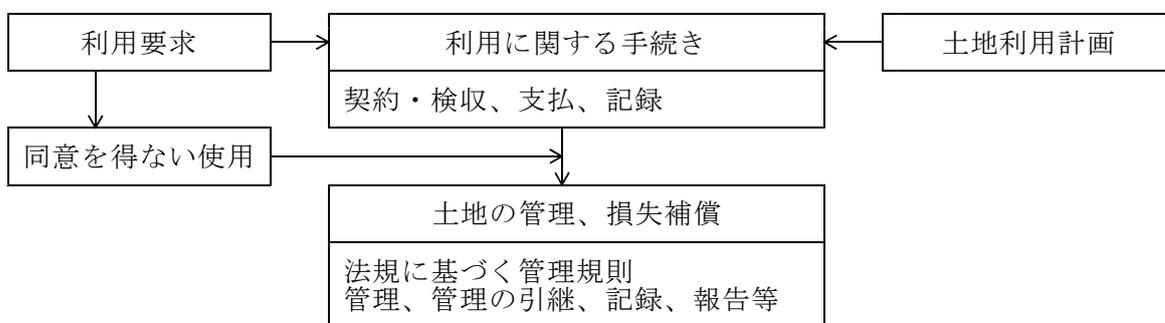
イ 土地利用の計画

県は、土地の使用に当たっては、全県的な土地利用計画を作成することとされています。

村(建設産業課)は、全県的な土地利用計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、村内における土地の使用に関する計画を作成します。

土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地の使用の一般要領



(ア) 土地の占有者等の同意

村長は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地の占有者等に対し、土地の使用について同意を求めます(法82①、83)。

(イ) 同意を得ない土地の使用

村長は、土地の占有者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地を使用します(法82②、83)。

(ウ) 立入検査

村長は、土地の使用のため必要があるときは、占有者等に通知の上、職員に当該土地の立入検査を行わせます(法84)。

(4) 避難施設の指定、管理

ア 避難施設の指定

(ア) 避難施設の指定の要領

知事(危機管理局)は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て避難施設を指定し、避難施設を確保することとされています。

村長(総務課)は、村内の候補施設の選定などについて県(危機管理局)と連絡調整を行い、必要な協力を実施します。

(イ) 避難施設に備えるべき要件等

避難施設が備えるべき要件等については、以下のとおりです。

要件	内 容

安全性	<p>① 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地を有すること。</p> <p>② 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水、高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること。</p> <p>③ 土砂災害に対する安全性 傾斜地の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所であること。</p> <p>④ 建物の安全性 避難施設は、原則として、耐震、耐火、鉄筋構造を備えること。（コンクリート造の建物を優先する。）</p> <p>⑤ 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないこと。</p>
公共性地域性	<p>① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難所として活用できることと、付近住民により認知させていることが必要であるので、公的施設等（学校、公民館等）を優先的に活用すること。</p> <p>② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会を単位とすること。</p> <p>③ 交通 交通の便がよく、車両等による避難や物資の供給が比較的容易な場所にあること。</p>
生活必需品等の確保	<p>① 生活必需品等の確保 避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品、飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること。</p> <p>② ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保、供給できること。</p> <p>③ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること。</p>
衛生環境	<p>① 概ね居室3.3㎡当たり2人の広さが確保できること。</p> <p>② 汚水、し尿、廃棄物等が処理できること</p> <p>③ 医療、助産が提供できること</p>
その他	<p>① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意します。</p> <p>② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、N T T回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査します。</p>

県の指定に当たり村は、地域防災計画で決められた避難のための立退き先（災対法60②）との連携に注意します。

イ 避難施設の管理

知事（危機管理局）は、避難施設の改廃等の状況を管理することとされており、指定された避難施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行うこととされています。

村長（総務課）は、村内の避難施設について状況を把握し、村所管の避難施設について維持管理に努めるとともに、変更等の届出については、確認の上知事（危機管理局）へ送達します。

(ア) 施設の廃止

(イ) 用途の変更

(ウ) 改築

(エ) 重要な変更（避難住民等の受入又は救援の用に供すべき部分の総面積の1/10以上の増

減等)

ウ 避難施設指定・改廃の通知

知事（危機管理局）は、避難施設を指定、変更した時は、市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知することとされています。

村長（総務課）は、知事から通知を受けて、村内の避難施設について消防団、自治会、住民へ周知します。

エ 避難施設の安全と運営方法の確保

(ア) 避難施設の消防基準

知事（危機管理局）は、消防法に準拠して、臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めることとされています（法89）。

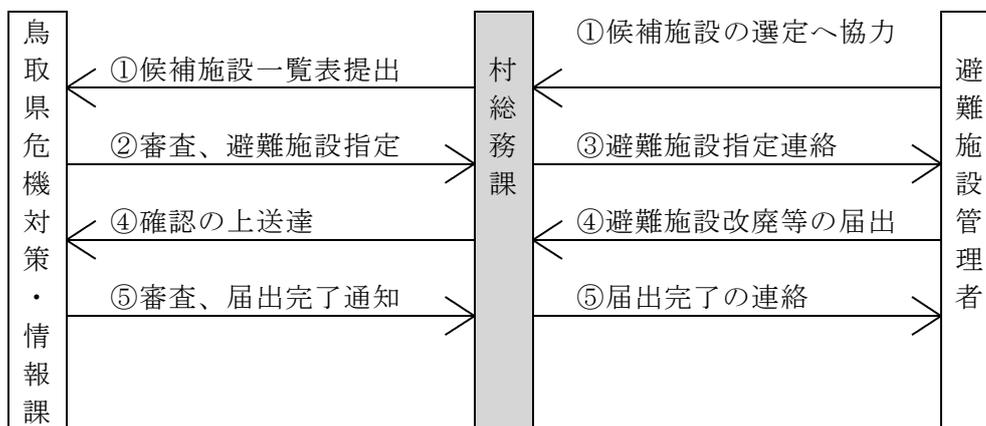
村長（総務課）は、村所管の避難施設について同基準に基づいて整備し、また、村内の避難施設の整備状況を把握します。

(イ) 避難施設の管理運営

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、避難施設管理運営指針及びマニュアルを作成することとされています。

村長（福祉保健課）は、同指針及びマニュアルに則り、避難施設を管理、運営します。

オ 避難施設指定、管理の手順



段階	要 領
指定	<p>1 県(危機管理局)は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとされています。</p> <p>2 村(総務課)は村内の候補地について、政令で定められた基準により調査の上、県へ報告します。</p>

	<p>3 県は、審査の上避難施設を指定し、施設管理者、市町村等へ通知することとされています。</p> <p>4 県は、指定を行った避難施設について、消防庁が別途作成予定のデータベースに登録し、情報の共有化に努めることとされています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎施設名称 ◎管理者の名称 ◎施設所在地（郵便番号、住所） ◎連絡先（電話番号、ファックス番号） ◎管理者の連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス） ◎施設の管理者の属性（公、私） ◎構造（コンクリート造、その他） ◎宿泊、炊き出し等に使用可能な部分の面積（屋内（㎡）、屋外（㎡）） ◎収容人員（屋内（人）、屋外（人）） ○保有施設等（トイレ、入浴設備（シャワー設備を含む）、給食設備、バリアフリー化の状況など） ○災害対策の避難場所の指定の有無 ○備考（大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>◎：必須項目、○：任意項目</p> </div> </div>
<p>管理</p>	<p>1 避難施設として指定を受けた施設の管理者は、施設に政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて、県（危機管理局）に届け出ることとされています。</p> <p>2 変更の届け出を受けた村（総務課）は、内容を確認の上県へ送達します。</p> <p>3 県は、届け出の内容を審査し、市町村を通じて審査結果を通知することとされています。</p> <p>4 県は、避難施設の重要な変更について、消防庁が別途作成予定のデータベースに登録することとされています。</p>
<p>整備</p>	<p>村（総務課）は、住民の避難施設確保のため、県（危機管理局）に対し積極的に村内の施設情報を提供し、または、避難施設の指定を要請します。</p>
<p>点検</p>	<p>村（総務課）は、年に一度、村内の避難施設の管理状況について、施設管理者の報告を取りまとめ、県（危機管理局）に送達します。</p>

(5) 復旧等

ア 応急復旧（法139）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設、設備について、復旧には至らないものの、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの措置を講じます。

(7) 村が管理する施設、設備の緊急点検等

村が管理する施設、設備の被害状況について緊急点検を実施し、災害の拡大防止、被災者の救助、避難及び救援を最優先に応急の復旧を行います。

(4) 通信設備の応急の復旧

村の通信設備に被害が発生した場合には、予備設備、代替通信手段の使用等により通信を維持するとともに、保守要員により速やかな復旧に努めます。

(5) ライフラインの応急の復旧

村が管理する下水道について、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による機能回復、維持に努めます。

また、村内における電気、ガス、上水道、電気通信等の被害状況を把握し、ライフライン事業者に被害状況等を連絡し、応急復旧を要請します。

(6) 運送路等の応急の復旧

村内の避難住民の誘導に要する村道の被害状況を把握し、障害物の除去その他避難住民等の運送の確保に必要な応急復旧を実施します。

また、村内の道路について、県に対し応急復旧及びそのための総合調整を要請します。

(7) 応急復旧に関する支援の求め（法140）

村は、応急復旧措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。

イ 復旧（法141）

武力攻撃災害により被害が生じた施設について、その機能を完全に復するため必要な措置を講じます。

基本的には武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。

5 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各課は国民保護措置に要する財政需要（必要となる金額、時点など）を見積もり、総務課と協力して財源の確保に努めます。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、当初予算、又は補正予算で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 優先的に取り組むべき事項の順位の決定 2 予算の重点配分、流用、予備費充当 3 速やかな予算編成と臨時議会の招集 |
|--|

ウ 復旧、復興

(7) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(4) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報の収集

エ 予算措置が必要な場合には予算編成を行い、議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事

務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免措置等

村（住民課ほか各課）は、武力攻撃災害による被災者の公的徴収金の減免等について、平素から制度を整備するとともに、必要な場合該当者への通知、村広報の活用、説明会の開催などにより住民へ周知徹底し、減免等の措置を実施します。

ア 村税の減免、徴収猶予（法162②）

村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに村税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他徴収金の減免、徴収猶予（法162②）

ウ 村の所有に属する財産、物品の貸付、使用許可及び対価の減免（法163②）

(4) 損失補償等

村は、村長が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。（法159①）

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法81②
特定物資の保管命令	法81③
土地等の使用	法82
応急公用負担等	法113③（同条①に係る部分に限る。） 法113⑤（同条①に係る部分に限る。）において準用する災対法64⑦、⑧
車両その他の物件の破損	法155②において準用する災対法76の3②後段（同条③又は④において準用する場合を含む。）

(5) 損害補償

村は、村長、村職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。（法160①）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法70①（同条③において準用する場合を含む。）
救援への協力	法80①
消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力	法115①
保健衛生の確保への協力	法123①

(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県の総合調整（※1）又は指示（※2）に基づく措置の実施に当たって損失を受けた

ときは、県に対しその損失の補てんを請求します。(村の責めに帰すべき事由による損失を除きます。)

このため、総合調整又は指示に係る損失額を記録、確定するとともに、その根拠となる資料を保管します。

※1 総合調整＝県対策本部長の総合調整(法29①)

※2 指示＝知事の指示(法67②(法69②において準用する場合を含む。))、法73②(法79②において準用する場合を含む。)

(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

村は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について村が責任を有するものに要する費用を支弁します。(法令に特別の定めがある場合を除きます。)(法164)

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

(7) 他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。(法165①)

ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めます。(法165②)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 他の市町村長等に対する応援の要求(法17①) 2 都道府県知事等に対する応援の要求(法18①) 3 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示(法119) |
|---|

(4) 他の地方公共団体の長等を応援したときは、当該応援に要した費用をの支弁を請求します。(法165①)

ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。(法165②)

ウ 知事が村長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行(法14)した場合、当該市町村が財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁することとされています。(法166)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用 2 他の市町村長が応援のために負担した費用 |
|--|

村長(総務課)は、財政的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、県(総務部)に対しその旨を申し出るとともに、負担した費用を集計して報告します。

エ 村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合(法76①)、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁することとされています。(法167①)

村長（総務課）は、救援の実施に要した費用を集計し、県（総務部）に請求します。
 ただし、知事の委任を受けて救援の実施に関する事務の一部を行う場合、または、県の支弁を待つかとまがないときは、村は救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁します。（法167②）

6 備蓄、救援物資

(1) 備蓄

ア 備蓄の基本的考え方

(ア) 備蓄の基本想定

- a 避難所での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は県、村の備蓄又は調達する食品等を支給することとします。
- b 避難所への運送などが可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。このため、村は県と協力して、村内の物資の支給が迅速にできるよう備蓄・調達体制を整えます。

(イ) 計画的な備蓄

備蓄に当たっては、被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と備蓄方法に関する方針及び備蓄計画を定め、計画的に備蓄します。

この際、防災における備蓄との整合性、国や県などとの相互協力及び流通備蓄の活用を図ります。

(ウ) 連携備蓄物資の運用及び不足する物資の調達

連携備蓄については、県（危機管理局）が一元的に運用することとされています。
 また、この際不足する物資等については、原則として県（各部局）が国や他の都道府県、企業、団体などに供給を要請することとされています。

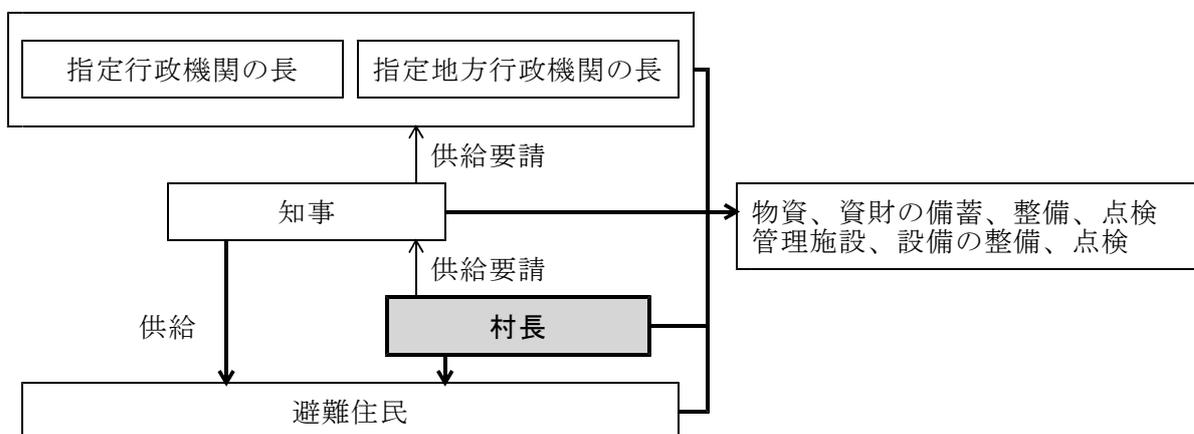
村（総務課）は、県、県内市町村との連携備蓄を行うとともに、連携備蓄の運用、不足物資の調達等について、必要に応じ県（危機管理局）に対し、要請を行います。

(エ) 備蓄の普及啓発

村（総務課）は、村内の事業所、住民などに対し、事業所での食品等の備蓄、各家庭における3日間の備蓄などを普及啓発します。

イ 備蓄の要領

備蓄の要領は、以下のとおりです。



ウ 備蓄に係る注意事項

(ア) 食品などの備蓄の多様化

食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、パン、即席めん、クラッカー、おかゆ等のレトルト食品などについても備蓄を実施します。

また、災害時要援護者に配慮した備蓄を推進し、その際、アレルギー対応などきめ細かな対応に努めます。

(イ) 医薬品などの備蓄

平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めます。

また、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資、資機材について、備蓄及び調達体制を整備します。

エ 県、国、その他関係機関との連携

(ア) 村は、国民保護措置に必要な物資及び資機材について、県、国、その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。

(イ) 県は、広域的な見地から市町村備蓄を補完するとともに、滞在者等に対応するための食品などについても備蓄を推進することとされています。

(ウ) 国による備蓄

以下の物資及び資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行い、県は国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応することとされています。

a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの

化学防護服、放射線測定装置等の資機材

b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、食品、衣類、医薬品などについて、多くの救援物資が届けられることが考えられますが、その際避難所でのニーズとの相違、分配の労力及び手段などの問題も予想されます。

このため、県内への救援物資については、原則として知事（福祉保健部）が一元的に受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備することとされています。

村長は、県（福祉保健部）から救援物資の斡旋を受け、各避難所のニーズを取りまとめて知事（福祉保健部）に報告するとともに、受入れの日時、場所及び運送経路などを連絡します。なお、救援物資については、原則として、避難所への直送を依頼します。

7 人に関すること

(1) 職員の動員、派遣要請など

ア 職員の配置換え

(ア) 村長（総務課）は、平素から通常業務の原則停止と国民保護体制への移行に伴う職員の配置換えなどについて計画を作成し、事態に応じて必要な技術者等の配置換えなどを実施します。

(イ) 事態の推移に応じ、あらかじめ定める計画を超えて職員の配置換えなどが必要となった場合、村長（総務課）は各課間の職員の配置換えなどについて調整を行います。

(ウ) 課内における職員の配置換えなどについては課長が、必要に応じ総務課と協議した上で、

実施します。

イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど

(ア) 職員の派遣の要請

村長(総務課)は、村職員のみでは国民保護措置が実施できないと判断したときは、以下のとおり職員の派遣を要請します。

a 派遣要請

① 県、他市町村に対する職員の派遣要請(自治法252の17)

他市町村職員に対する職員の派遣要請は、県(総務部)を経由して行います。

② 指定(地方)行政機関、特定指定公共機関に対する職員の派遣要請(法151)

指定行政機関等に対する職員の派遣要請は、県(総務部)を経由して行います。

b 派遣要請に必要な文書

派遣要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣について必要な事項

c 派遣職員の受入準備

村長(総務課)は、職員の派遣を要請したときは、派遣職員の宿舍等、受入れ準備を行います。

(イ) 職員の派遣の斡旋の求め

a 知事に対する職員派遣の斡旋の求め

村長(総務課)は、指定行政機関などにどのような人材の派遣を求めればいいか不明のときなどは、知事(総務部)に対し職員派遣の斡旋を求めます。

b 斡旋要請に必要な文書

斡旋要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- 1 派遣の斡旋を求める理由
- 2 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 職員の派遣

村長(総務課)は、県又は県を通じ他市町村から職員の派遣の要請を受けたときは、村内の職員の状況、派遣の条件、受入準備などを確認し、派遣する職員を選定し、事前に協議の上、派遣します。

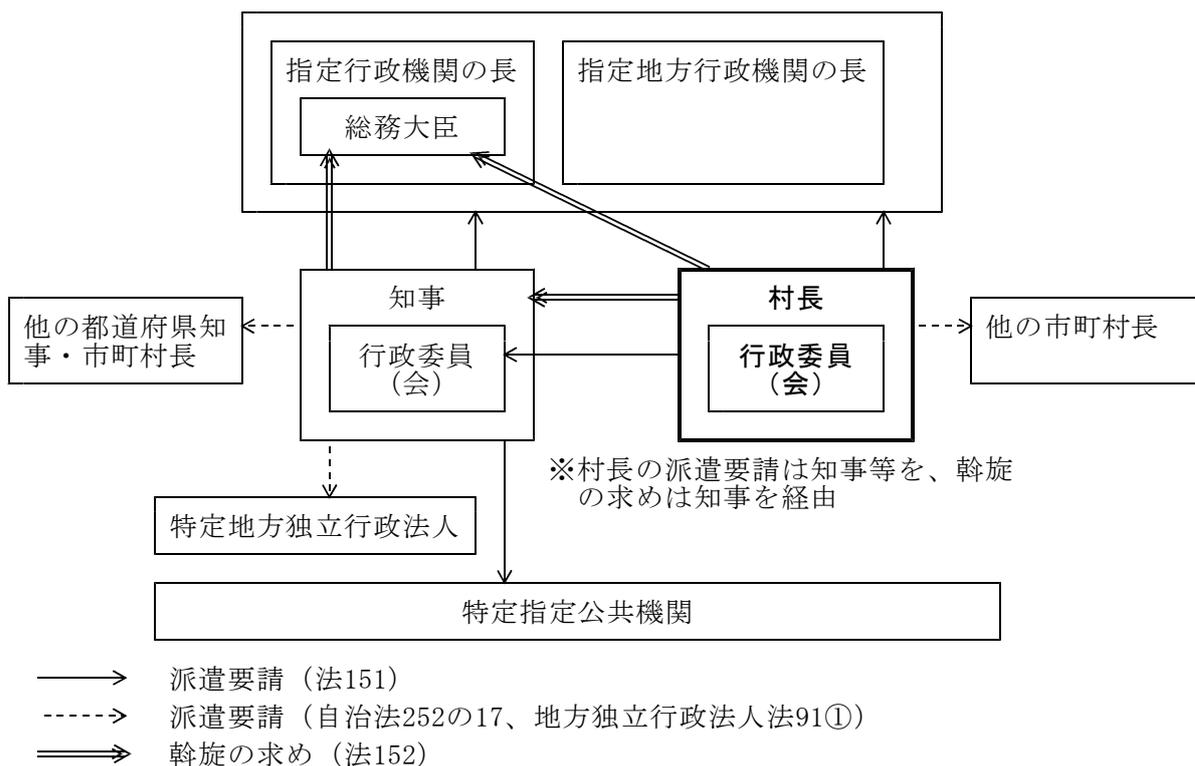
エ 職員の派遣要請などに係る注意事項

(ア) 武力攻撃災害発生時などの村職員の人的応援体制の確保

村長(総務課)は、あらかじめ武力攻撃災害発生時などに応援に派遣できる職員、不足が見込まれる職員を把握し、応援体制を整備します。

(イ) 関係機関との相互派遣協定等の整備

村長(総務課)は、平素から職員の派遣について関係機関と連絡、調整を行い、必要に応じて相互派遣協定等の整備を実施します。



(2) 武力攻撃災害等による死亡者の取扱い

ア 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いの要領

- (7) 遺体の捜索、収容、識別、埋葬又は火葬
- (イ) 遺体・遺骨・遺品の処理・保管
- (ウ) 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し

収集した情報は、被災情報、安否情報として適時知事（危機管理局、文化観光局）へ報告します。

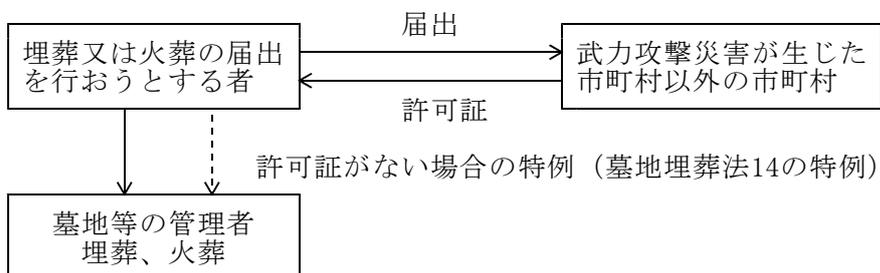
報告・記録すべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名 2 生年月日 3 男女の別 4 住所 5 国籍 6 その他個人を識別するための情報 7 死亡の日時 8 死亡の場所及び状況 9 遺体等の所在
------------	---

イ 業務系統の一例



ウ 埋葬、火葬の手續

村長は、大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、特例により埋葬及び火葬の手續を行います。(法122)



エ 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いに係る注意事項

武力攻撃災害等による死亡者の取扱いについては、以下の点に注意して実施します。

- (ア) 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、確実かつ丁寧に行います。
- (イ) 遺体の取扱いは、衛生環境の維持にも直接影響するので、適時に行います。
- (ウ) 死亡者の取扱いに際しては、遺体の確実な識別、埋葬位置の標示、遺品の散逸防止、確実な記録・報告及び迅速な処理に注意します。
- (エ) 救出任務に従事した職員などについては、心理的後遺症に苦しむことがあることから、専門家によるメンタルケアなどの対策を実施します。

8 関係機関との連携

村（総務課）は、武力攻撃災害やその兆候の情報に際し、直ちに県（危機管理局）、米子警察署、西部消防局、自衛隊、境海上保安部、他の市町など関係機関と情報を共有するとともに、独力での対応が困難と判断される時は速やかに応援を要請します。

また、応援に際しては各機関と緊密に連携し、必要に応じ現地調整所を設置するなど、現地での協力を努めます。

(1) 国、県、県対策本部との連携

ア 応援要請

村長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは速やかに、知事へ応援を要請します（法18）。

また、住民の避難及び避難住民の救援に必要な物資、資材が不足した場合、知事に供給を要請します（法144）。

イ 国、県、県対策本部との連携

村、村対策本部は、村内における国民保護措置の実施に当たり県、県対策本部と相互に緊密に連携します。

- (ア) 必要な場合、村対策本部の会議に県職員などの出席を求めます（法28⑥）。
- (イ) 村内における国民保護措置を総合的に推進するため必要があるときは、県対策本部長に総合調整を要請します（法29⑥）。
- (ウ) 県現地対策本部（法28⑧）が設置された場合においては、県現地対策本部と緊密に連絡調整を行います。
- (エ) 国現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策会議が開催されたときは、職員を出席させ情報共有や連絡調整を行います。

(2) 他の市町村、市町村対策本部との連携

ア 応援要請

村長等は、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは速やかに、他市町村長等へ応援を要請します（法17、協定等）。

イ 他市町村、他市町村対策本部との連携

村、村対策本部は、村内における国民保護措置の実施に当たり他市町村、他市町村対策本部と相互に緊密に情報交換、連絡調整を実施します。

ウ 他市町村の応援

村長は、他の市町村長から応援の要求（法17）があったときは、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事情）がある場合を除き、必要な応援を実施します。

(3) 指定（地方）公共機関との連携

ア 応援要請

村長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、県対策本部長（危機管理局）を通じ、指定（地方）公共機関に対しその業務に係る国民保護措置の実施を要請します。

イ 応援

村長は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、正当な理由がある場合を除き応援を実施します（法21②）。

(4) 消防との連携

村は、村内における国民保護措置の実施に当たり西部消防局と相互に緊密に連携します。

ア 武力攻撃災害等の情報の提供

村長（総務課）は、村内に武力攻撃災害が発生したときは、県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署に情報を提供します。

イ 避難住民の誘導に関する措置要求

村長（総務課）は、避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、鳥取県西部広域行政管理組合管理者に対し、西部消防局長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めます。（法62④）

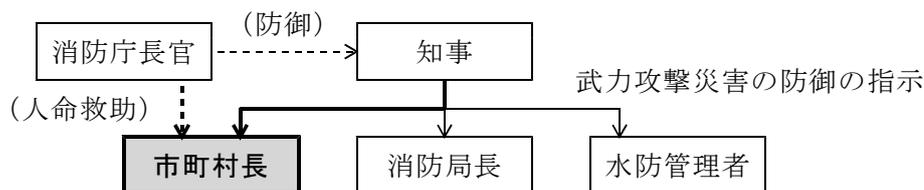
ウ 消防団の派遣など

(7) 村長（総務課）は、村内に武力攻撃災害が発生したときは、消防団に出動を指示します。

(イ) また、消防団は、西部消防局の所轄の下で行動します。

エ 武力攻撃が発生した場合等の知事の指示（法117）

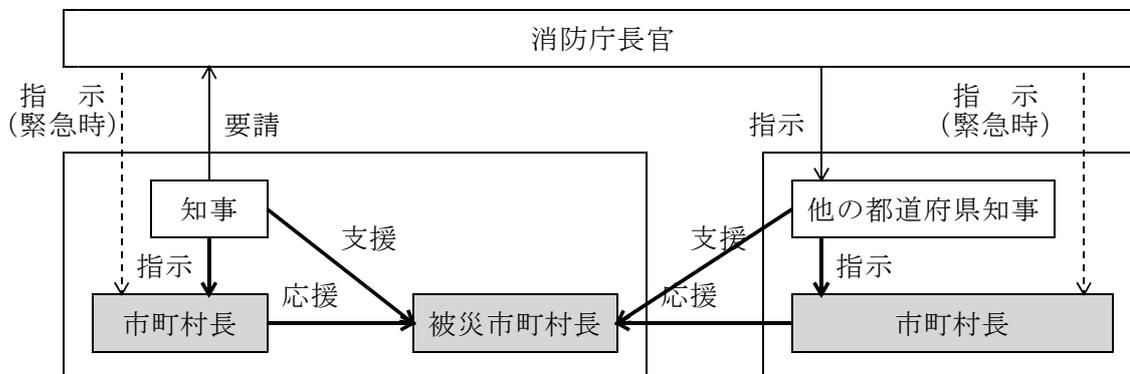
知事（危機管理局）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。



オ 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法119）

知事（危機管理局）は、消防庁長官が消防の応援等を行うため必要な措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、各消防局に対し、消防職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示することとされています。

なお、消防応援出動等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずることとされています（法120）。



カ 消防の応援又は支援の要請

県（危機管理局）、消防局は、武力攻撃災害が大規模又は特殊で独力では対応できない可能性があるときは、必要に応じ県内外の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）を要請することとされています。

(ア) 相互応援協定等に基づく県内外の消防の応援要請

(イ) 消防の応援等の要請

県（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防のみをもってはこれに対処できないと判断した場合は、速やかに消防庁長官に法119①による応援を要請することとされています。

応援部隊の指揮は、応援を受けた広域行政管理組合の管理者又は広域連合長が行うこととされています。

また、都道府県の航空消防隊が出動した場合は、応援を受けた広域行政管理組合の管理者等との密接な連携の下に行動することとされています。

(ウ) 広域消防管理者等への指示

知事（危機管理局）は、法119③に基づき、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、消防局長に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示することとされています。

(5) 警察との連携

村は、村内における国民保護措置の実施に当たり米子警察署と相互に緊密に連携し、村内の被災情報、道路情報などを提供するとともに、必要に応じパトロールなど警備の強化、交通整理、避難住民の誘導（法63）などを要請します。

(6) 自衛隊との連携

ア 派遣の要請

(ア) 国民保護等派遣

防衛大臣は、知事から要請（法15①）を受けたとき、又は国対策本部長から求め（法15②）があったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため部隊等を派遣することとされています（自衛隊法77の4）。

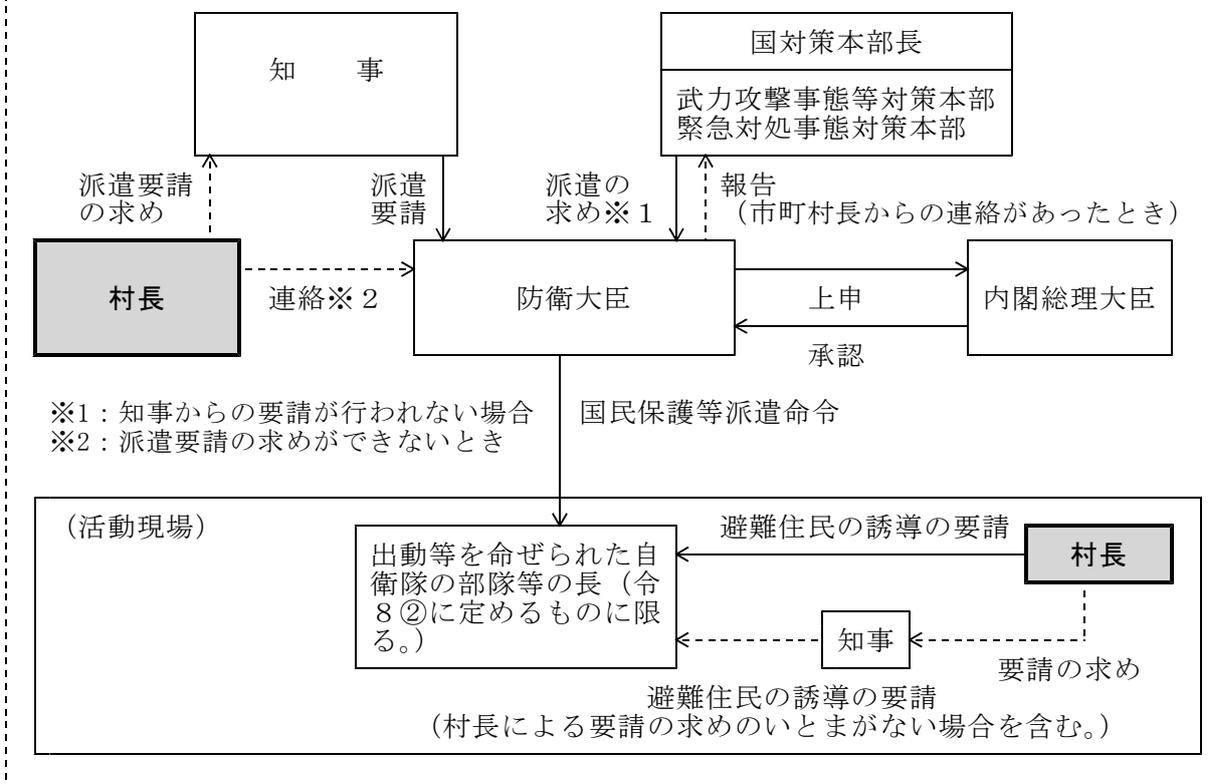
(イ) その他

武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります（自衛隊法81）。

また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります（自衛隊法76）。

イ 国民保護等派遣の仕組み

国民保護等派遣の仕組みは、以下のとおりです。



ウ 国民保護等派遣要請の手続き等

国民保護等派遣の手続き等は、以下のとおりです。

要請者		知 事
要 請 手 続	県	自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合には、以下の事項を明らかにした文書をもって要請することとされています。 ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに、文書を提出することとされています。
	村	知事へ派遣要請の求めを行います。 知事へ派遣要請の求めができないときは、防衛大臣へ連絡します。
文書で明らかにすべき事項	1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	

エ 要請の連絡先

(7) 知事に対する派遣要請の求めの連絡先は、危機管理局です。

(イ) 防衛大臣に対する連絡の連絡先は、以下のとおりです。（防衛省・国民保護計画の定めるところによります。）

a 自衛隊鳥取地方協力本部長

b 通信手段の途絶等のため連絡がとれない場合においては、政令部隊等の長（陸上自衛

隊第8普通科連隊長、第13旅団長、中部方面総監)へ伝達を依頼します。

オ 派遣部隊の一般的活動内容

区 分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、集合施設での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBCR攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

カ 自衛隊との連携に係る留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(7) 相互応援協定の整備

村長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から関係機関との連携に努め、必要に応じ相互応援協定を整備します。この際、防災の協定との整合などに注意します。

(8) 現地調整所の設置

村長(総務課)は、避難住民の誘導、消防活動救援、武力攻撃災害への対処等のため、関係機関(県、消防機関、医療機関、県警察、自衛隊等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場に現地調整所を設置し、または、関係機関が設置した現地調整所に職員、消防団員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

<参考：現地調整所のはたらき>

① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が共通の目標を達成するため、各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです。

(例：避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う等)

② 現地調整所における各機関の指揮関係は協同です。このため、各機関はそれぞれの指揮命令系統で活動することとなります。

③ 現地調整所は、各機関の現場における代表者で構成し、権限の範囲内で必要な調整を実施します。

④ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般です。

⑤ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化が図られることとなります。

市町村は、消防機関による救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことが可能となり、また現場での関係機関全体の活動を踏まえたそれらの権限行使の要否等について、関係機関と迅速に協議しながら、権限を行使することが可能となります。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可

能となります。

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

武力攻撃（予測）事態等において、村長は住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行います。このため、村において総合的な情報提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供

ア 情報提供のガイドライン

住民に対する情報提供は、以下の方針により実施します。

- (ア) 事実に基づく正確な情報を提供すること。
- (イ) 広報の時期を逸することがないように迅速に情報を提供すること。
- (ウ) 住民の行動、安全確保の指針となる情報を提供すること。
- (エ) 住民の誤解と混乱、不安を防ぎ住民の理解と協力を得ること。

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画」参照

ウ 情報提供の手段

(ア) 村広報

村（総務課）は、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、集落放送、広報車、ホームページ、CATV、村報など村の所有する広報手段を活用するほか、消防団、自治会、自主防災組織等の協力による情報の伝達、避難所への情報提供などを実施します。また、村役場などに相談窓口を設置し、広報と一元的に対応します。

(イ) 報道機関等への情報提供

a 県による定期的情報提供

報道機関への情報提供は、原則として一旦県対策本部（広報センター）が取りまとめの上定期的に行うこととされています。

村（総務課）は、定期的に県（危機管理局）に対し、情報を送付します。

b 村による随時情報提供

村長（総務課）は、必要に応じ、随時報道機関に情報を提供します。その際は、県対策本部（広報センター）へ連絡します。

エ 情報提供の要領

- (ア) 総務課のもと、村における広報を一元的に行います。
- (イ) 県対策本部（広報センター）、関係機関と密接に連絡調整を行い、連携して広報を実施するとともに、必要に応じ情報提供、県レベルでの広報要請を行います。
- (ウ) 地域住民、避難住民等の情報ニーズに応じた、迅速できめ細かな情報提供を行います。
- (エ) 村各課は、適時適切に広報担当課へ情報を集約します。

オ 住民への情報の提供

(ア) 放送

村内の周波数は、以下のとおりです。

	NHK第1	NHK第2	BSSラジオ	NHK-FM	FM山陰
米子	963	1521	米子、境港 900	米子 84.0	米子 77.4
	DARAZ FM				
	米子	79.8			
NHK	総合	教育	山陰放送	日本海テレビ	山陰中央テレビ
米子	3	2	米子 6	米子 1	米子 8
	中海テレビ				
	米子	11			

(イ) インターネット

関係機関のホームページは以下のとおりです。

首相官邸	www.kantei.go.jp/
内閣官房（国民保護ポータルサイト）	www.kokuminhogo.go.jp
総務省消防庁	www.fdma.go.jp/
県	www.pref.tottori.lg.jp/kikikanrihp/
警察本部	www.pref.tottori.jp/police/
日本赤十字社	www.jrc.or.jp/
NHK	www.nhk.or.jp/
日本海テレビ	www.nkt-tv.co.jp/
山陰放送	www.bss.jp/
山陰中央テレビ	www.tsk-tv.com/
エフエム山陰	www.fm-sanin.co.jp/
中海テレビ	gozura101.chukai.ne.jp/

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが予想されます。

これらに対応するため、県、市町村、消防、警察、その他関係機関は連携して各避難所や主要な場所に相談窓口を開設し、協力して対応することとされています。

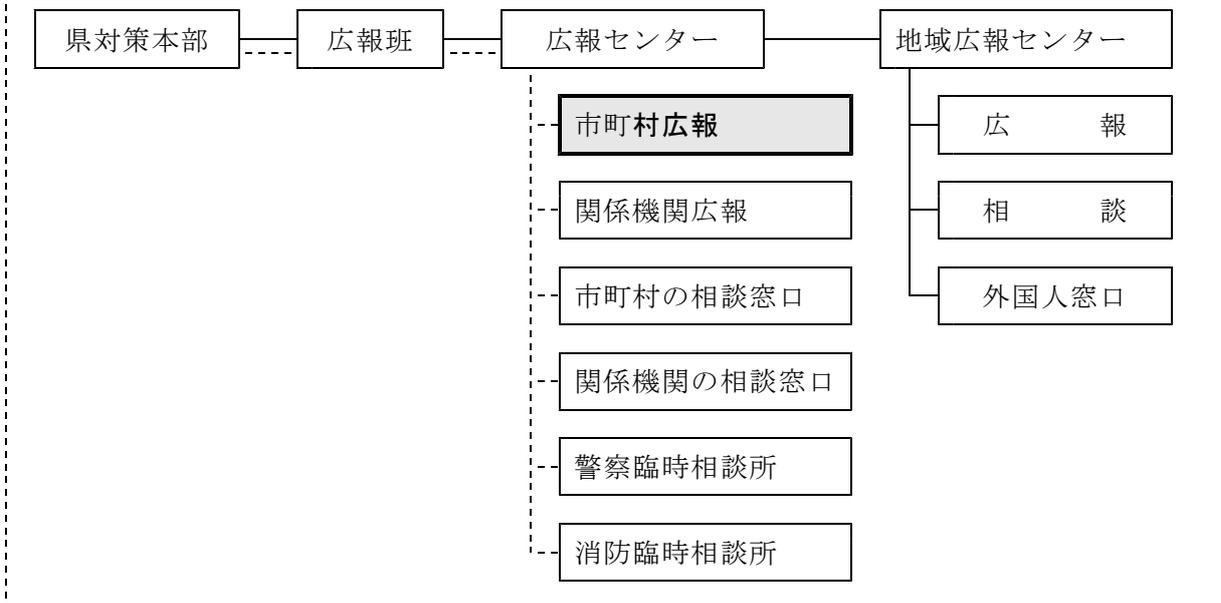
村（総務課）は、村役場等に相談窓口を設置し、県対策本部（広報センター）と連携して、住民からの相談に応じます。

(4) 実施体制

県内における情報提供・相談については、県対策本部（広報センター）が市町村、関係機

関広報と連携して実施することとされています。

この際、県は専門家の助言、派遣など、他機関の情報提供・相談を支援することとされています。



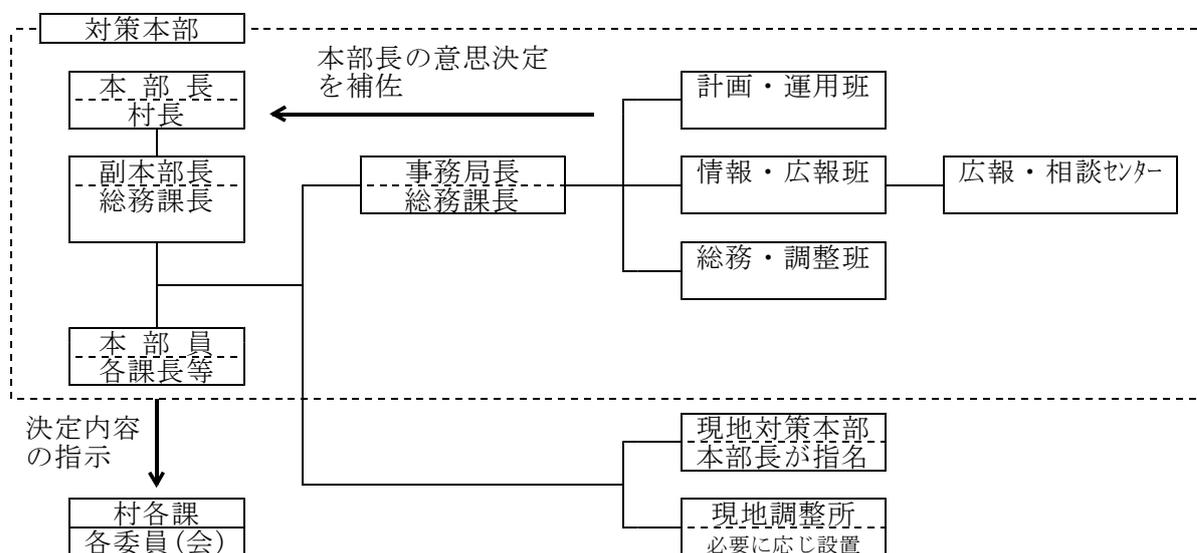
第6章 国民保護対策本部等、通信

要旨	国民保護対策本部等を設置すべき市町村に指定された場合に、国民保護対策本部等を速やかに設置するなど、村がとる活動体制について定めます。
----	--

1 日吉津村国民保護対策本部

(1) 組織

ア 組織図



イ 本部長

- (7) 対策本部の本部長は村長です。(法28①)
- (4) 本部長は対策本部の事務を総括し、本部員、本部職員を指揮監督します。(本部条例2①)
- (9) 村長の不在等の非常時における、村長権限委譲順位は次のとおりです。

第1位	総務課長
第2位	あらかじめ村長が指名するもの
第3位	”

ウ 副本部長

- (7) 対策本部の副本部長は総務課長です。
- (4) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき等はその職務を代理します。(本部条例2②)
- (9) 副本部長の継承順位は、村長権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (7) 対策本部の本部員は、以下のとおりです。

総務課長 福祉保健課長	教育委員会教育長 教育課長
----------------	------------------

建設産業課長 住民課長 出納室長 議会事務局長	保育所長 消防団長 その他職員で村長が指名する者
----------------------------------	--------------------------------

- (イ) 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事します。(本部条例2③)
- (ウ) 本部員が不在などの非常の際においては、本部員の次級の先任者である村職員が代替職員となります。

オ 事務局

- (ア) 事務局は、総務課長を事務局長とし、総務課の職員及び各課からの応援職員により構成します。
- (イ) 事務局の各班は、本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、以下の業務を行います。

班名	業 務
共 通	1 実施計画の作成 2 その他本部長から命ぜられた事項
計画・運用班	1 本部会議の開催 2 本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画の取りまとめ 4 本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報・広報班	1 情報要求の決定 2 情報の収集、整理及び集約 (①被災情報、②避難や救援の実施状況、③安否情報) (④その他計画・運用班等から収集を依頼された情報) 3 情報の報告、通報 4 住民への情報提供、報道機関との連絡調整等の広報 5 住民からの相談等の広聴
総務・支援班	1 村内で各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 県等に対する応援の求め及び応援に係る連絡調整等 3 通信の確保 4 対策本部の庶務業務

カ 連絡要員の派遣など

本部長は、必要があると認めるときは、国、県の職員その他村職員以外の者を対策本部会議に出席させ(法28⑥)、又は、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関等に対し対策本部へ連絡要員を派遣するよう要請します。

その際、連絡要員等の受入体制の整備に留意します。

(2) 対策本部の所掌事務

対策本部は、村の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次のことを行います。

<ul style="list-style-type: none"> 1 本部長の意思形成の補佐 2 本部長の総合調整権の発動の補佐 3 村長以外の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整 ※ 対策本部は、本部長の意思決定を補佐するものであり、村各担当課等を指示するものではありません。
--

(3) 対策本部の設置

ア 設置の基準

- (ア) 対策本部は、国から対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けて村長が設置します（法27①）。
- (イ) 村長は、対策本部設置を必要と認める場合は、知事（危機管理局）を経由して内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します（法26②）。

イ 廃止の基準

対策本部は、対策本部の設置の指定の解除の通知を受けて村長が廃止します。（法30）。

ウ 設置及び廃止の公表

- (ア) 村長は、対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公示などにより公表するとともに対策本部の標識を本部前に掲示します。
- (イ) 村長は、対策本部を廃止したときは、設置に準じてその旨を直ちに公表します。

エ 設置の通知等

(ア) 村長は、対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通 知 先	方 法	担 当
村の機関	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	総務課（出先機関へは各所管課）
県（危機管理局）、 県対策本部	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	総務課
自治会、自主防災組織	電話、ファクシミリ	総務課
消防団		
西部消防局		
米子警察署		
各関係機関、団体		

(イ) 村長（地域振興課）は、対策本部が設置されたときは、口頭、文書、電話等による発表と資料提供により、直ちにその旨を報道機関に発表します。

(ウ) 村長（総務課）は、県対策本部が設置されたときは、その旨の通知を受信します。

オ 本部員、本部職員の参集等

本部長は、対策本部を設置したときは、直ちに本部員、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

(4) 設置場所

対策本部の設置場所は、以下のとおりです。

区 分	設 置 場 所
通常の場合	村役場会議室
村役場が使用不能の場合	村中央公民館
<ul style="list-style-type: none"> ・日吉津地区に武力攻撃災害が発生した場合 ・避難が必要となった場合など <p style="text-align: center;">↓</p> これらのいずれの施設も対策本部として使用できなくなった場合	村農業者トレーニングセンター その他村の所有に属する施設

(5) 本部長の権限等

ア 本部長の権限

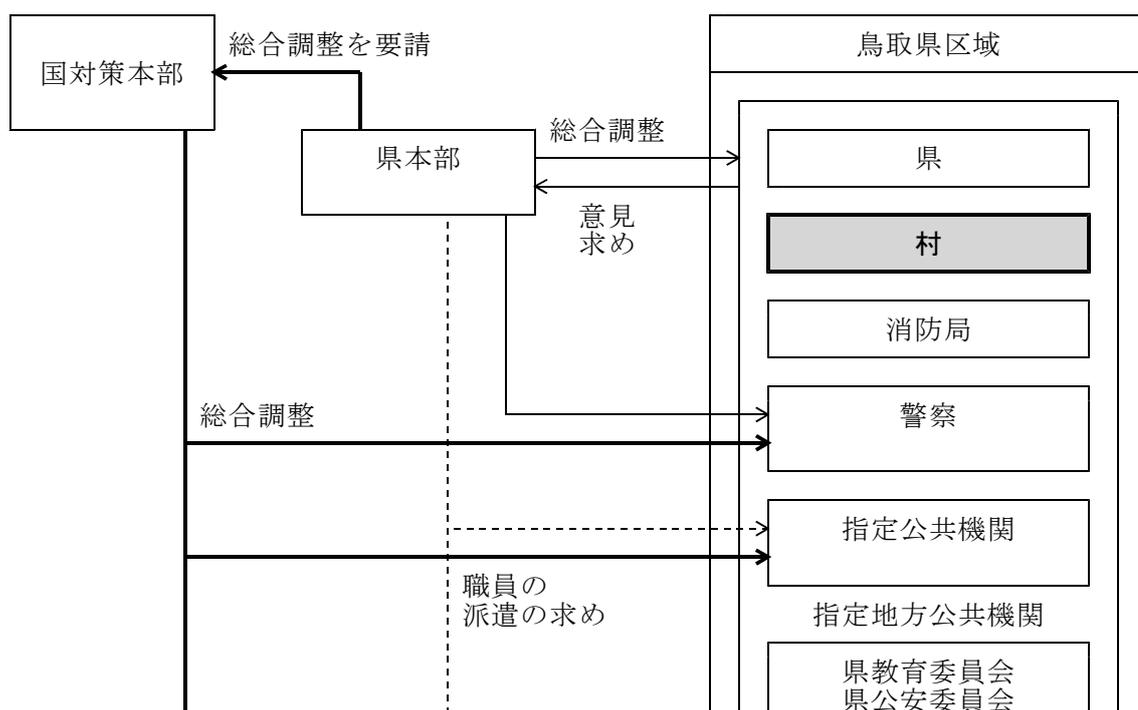
本部長の権限は以下のとおりです。

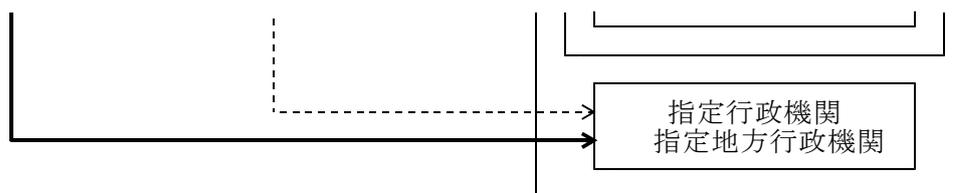
権限	内 容
総合調整 (法29⑤)	村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する村の区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行います。
総合調整の 要請(法29 ⑥)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県、指定(地方)公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整(法29①)を行うよう要請します。
要請の求め (法29⑦)	特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長へ総合調整の要請(法29④)を行うよう求めます。
情報の提供 の求め(法 29⑧)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報(各機関による国民保護措置の実施状況等)の提供を求めます。
報告、資料 の提供の求 め(法29⑨)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の関係機関に対し、報告、資料の提供を求めます。 ※ 報道の自由等を損なうおそれがある場合を除きます。
措置の求め (法29⑩)	教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置(児童、生徒の避難に関する適切な措置など)を講ずるよう求めます。 ※ この場合、本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

※ 対策本部長は、これらの権限の行使に当たっては、関係機関・団体の自主性を尊重します。

イ 鳥取県内における村、村対策本部長の位置

鳥取県内における村、村対策本部長の位置は以下のとおりです。





(6) 対策本部の運営及び警戒

ア 対策本部の運営

(7) 運営要領の策定

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように対策本部職員の勤務、施設の運営等の要領を策定します。

この際、長期にわたる円滑な活動が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制へ迅速に移行するよう注意します。

(4) 県現地対策本部との連携

県現地対策本部が設置された場合、対策本部は県現地対策本部と密接に連携して、村内における国民保護措置の円滑な推進を図ります。

イ 対策本部の警戒

(7) 警戒計画

村長（総務課長）は、村及び周辺の状況、特に事態の状況を考慮して対策本部警戒計画を作成します。

(4) 入室確認

対策本部室の入室については、入室確認を行い、原則として事前に許可登録を受けた対策本部要員に限ります。

(4) 関係機関との連携

対策本部の警戒に当たっては、米子警察署と密接に連携します。

(7) 対策本部の移転

対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 対策本部移転の要領

対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。

対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

イ 対策本部の予定位置

対策本部の位置については、国民保護措置全般の状況の推移に速やかに対応することができ、関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

ウ 対策本部移転の手続

事務局長は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、対策本部長の承認を受けます。

対策本部の細部位置については、あらかじめ事務局職員が事前調査を行い、関係課と調整して決定します。

位置の選定にあたっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

エ 移転に伴う通信等

対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、事務局（情報・広報班）は、対策本部の移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残し、関係機関との通信を確保します。
また、本部長の移動中の通信手段を確保します。

オ 先行班

対策本部の移転先が決定した場合、本部長はあらかじめ編成した先行班を派遣して通信手段その他必要な準備を行います。
先行班は、事務局及び各課の職員で編成します。

カ 移転に伴う調整と報告

対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、県など関係機関と密接に調整し、新位置、通信方法等については、速やかに県対策本部へ報告するとともに、関係機関に通知します。
報告・通知先は、対策本部設置の場合に準じます。

報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の新位置 2 移転の時期 3 移転の経路 4 通信方法（移動中の通信を含む） 5 その他
	対策本部長の移転先への到着	

(8) 対策本部等の記録

村、村対策本部の活動及び村内で実施された国民保護措置などについては、文書、映像などにより記録、保管します。

2 職員等の活動体制

(1) 村職員の配備体制基準

配備	内容	配備の基準（時期）	配備の内容
通常時	個人の準備 (Green)	1 24時間にわたって常時情報を収集。	1 村としては通常体勢のほか特段の準備は行いませんが、各職員は連絡先を明確にするなど、不測事態に備えます。
注意体制	情報集約センターの設置 (Blue)	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき。 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	1 関係各課においては、武力攻撃情報等についての収集連絡、その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体制Iに対する準備を行います。
警戒体制	緊急対応チームの参集 (Yellow)	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃時による被害発生の可能性があり、総務課長が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催	1 関係各課においては、国民保護に従事するとともに、随時課長会議を開き、情報連絡、対策協議を行います。

I		されたとき。	2 関係各課においては、警戒体制Ⅱに対する準備を行います。
警戒体制Ⅱ	警戒本部の設置 (Orange)	1 警報が発令されたとき。 2 国の安全保障会議が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、村長が必要と認めたとき。	1 各課は国民保護措置に従事するものとし、直接関係のない課の職員にあつては、課長の指示に従い、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。
非常体制	対策本部（又は危機管理対策本部）の設置 (Red)	1 県内で警報が発令されたとき。 2 村が対策本部設置の指定を受けたとき。 3 村が対策本部設置の指定を受けていない段階で県内で武力攻撃災害が発生し、村長が必要と認めたとき。	1 国民保護体制に移行し、全職員をもって国民保護措置に従事します。

- 注) 1 上掲の基準は、村の地方機関における配備基準にも適用します。
2 消防団の配備体制基準は、消防団長の定めるところによります。

(2) 村職員の動員計画

ア 村各課における国民保護要員の動員

- (ア) 武力攻撃災害の防除、軽減及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施を図るため、各課長は前述の配備体制基準にしたがって、職員を動員します。
(イ) 各課長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。
(ウ) ただし、各課長は情勢に応じ、必要と認める範囲内において、動員数を適宜増員します。

イ 地方機関における動員

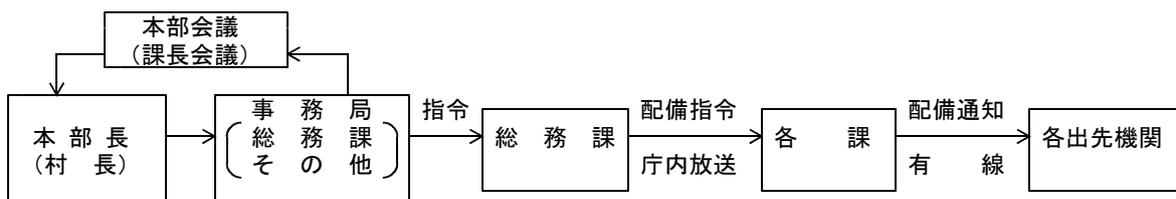
地方機関における動員については、地方機関の長において本庁の動員体制に準じ別に計画、実施します。

ウ 動員配備のための連絡体制の確保

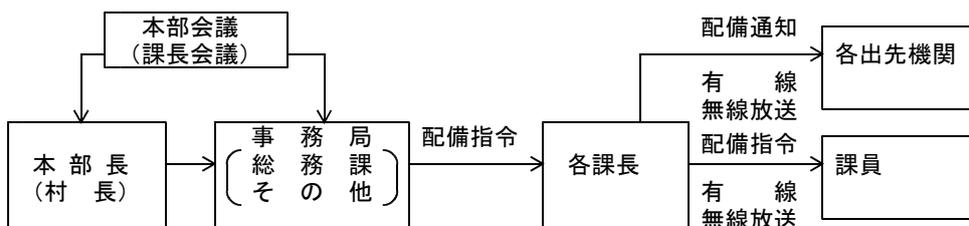
村における職員の動員配備は、次の系統で伝達、実施します。

各課長は、あらかじめ職員の動員順位、連絡方法等について計画します。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 初動体制

ア 防災当直体制 (通常)

勤務時間外については当直職員により、24時間体制で防災当直を実施します。

区分	内 容
構成	当直職員 (必要に応じ総務課職員等を増員)
業務	1 武力攻撃災害等及びその兆候に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 総務課職員等に対する災害情報等の連絡 4 総務課職員が登庁するまでの間、対策本部業務及び各課長への連絡、県及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に総務課長が指示する業務
連絡順位	1 総務課長→村長、教育長 2 県 (情報連絡室) 3 総務課職員 4 各課長

イ 参集体制 (第1 配備以降)

(7) 参集、待機

村職員は、常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、夜間、休日等の勤務時間外に鳥取県に武力攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき自発的に参集、待機します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
総務課	対策本部	対策本部の開設 対策本部の通信連絡 その他
その他の職員で対策本部勤務者		
本庁勤務者	当該職員が勤務する本庁各課	課の応急対策業務
出先機関勤務者	当該職員が勤務する出先機関	出先機関の応急対策業務

注) 参集場所等を別に定めている課等を除きます。

消防団の参集については、消防団長の定めるところによります。

(イ) 参集の遅延

職員は、交通の途絶などにより参集場所に参集できない場合は、最寄りの地方機関等に参集の上、その旨を課長に報告します。

また、心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。

(ウ) 自主参集

職員は、常に武力攻撃事態等の情報、兆候などに注意し、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、各課長などからの連絡を待つことなく自主的に参集します。

3 県の対策本部等

(1) 対策本部などの連携

対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、県の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

(2) 県の対策本部

ア 知事は、国から対策本部設置の指定を受けたときは、鳥取県国民保護対策本部を設置し国民保護措置に従事する職員を配置することとされています（法27①）。

なお、県対策本部を設置する必要がある場合で、国による指定が行われない場合は、内閣総理大臣に指定を要請することとされています（法26①）。

イ 県対策本部が設置される以前、又は、設置されない場合における国民保護措置については、県対策本部が設置された場合に準じて処理するものとされています。

ウ 県は、県対策本部に関する組織を整備し、県対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービス等に関する基準を定めることとされています。

エ 県は、県対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、国（消防庁）にその旨を報告するとともに、関係機関に通知することとされています。

オ 県は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、情報集約センターを設置して24時間即応体制を維持することとされています。

(3) 関係機関の国民保護措置実施体制

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関などは、国民保護措置を実施するために必要な体制を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及びサービス基準を定めることとされています。

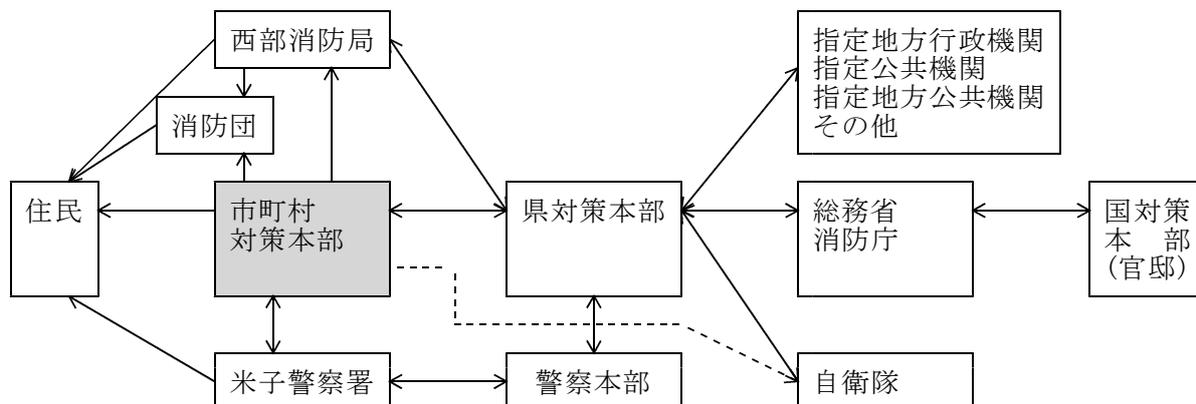
4 村緊急対処事態対策本部

村緊急対処事態対策本部については、「1 村国民保護対策本部」に準じます。この際、「村国民保護対策本部」を「村緊急対処事態対策本部」と読み替えます。

5 通信

(1) 通信連絡の系統図

鳥取県における通信連絡の系統図は以下のとおりです。



(2) 通信運用

対策本部の通信の運用管理は、事務局長が統括します。

各課長等は、対策本部が設置されたときは、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生し、又は発生する恐れのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。

村と県、西部消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

また、国対策本部(官邸)と県及び村対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) や全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報の伝達を行います。

また、総務課は他の各課及び各地方機関に対しても、内線電話等により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。

(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。

通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系） 県内各機関	県と市町村・消防局及び陸上自衛隊など県内の関係機関を相互に結ぶ無線通信網で、地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線と、多重無線、有線回線等を使用した地上系無線で構成されています。	鳥取県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結し、維持、運営を行っており、鳥取県がその総括を行っています。
消防防災無線 消防庁	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信しています。	鳥取県と消防庁が協定を締結し、維持、運営を行っています。
中央防災無線 国各省庁 指定公共機関等	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信しています。	内閣府が維持、運営を行っています。

緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用し、国 (官邸) と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	内閣官房が維持、運営を行っています。
国対策本部 (内閣官房)		
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	地域衛星通信ネットワークを利用し、国 (内閣官房・消防庁) から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達します。	内閣官房・消防庁が維持、運営を行なっています。
(内閣官房・消防庁)		
水防道路無線	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信しています。	鳥取県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営を行っています。
国土交通省		
地域衛星通信ネットワーク	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った (財) 自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財) 自治体衛星通信機構との利用契約により通信を行います。	(財) 自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成しています。また、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財) 自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っています。
国各省庁 他都道府県		
非常通信	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を行います。	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営しています。

村 (総務課) は、情報伝達ルートが多ルート化や、衛星携帯電話、停電等に備えた非常用電源の確保、運用等を図ります。

(4) 通常時の情報伝達手段

通常時の情報伝達手段は、以下のとおりです。

通信手段	送受信先	県庁情報送信	県庁情報受信
鳥取県防災行政無線 (地上系・衛星系)	各総合事務所 各市町村 各消防局 消防防災航空室 陸上自衛隊第8普通科連隊	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 動画映像 準動画映像
	県地方機関 防災関係機関	電話	電話
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話

			ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
地域衛星通信ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、 消防含む） 県東京本部	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先使用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めることとされています。

村（総務課）は、指導要員等の配置、通信統制等について県と連絡調整を行います。

また、特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話の優先利用

(7) 非常扱い通話、緊急扱い通話

通話内容	武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話等については、他の通話に先だって接続及び伝送を行います。 ① 非常扱い通話 地震、集中豪雨、台風などの非常事態が発生した場合、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする。 ② 緊急扱い通話 非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。
非常通話等の取扱い	あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。 通話を請求するときは、「非常」等の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。

イ その他の通信設備の利用

緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。

村長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	村長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、	県防災行政無線設備 警察事務設備	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議を必要

<p>連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p>	<p>消防事務設備 水防事務設備 航空保安事務設備 海上保安部事務設備 気象業務設備 鉄道事業設備 軌道事業設備 電気事業設備 鉱業設備 自衛隊設備</p>	<p>としません。</p>
	<p>NHK 山陰放送 日本海テレビ 山陰中央テレビ エフエム山陰 CATV</p>	

※ 国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限りです。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省中国総合通信局においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行っています。なお、各機関が所有する災害対策用機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりです

機 関	種 類	貸与条件等	台数
中 国 総 合 通 信 局	業務用トランシーバ （簡易無線局）	機器貸与：無償 電波利用料：使用者負担 新規加入料・基本料・通話料：不要	20台
	N T Tドコモ 衛星携帯電話端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	10台
	インマルサット・ ミニM端末	機器貸与：無償 新規加入料：使用者負担 基本料・通話料：使用者負担	8台
電 気 通 信 事 業 者	携帯電話	電気通信事業者の判断による	
	M C A		

村（総務課）は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けます。

第7章 その他

1 住民、事業所等の協力等

国民保護措置の的確かつ迅速な実施のためには、住民、自主防災組織、事業所等の理解と協力が不可欠です。

ここでは、住民等の協力と、避難の指示が発せられたときの期待される行動を示します。

(1) 住民の協力

住民は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な協力をを行うように努めることとされています。(法4)

村は、住民に協力を要請する場合は、協力する住民の安全確保に配慮します。

要請者	要請内容	備考
村長 知事	避難に関する訓練への参加(法42③) ・訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による	
避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	避難住民の誘導の援助(法70) (復帰の誘導を含む) ・村職員と一体となって避難住民の先導をすること ・移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・災害時要援護者の避難を援助してもらうこと	損害補償
知事、県職員 (※救援を委任したときは村長、村職員)	救援の援助(法80) ・二次災害の発生の可能性がある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、要請しない。	損害補償
村長、村職員 消防吏員 知事、県職員 警察官等	消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助(法115) ・消火のための水の運搬 ・救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・被災者の救助のための資機材の提供など	損害補償
村長、村職員 知事、県職員	住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助(法123) ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・防疫活動の実施 (感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために保健所や村が作成したパンフレットの配布) ・被災者の健康維持活動の実施 (栄養指導等の保健指導のために保健所や村が作成したパンフレットの配布、健康食品等の保険資材の配布等)	損害補償

(2) 公共的団体の取組み

村内の公共的団体は、村の国民保護措置に対する協力を努めることとされています。(法16③)

(3) 住民に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。 4 家族で対応措置を話し合い、家族内の役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ定めます。 5 災害時要援護者がいる家庭では、情報伝達、避難などの方法をあらかじめ定めます。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 隣近所で互いに知らせあいます。 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認します。 4 非常用持出用品を準備します。 5 必要以上の買い急ぎはしません。 6 児童が登校している場合は、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。 2 避難については村の誘導に従い、勝手な行動は自粛します。 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動します。 4 災害時要援護者の避難に留意し、必要に応じて補助します。 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動します。

(4) 自主防災組織等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設、そこまでの経路を周知します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 役割分担を決めます。 5 国民保護についての普及啓発を行います。 6 地域内の災害時要援護者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。
警報発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。
避難の指示発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 村からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達します。 2 役割分担を確認し、実施します。 3 災害時要援護者の避難に留意し、必要に応じて補助します。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を行います。

(5) 集客施設、事業所等に期待する取組み

段階	期待する取組み
平素	<ol style="list-style-type: none"> 1 集客施設、事業所内の危険箇所を把握します。 2 最寄りの集合施設を把握し、経路を確認します。 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立します。 4 従業員の食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備します。

	<p>5 従業員で対応措置を話し合い、事業所内の役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難住民誘導方法などをあらかじめ計画、周知します。</p> <p>6 災害時要援護者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ定めます。</p>
警報発令時	<p>1 村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努めます。</p> <p>2 来客、従業員等に伝達します。</p> <p>3 集合場所、連絡方法などを確認します。</p> <p>4 非常用持出用品を準備します。</p> <p>5 必要に応じ、災害防止措置を行います。</p> <p>6 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。</p>
避難の指示発令時	<p>1 村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報の入手に努め、来客、従業員等に伝達します。</p> <p>2 ショッピングセンター、映画館等不特定多数の者を収容する集客施設では、混乱防止に留意します。</p> <p>3 来客の誘導を行います。</p> <p>4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止します。</p> <p>5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を行います。</p> <p>6 災害時要援護者である来客、従業員等の避難に留意し、必要に応じて補助します。</p>

(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項

住民、事業所等に協力等を求める際には、強制（事実上の強制を含む。）にわたることがないように十分配慮します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施にあたっては住民、消防団や自主防災組織等の理解と自発的協力が重要です。

そのため、村（総務課）は平素から説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、住民等への普及啓発に努めます。

(1) 住民への普及啓発

ア 普及啓発の種類、内容

- (ア) 国民保護法の普及啓発
- (イ) 国際人道法、有事における民間人の保護の普及啓発
- (ウ) 村、県、その他関係機関の役割の普及啓発
- (エ) 避難施設、集合施設の周知
- (オ) 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及啓発
- (カ) 警報、緊急通報等の普及啓発
- (キ) 国民保護措置における強制措置（罰則を含む。）及び任意の協力に限られる事項
- (ク) 国民保護における基本的人権の尊重、権利侵害に対する救済措置など

イ 普及啓発の方法

- (ア) 国民保護訓練の実施と住民への参加要請
- (イ) 国民保護フォーラム等の実施
- (ウ) 小冊子、パンフレット等の作成と配布
- (エ) 住民説明会などの開催
- (オ) 村報、ホームページなどによる情報の提供

ウ 普及啓発に係る留意事項

- (ア) 防災危機管理に関する普及啓発との連携
防災危機管理の一環として国民保護の普及啓発を行う際には、併せて広く住民の意見を

聴き、また、住民の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いなどに留意します。

(2) 自主防災組織への支援

村（総務課）は、県の協力を得て、自主防災組織の整備充実、地域住民の防災意識の高揚及び災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

この際、住民の自治及び自主防災組織の自主性を尊重します。

整備	<p>1 村（総務課）は、自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化に努めます。 また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等については自主防災組織の活動に期待されるところが大きいため、住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得・体得に努めます。</p> <p>2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立します。 また、村は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図ります。</p>
編成	<p>1 自主防災組織内の編成は、一般的には次のようなものが考えられます。ただし具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報班 ② 救助班 ③ 消火班 ④ 避難住民誘導班 ⑤ 救護班 ⑥ 給食・給水班 <p>2 組織の編成に当たっては、次の点に注意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 活動班員については、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に設置する等（例：消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救護班など）組織の活動に実効性を持たせます。 ② 昼間においては、自主防災組織の構成員が地域外に勤務していて活動要員が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成します。 ③ 女性消防クラブ等の組織がある場合には、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組みます。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の習得、向上 2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等） 3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報 4 地域における情報収集・伝達体制の確認 5 集合施設・避難施設・臨時医療施設の確認 6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

(3) ボランティアへの支援

ア ボランティアネットワークなど

村は、平素から村内におけるボランティアのネットワークを築き、ボランティア等に関する情報交換、より効果的な連携のための体制づくりなどを推進します。

また、災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターの設置や組織化などを実施します。

この際ボランティアの自主性を尊重します。

イ 協定、訓練

村は、必要に応じてボランティア団体などと協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

ウ 有資格者の事前登録

村は、ボランティアのうち、一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについて、平素からあらかじめ登録します。

なお、医療救護ボランティアについては、県で一元的に登録することとされています。

3 国民保護訓練

(1) 訓練の目的

- ア 国民保護に係る各種計画、マニュアルなどの検証、修正
- イ 警報等の各種情報の確実な伝達体制、機器等の確認
- ウ 住民に対する国民保護の普及啓発

(2) 訓練の要領

- ア 訓練は、段階的かつ計画的に実施します。
- イ 訓練の実施に当たっては適切な管理を行います。
- ウ このため、あらかじめ村の能力を的確に把握し、適切な計画を作成し、綿密な準備を行うとともに、訓練環境を整備して効率的に訓練を実施し、訓練後は訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。
- エ 訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

- ア 関係機関との連携
- イ 防災訓練との連携
防災訓練と共通する内容について、連携に配慮します。
- ウ 参加者の安全についての配慮（参加住民へのボランティア保険の付保など）
- エ 住民等の自発的参加（協力）
住民等に対し、自発的な意思による参加、協力などを呼びかけます。この際、訓練の内容について説明を行うとともに、参加、協力が強制（事実上の強制を含む。）にわたることがないように十分に配慮します。

(4) 訓練の項目等

- ア 村が実施する訓練
警報発令時等において、村が行う避難住民の誘導が的確かつ迅速に行われるように訓練します。
このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定めます。

(ア) 訓練項目

- a 非常参集訓練
- b 対策本部運営訓練
- c 情報伝達訓練
- d 現地訓練
- e 災害時要援護者の避難訓練

(イ) 参加機関

- a 村
- b 地域住民（自主的参加）
- c 県
- d 消防

- e 警察
- f 自衛隊

イ 他機関が実施する訓練への協力、参加など
 村は、必要に応じ他機関が実施する訓練へ協力し、または参加します。

区分	機関	内 容
国民保護総合訓練	県	<p>警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関がとる国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常参集訓練 ② 対策本部運営訓練 ③ 情報伝達訓練 ④ 現地訓練（避難、救援、武力攻撃災害の最小化） <p>2 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） <p>3 訓練実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 図上訓練 ② 実働訓練
(参考) 警察訓練	警察	<p>警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため、次により訓練を実施することとされています。</p> <p>1 訓練種別</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員召集訓練 ③ 警察本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 <p>3 実施回数</p> <p>前記1の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどして積極的に実施し、訓練場所、参加人員等はその都度決定します。</p>
(参考) 消防訓練	各消防局	<p>警報発令時における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を行うこととされています。</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常召集命令伝達訓練 ② 参集訓練 ③ 初動措置訓練 ④ 情報収集訓練 ⑤ 本部等運営訓練 ⑥ 通信運用訓練 ⑦ 部隊編成及び部隊運用訓練 ⑧ 消防団との連携訓練 ⑨ 各種計画等の検証 <p>2 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防団 ② その他関係機関 <p>3 実施回数等</p>

	必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定します。
医療	<p>警報発令時等において、的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の収集・伝達訓練 ② 救護班等の編成 ③ 病院施設、設備及び防災資機材等の点検 ④ 入院患者搬送訓練 ⑤ その他必要な訓練
その他	<p>関係機関が連携し、警報発令時等において、国民保護措置を実施するために必要な訓練を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 情報の収集伝達訓練 ② 通信訓練 非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を実施します。 ③ 応急対策 ④ 避難及び救護 関係機関と連携して、それぞれの計画に基づく避難住民の誘導を円滑に行うため、避難、救護訓練を実施します。 ・集合施設、避難施設、避難経路等の確認 ・避難所、臨時医療施設等の開設 ・警報、避難の指示等の伝達 ・避難住民の誘導など ⑤ 対策本部運営訓練 武力攻撃（予測）事態、緊急処理事態発生時における対策本部の設置、職員の動員配置、情報収集、分析などの運営等の訓練を実施します。 ⑥ 機能別訓練 N B C R 災害等に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関と連携して、情報伝達、救出、救助、物資特定、除染、医療救護などの訓練を実施します。 ⑦ 個人防護訓練 N B C R 災害等に対する防護訓練を行います。 ⑧ 国民保護措置に際しての権限及び基本的人権の尊重など基本方針 ⑨ その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加し、これに協力します。

(5) 職員の研修、教育

ア 村は、防災、国民保護等に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 村は、一般職員についても防災危機管理について必要な知識の研修、教育に努めます。防災危機管理の一環として国民保護の研修、教育を行う際には、職員の思想信条の自由を尊重するとともに、自然災害等との類似点、違いなどに留意します。

4 文化財の保護

(1) 村指定文化財の保護

村（教育委員会）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、速やかに村指定文化財の所有者等と連絡し、文化財の保護に努めます。

(2) 国、県指定文化財の保護の支援

村（教育委員会）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、県（教育委員会）などが実施する国、県指定文化財の保護を支援します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等

において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

ア 特殊標章等の交付

村長（総務課）は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び村の要綱にしたがって、特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

イ 赤十字標章等の交付申請

村長（住民課）は、医院などで医療に従事する要員や医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について県（福祉保健部）に連絡します。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

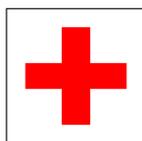
特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	村長 （総務課） 知事 警察本部長 消防局長	（交付） 職員
		知事	（許可） 指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号(青色のせん光灯) 身分証明書	知事	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等（法157）

(ア) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。）

※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク



赤新月マーク

(イ) 特殊信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）

(ウ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

イ 特殊標章等（法158）

(ア) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等
(エ) 交付及び管理

村長（総務課）は、国の定める特殊標章の交付等に関する基準・手続等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、管理台帳等により管理します。

- a 国民保護措置に係る職務を行う村の職員
- b 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- c 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

村長（特殊標章等の許可権者）は、これらの標章等について、武力攻撃事態等においてみだりに用いないよう指導します。そのためこれらの標章等の使用の意義等について、あらかじめ普及啓発に努めます。

添付書類	別紙第1「情報計画」
	別紙第2「平素の段階の計画」
	別紙第3「緊急避難段階の計画」
	別紙第4「避難準備段階の計画」
	別紙第5「避難段階の計画」
	別紙第6「避難生活段階の計画」
	別紙第7「復帰段階の計画」
	別紙第8「生活再建段階の計画」
	別紙第9「避難受入段階の計画」

平成25年 1月15日 鳥取県知事協議
平成25年 3月 5日 鳥取県知事承認

日吉津村国民保護計画

編集発行 日吉津村
事務局 日吉津村総務課
〒689 - 3553
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872-15
T E L (0859) 27 - 0211
F A X (0859) 27 - 0903

別紙第1

<h1 style="margin: 0;">情報計画</h1>

要旨	<p>適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。</p> <p>このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。</p>
----	---

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情報要求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 国、他県の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

(2) 情報活動の過程

村は、村の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主体的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

過程	内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策の優先順位などを判断するために、各段階においてその都度最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定	各段階における情報要求に対応するために収集しなければならない項目とその収集方法を判断します。
③情報の収集	それぞれの段階で講ずるべき対策と判断、決定すべき事項を踏まえて、そのためには「具体的にどのような情報が必要か」を判断し、その結果に基づいて以下の情報を収集します。 1 それぞれの段階で対策本部長等の決断に際し必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報 4 次の段階で行うべき行動を判断するための情報、又は、次の段階での行動のためにあらかじめ収集しておくべき情報
④収集情報の処理	収集した情報はデータの状態であるため、これらを地図、図表等に展開し、情報が持っている意味を分析検討してインテリジェンスの状態に加工します。
I 記録	情報の受付（情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録）
II 評価	情報の信頼性、正確性、重要度などについて判断
III 分析	情報が対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付
IV 整理	地域別や情報の種類ごとに整理
V 提供	県、関係機関等に報告、通報。住民へ提供
⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 状況の判断 2 「情報」の共有 関係機関・団体等と情報を共有する際は、情報本体のほか、情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報についてもあわせて共有を図ります。 3 情報の受取及び伝達 情報の受取達においては、必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行うことが原則となります。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティなど情報の保全に留意

(3) 情報収集体制の整備について

ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材の育成、配置に努めます。

イ 国民保護措置に必要な情報管理手段を整備し、情報を適宜更新するとともに、情報収集ルートを維持するよう努めます。

ウ 国民保護措置の実施に当たっては、消防団、自主防災組織、自治会などを通じて、適時適

切な村内情報の把握に努めます。(屋内避難・退避指示時など、安全が確保されないおそれがある場合を除きます。)

2 各課等の役割及び情報の要求 - 要請

(1) 各課等の役割

各課等	役割と収集項目	備考
共通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急処理事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 村有施設の被害状況 9 避難所等の状況(受入可能状況、運営可能状況) 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士数等	入手の都度報告 // // // // //
	11 その他村長の命ずる項目、または対策本部長の求める事項	
総務課	1 県内、村内及び周辺地域の総合状況 2 県及び各市町村、警察、消防、自衛隊など関係機関の国民保護措置実施状況 3 備蓄物資の需要・供給状況 4 特殊標章等の交付・使用状況 5 生活関連等施設の安全確保状況 6 ガス(施設)、電気(施設)の需要・供給状況 7 自主防災組織等の活動状況 8 避難住民、収容施設の需要・供給状況 9 危険物質等の管理状況 10 村有財産の被害・使用可能状況 11 村有車両の需要・供給状況 12 電話(施設)の需要・供給状況 13 職員の受入・派遣(要請)状況 14 避難住民の失業状況 15 国民保護措置関係予算見積もり、措置状況 16 各課業務の調整状況 17 写真等による情報、記録 18 被災情報 19 ボランティアの受入・派遣状況 20 宿泊客の数、避難状況 21 各課の応援	避難計画に資するための概数
住民課	1 安否情報 2 村内在住外国人の数、避難状況、安否情報 3 戸籍・住民登録・外国人登録情報 4 生活必需品(被服、寝具その他)の需要・供給状況 5 し尿処理状況 6 廃棄物処理状況 7 入浴施設の需要・供給状況 8 埋葬、火葬の需要・供給状況 9 飲料水の需要・供給状況 10 水道水の水質状況 11 水道施設の被害状況 12 村税等の収入状況 13 赤十字標章等の使用状況 14 赤十字の活動状況 15 義援金、救援物資受入・要請・配分状況	
福祉保健課	1 災害時要援護者に係る、施設の被害、使用可能状況	

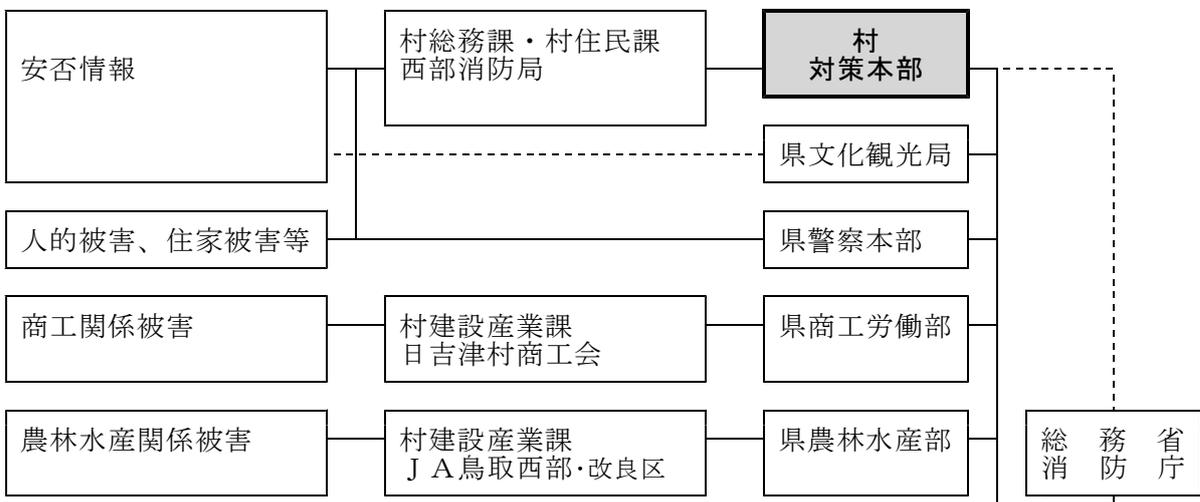
	2 災害時要援護者の数、避難状況 3 高齢者、乳幼児等に係る施設の避難状況 4 医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材、臨時医療施設） 5 伝染病の発生・防疫状況 6 避難所の運営状況 7 避難施設の被害・使用可能状況 8 毒物・劇物等の管理状況 9 村内病院の被害・使用可能状況 10 村内病院患者、医師等の数、避難状況 11 村内病院救護班の派遣可能状況 12 住民生活状況	
建設産業課	1 物資運送状況（トラック、貨物列車等） 2 商工業関連の被害状況 3 公共交通機関の運行に関する状況 4 農漁業者の避難体制把握 5 食品の需要・供給状況 6 農水産業関連の被害状況 7 家畜伝染病の発生・防疫状況 8 漂流物に関する情報 9 道路の使用可能状況 10 公共土木施設の被害状況 11 土木資機材等の需要・供給状況 12 応急仮設住宅の需要・供給状況	
出納室	1 福祉保健課の応援	
教育委員会	1 小学校の児童、教職員の数、避難状況 2 小学校の給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況 4 各課の応援	
議会事務局	1 建設産業課の応援	
消防団	1 住民及び村内各地区の状況 2 村内の武力攻撃災害等の発生状況	

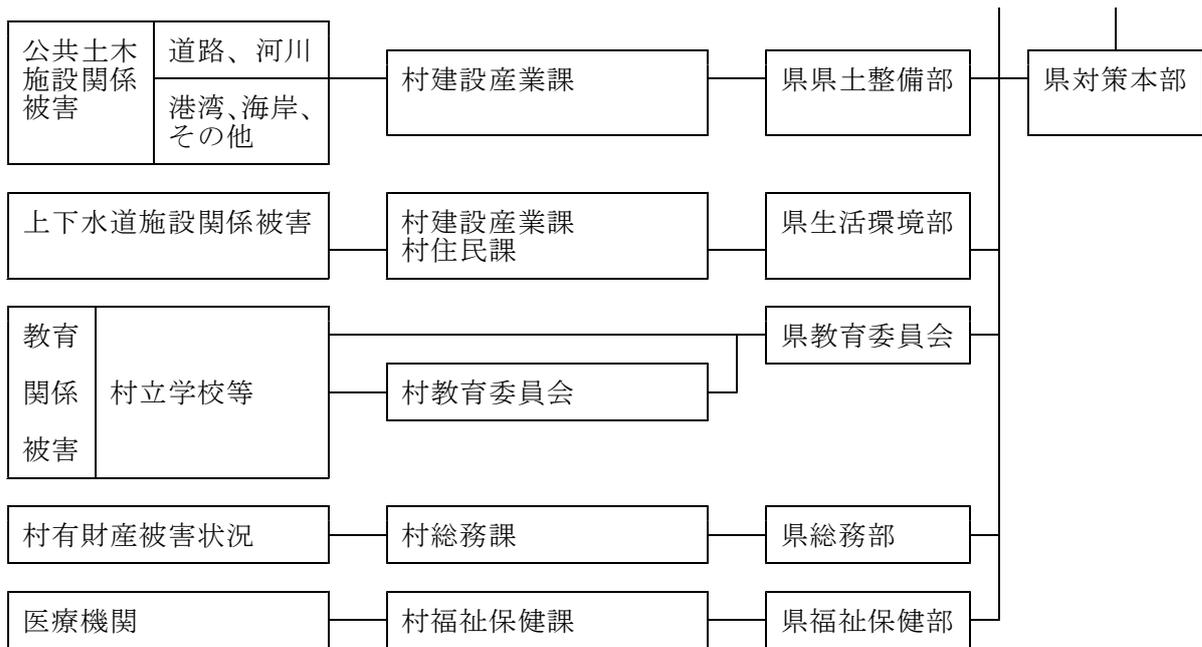
(2) 情報収集系統

指定行政機関等	指定地方行政機関等	県担当部局	村担当課
内閣府		総務部	総務課
国家公安委員会		—	—
警察庁	中国管区警察局	—	—
防衛省		陸自 8 普連	○危機管理局 企画部
		海自舞鶴総監部	
		空自 3 輸送	
		自衛隊鳥取地方協力本部	
	中国四国防衛局	美保防衛事務所	
金融庁		総務部	総務課
消費者庁		生活環境部	住民課
総務省	中国総合通信局	○企画部 危機管理局	総務課
消防庁		危機管理局	総務課
法務省		総務部	住民課
公安調査庁		総務部	総務課

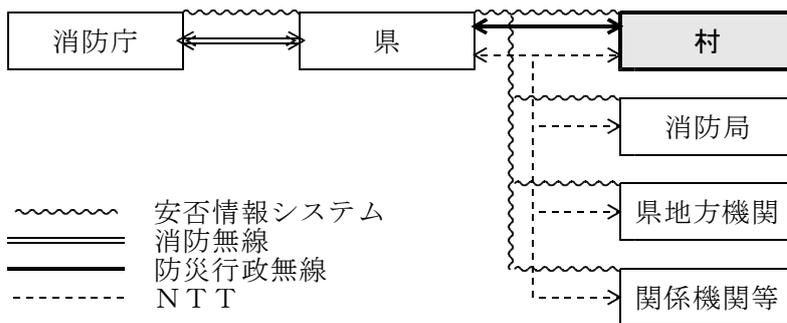
外務省			文化観光局	総務課
財務省	中国財務局	鳥取財務事務所	総務部	総務課
	神戸税関	境税関支署	総務部	住民課
国税庁			総務部	住民課
文部科学省			教育委員会	教育委員会
文化庁			○教育委員会 文化観光局	教育委員会
厚生労働省	中国四国厚生局		福祉保健部	福祉保健課
	鳥取労働局		商工労働部	建設産業課
農林水産省	中国四国農政局	鳥取地域センター	農林水産部	建設産業課
林野庁	近畿中国森林管理局	鳥取森林管理署	農林水産部	建設産業課
水産庁			農林水産部	建設産業課
経済産業省	中国経済産業局		商工労働部	建設産業課
	中国四国産業保安監督部		危機管理局	総務課
資源エネルギー庁			生活環境部	住民課
中小企業庁			商工労働部	建設産業課
原子力規制庁			危機管理局	総務課
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	○県土整備部 文化観光局 企画部	建設産業課
		中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境庁舎	
	大阪航空局	美保空港事務所 鳥取空港出張所	○県土整備部 企画部	—
	東京航空交通管制部		○県土整備部 企画部	—
国土地理院			県土整備部	建設産業課
観光庁			文化観光局	建設産業課
気象庁	大阪管区气象台	鳥取地方气象台	危機管理局	総務課
海上保安庁	第八管区海上保安本部	境海上保安部	○危機管理局 農林水産部	総務課
環境省			生活環境部	住民課

(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統





(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

段階	情報収集体制			
	体制	総務課	対策本部	各課
平素	通常監視	当直職員		
避難準備	レベル3	情報集約担当職員	連絡要員の派遣 (A)	連絡員の派遣 (B)
避難	レベル3			
避難生活	レベル2			
復帰	レベル1			
生活再建	通常監視	当直職員		

連絡要員の派遣を求める基準

レベル	派遣元	業務内容
A	県対策本部、避難先市町村	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	

(6) 住民への情報提供

ア 住民への情報提供の要領

村長（総務課）は、住民に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、住民の安全と住民生活の安定をはかるとともに、不安と混乱を防止します。

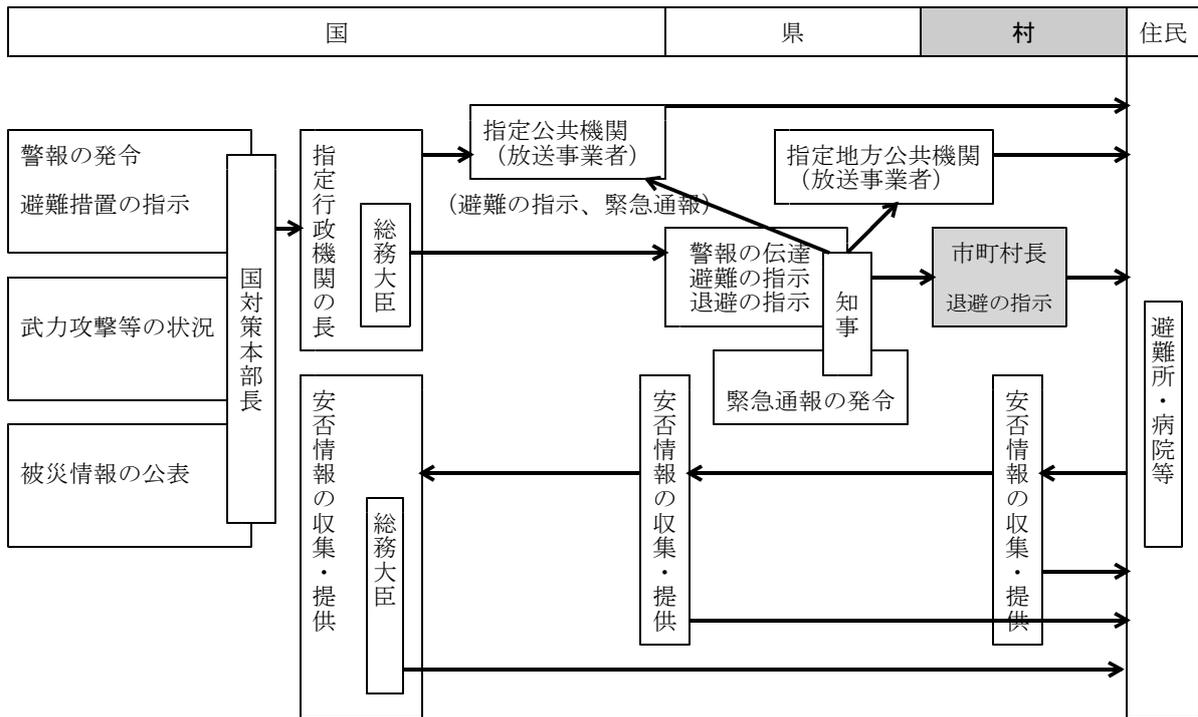
この際、サイレン、防災行政無線、CATV、インターネット、消防団及び自治会、自主防災組織などの協力その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

イ 個人情報提供等への配慮

下記情報内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護に配慮します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測
武力攻撃等の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃等の状況 どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等 3 国民の保護のための措置の実施状況 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 4 被災情報 被害の統計的情報
危険情報	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

ウ 住民への情報提供系統図



(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
緊急防災情報提供装置 (マイコス)	想定される避難場所等の気象情報等を収集します。
川の防災情報	
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について西部消防局、消防団員から受報します。
その他	県を通じ、以下の情報を収集します。 ・ヘリコプターテレビ電送システム ・洋上漁船、県指導用海岸局（境港無線局）

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報（法98）

武力攻撃災害兆候の発見者、又は発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報することとされています。（市町村長に通報することができないときは知事（危機管理局）に通報）

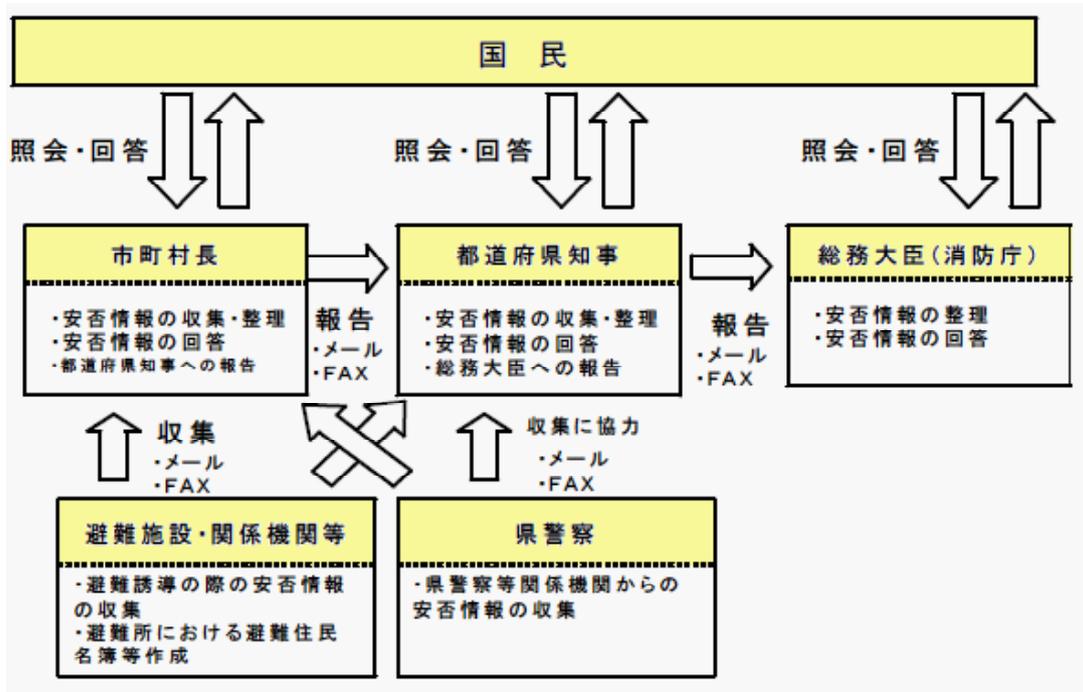
村長（総務課ほか各課）は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、通報の内容に信ぴょう性があり、武力攻撃災害への対処のための措置を講ずる必要があると認めるときは、知事（危機管理局）、西部消防局、米子警察署に通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用する。

ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用する。

ア 安否情報収集・整理・提供の流れ



イ 収集・報告すべき情報

避難住民・ 負傷住民	<ol style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む） ⑥ 国籍 ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) ⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の住所 ⑪ ⑧～⑩のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、照会に対する回答に関する同意、親族・同居者への回答の可否、知人への回答の可否、親族・同居者・知人以外の者への回答及び公表の可否
死亡住民	<p>(上記①～⑦に加えて)</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑫ 死亡の日時、場所及び状況 ⑬ 遺体が安置されている場所 ⑭ 連絡先その他必要情報 ⑮ 上記①～⑦及び⑫～⑭を親族・同意者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

ウ 安否情報の収集

(7) 村が行う安否情報の収集

村（住民課）は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集します。

安否情報を収集する様式は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令

- 2 県の開設した避難所における情報収集
- 3 医療機関、学校等からの情報収集
- 4 警察への照会
- 5 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請
当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。

b 警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。

イ 安否情報の整理

村（住民課）は、収集した安否情報を集約、整理します。
この際、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

村（住民課）は、以下のとおり、整理した情報を県（文化観光局）へ報告します。

(7) 報告の方法

a 安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）の内容を安否情報システムを用いて行います。

様式第3号（第2条関係） 安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 _____ 担当者名 _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女	⑤住 居	⑥職業	⑦その世帯人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の有無	⑨負傷又は疾病の状態	⑩現在の居所	⑪避難先その他の受入施設	⑫親族、同居者への連絡の有無	⑬本人への連絡の有無	⑭備考：住所、氏名、生年月日、性別、国籍等の重複	⑮備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「④性別」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した世帯にあっては、「⑧負傷又は疾病の状態」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 「⑩～⑬の新規又は既記載には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特設の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

b 事態が急迫して安否情報システムによる報告ができない場合は、口頭や電話などの方法により報告を行います。

(イ) 報告の時期

a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他国民保護措置の実施状況を

勘案し、村長の判断により、整理した情報を県に報告します。

- b 県は、必要に応じ、市町村に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定することとされています。

この場合、村は、当該時期に従って報告を行います。

- c 県は、特に必要があると認める場合には、市町村に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることとされています。

この場合、村は求められた安否情報について断片的であっても報告します。

エ 安否情報の収集、回答、提供

(7) 安否情報の照会の受付

- a 村長（総務課）は、村役場等に安否情報照会窓口を設置し、所在地、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等を住民へ周知します。
- b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。
- ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能なものとします。

受付に当たっての留意事項

- 1 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提出、提示を求めること
- 2 電話による照会等にあつては、照会者の住所、氏名、生年月日、性別を住民基本台帳と照合すること（必要に応じ照会者の住所地市町村へ問い合わせる。）
- 3 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること

(4) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

村長（住民課）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・当該照会に係る安否情報を保有、整理していること ・当該照会が不当な目的によるものではないこと ・安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報 ・死亡、負傷の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・「不当な目的」 他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。 （例：債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す、等） ・「不当な目的に使用」 （例：住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、不特定多数の者に販売、等）
<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意を得たとき ・その他公益上特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所（・国籍） 	<ul style="list-style-type: none"> ・照会に係る者の同意については、原則として、安否情報の収集時に併せて得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときを指します。 ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲の判断も含まれるものであり、公益上の必要性から報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「○○地

			区内の避難所、医院」等にとどめる、「負傷又は疾病の状況」について「重症」、「全治〇週間」にとどめる等、個人情報の保護に配慮します。
--	--	--	---

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する安否情報回答書（様式第5号）に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った担当者等を記録します。

様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日
申 請 者 住所(居所) 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住 所
	国 籍 (日本籍をしない者に限る。) 日本 その他 ()
その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認	
※ 備 考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被照会者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住 所
	国 籍 (日本籍をしない者に限る。) 日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報
	現在の居所
負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
5 安否情報の取集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 村長（住民課）は、安否情報データの管理を徹底するとともに、職員に周知徹底します。

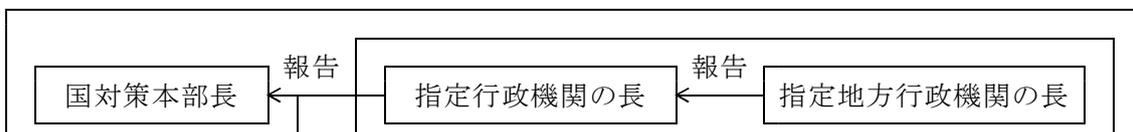
b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

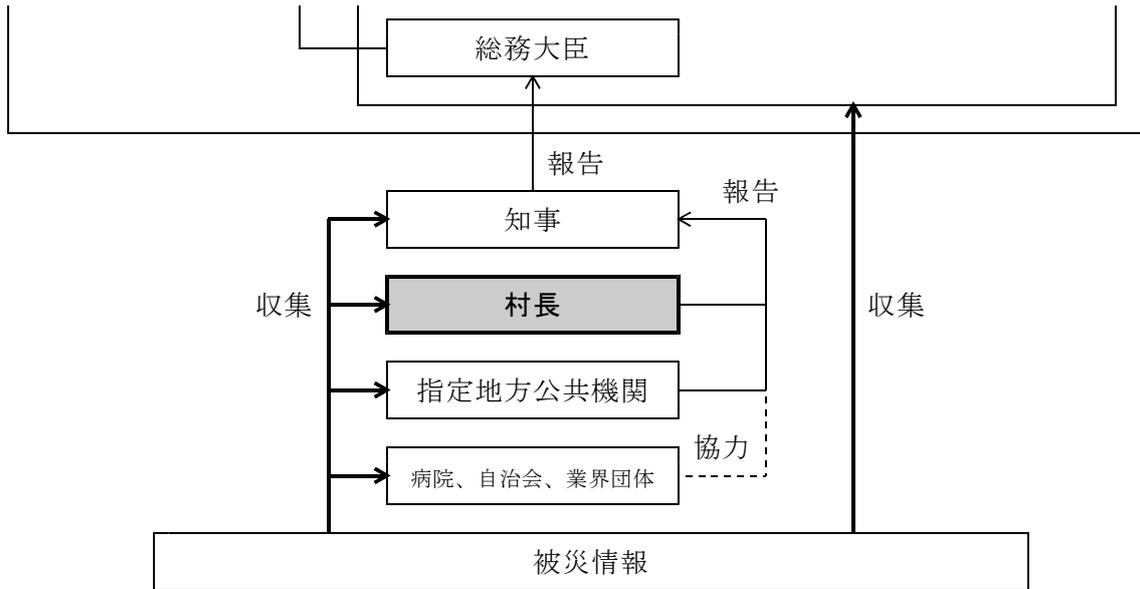
(エ) 日本赤十字社に対する協力

村（住民課）は、日赤県支部の要請があったときは、要請に応じ保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10) 被災情報





ア 被災情報の収集

村（総務課ほか各課）は、村内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

村（総務課）は、村内において武力攻撃災害が発生した場合には直ちに県（危機管理局）に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
日 吉 津 村

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分

(2) 発生場所 鳥取県西伯郡日吉津村 番地
(北緯 度 分、東経 度 分)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

地名	人的被害				住家被害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者 重傷 (人)	負傷者 軽傷 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地名	年月日	性別	年齢	概況

(11) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ）
- イ 村内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、村道等の道路のリスト）
- ウ 運送力のリスト（運送事業者の保有する運送力のデータ、バス網など）
- エ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ※ データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、村内の主要な民間事業者のリスト）
- カ 生活関連等施設のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 自治会等の連絡先等一覧（代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ケ 消防機関のリスト（消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

3 地図**(1) 使用する地図**

- ア 鳥取県防災対策地図（1/25,000、平成15年3月作成）による表示
- イ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示
- ※ 使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。
- ウ GPS (Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※ 世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例：日吉津村役場

- ①地先 日吉津村大字日吉津872番地15
- ②座標 北緯35度26分24秒、東経133度22分50秒
- ③座標表示 352624、1332250

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

村対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告、提供します。

(1) 報告通報項目

項目	報告・通報内容	様式
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報	第1号様式（その1） 第2号様式 第1号様式（その2） 第3号様式（1）（2）
村における被害状況収集	1 村の公有財産被害状況調 2 社会福祉施設等の被害状況調 3 一般被害状況調 4 一般被害の内訳 5 災害救助法適用状況 6 災害救助法適用状況 7 商工関係被害状況調	別表1 別表3 別表4 （付表1） （付表2） （付表3） 別表5

8	農林水産関係被害状況調	別表6
9	土木関係被害状況調	別表7
10	学校等被害状況調（小学校、保育所） 災害状況調	別表9
11	被害状況調	別表10

(2) 緊急報告（通報）

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告（通報）します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が村長に対し、実行状況を報告するために行います。これは、通常、指示事項を終了したときに行いますが、指示事項実行中に村長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。

5 報告様式

（別冊 I 資料編 P : 資料 「報告様式」）

別紙第2

平素の段階の計画

要旨	<p>武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。</p> <p>国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。</p> <p>国民保護関係機関・団体の連携を強化します。</p> <p>国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。</p>
----	--

関連する計画

村	<p>避難住民誘導計画、小学校避難計画</p> <p>村営下水道施設の運営・保全マニュアル</p>
県	<p>運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、災害時要援護者の避難に係る計画、救護班編成計画、応急教育計画</p> <p>避難施設管理運営指針</p> <p>収容施設消防基準</p> <p>避難施設管理運営マニュアル</p>

避難タイプとの関連

<p>各避難タイプによる差はありません。</p> <p>共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。</p>

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	

武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

復旧・復興

イ この期間に予想される状況と留意点

県、村に対する対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。

(2) 別紙第1「情報計画」を参照

2 構想

(1) 活動方針

村は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関の連携、情報の伝達体制の整備と住民への普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

ア 継続的な情報収集

(ア) 継続的な情報の収集、整理分析により不測の事態に備え、武力攻撃災害等が発生した場合、主動的な対応が行えるよう準備します。

(イ) 警報等について、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。

イ 実施体制の確立

(ア) 関係機関との相互の連携協力体制

村における国民保護措置の的確な実施と関係機関との国民保護措置の調整のために、平素から関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

(イ) 国民保護措置に係る施設、設備等の整備と安全対策

(ウ) 職員及び住民の普及啓発

(エ) 国民保護訓練の実施

(オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成

a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他の計画及びマニュアル等を作成します。

b 計画の検証、修正等

国民保護訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他の計画等を随時適切に修正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、村内における運送必要量の見積もり、避難住民誘導計画の策定、避難住民誘導體制の整備を図ります。

また、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

エ 避難住民等の救援の準備

村長は、県が行う救援を補助し、又は連携して実施するため、必要な物資の備蓄、体制の整備、資機材の充実などを準備するとともに、救援事務の法定受託について、あらかじめ県などと協議します。

オ 武力攻撃災害の予防、対応準備

(ア) 第一報、緊急通報、被災情報等の伝達の準備

(イ) 応急措置の準備

(ウ) 消防活動の準備

(エ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の予防

村内の危険物質等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃災害の予防、対応準備を実施します。

カ 住民の生活の安定

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携など体制を整備します。

また、下水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

3 各機関の役割

(1) 日吉津村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項（対策本部が設置された場合）
総務課	1 国民保護措置の準備の総括 2 国民保護対策本部の体制・資機材等整備 3 村内における国民保護の準備の総合調整 4 国民保護準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経由等の体制整備 6 消火、救急、救助の調査、計画、体制整備、訓練等 7 防災行政無線の整備・管理 8 危険物質等の保安体制整備 9 特殊標章等の交付、準備 10 避難施設、集合施設等の指定・管理・連絡調整 11 国民保護に係る備蓄、訓練等 12 消防団との連絡調整 13 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 14 職員の活動支援、安否、補償等に関する体制整備 15 村有財産・車両等の整備・管理 16 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 17 村議会に関すること（議会の開催） 18 村役場仮庁舎、現地調整所の設置場所・資機材等の準備 19 不服申立、争訟等に係る体制整備 20 就職支援に係る体制整備等 21 被災者住宅再建支援制度等の整備 22 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 23 各課業務の調整に関すること 24 その他各課の事務に属さないこと 25 国民保護に係る広報・広聴 26 写真等による情報の記録・収集等 27 報道機関との連絡調整 28 被災情報の収集・提供体制の整備等 29 ボランティアの支援・調整体制の整備 30 宿泊施設等との連絡調整 31 各課の応援
住民課	1 避難住民の誘導に係る調査、計画、体制整備等 2 安否情報の収集・提供体制の整備等

	<ul style="list-style-type: none"> 3 外国人保護体制等の整備 4 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備 5 生活必需品の給与・確保体制の整備等 6 入浴施設、トイレ等確保、提供の調査、計画、体制整備 7 遺体処理、火葬、埋葬の体制整備 8 廃棄物、し尿の処理体制の整備 9 有害物質等の保安体制整備 10 生活関連物資等の価格安定体制整備 11 村税・諸収入減免制度等の制定、周知 12 赤十字標章等の交付、使用許可申請準備 13 義援金、救援物資の収配体制の整備等 14 村営住宅の調査・提供・応急復旧準備
福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の避難・救援体制の整備 2 避難所・集合施設等の開設・運営体制整備等 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関する体制整備 4 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等 5 住民の健康維持、保健衛生の体制整備 6 食品衛生、食中毒防止等の体制整備 7 他課に属しない生活支援及び保護体制整備 8 保育所園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 9 保育所園児の応急保育に関する調査、計画、体制整備等
建設産業課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の調査、計画、手配・体制整備等 2 商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 3 食品の給与・確保体制の整備等 4 農水産業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 5 家畜防疫、死亡獣畜等の体制整備 6 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達体制整備 7 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備 8 道路（農道を含む）の状況確認・確保・情報提供・除雪等の体制の整備 9 応急仮設住宅等の手配・建設・供与体制整備 10 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の確保に関する体制整備等 11 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関する調査、計画、資機材・体制等の整備 12 住居地域、河川、海岸、砂防等の状況把握、対策に関する体制整備等 13 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等 14 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備等 15 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等 16 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等 17 建築の制限、緩和等に関する体制整備等 18 特殊車両の通行許可に要する調査等 19 応急公用負担の体制整備等 20 県建設業協会西部支部との連絡調整 21 下水道の被害調査・応急復旧準備等
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達に係る制度などの整備
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 児童の応急教育に関する調査、計画、体制整備等

	3 小学校への警報等の伝達体制整備等 4 人権擁護体制等の整備、啓発 5 避難施設の確保、開設、運営に関する調査、計画、体制整備等 6 教育施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等 7 文化財の調査・保護準備 8 各課の応援
議会事務局	1 建設産業課の応援
消防団	1 武力攻撃災害対処の計画、体制・資機材整備、訓練など 2 避難住民の誘導の計画、体制・資機材整備、訓練など

(2) 県

機関名	内容
県	1 県国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る市町村、消防、自衛隊その他関係機関との連絡調整 3 警報、避難の指示等の通知、伝達体制の整備 4 避難住民の誘導支援に関する体制の整備 5 避難住民等の救援、避難受入体制の整備 6 武力攻撃災害予防、対処体制の整備 7 国民生活安定措置の実施準備 8 国民保護に係る備蓄、訓練等 9 住民への普及啓発 10 県内における国民保護措置準備の総合調整及び支援 11 その他知事の命ずる事項、又は県対策本部長の求める事項

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置に関する訓練の実施

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務

4 活動要領**(1) 情報****ア 情報の収集、整理****(ア) 要領**

「平常監視体制」をとり、県（危機管理局）等から寄せられる情報を継続的に収集、整理、分析します。

また、村内の武力攻撃災害の兆候、密航、不審者等の情報が寄せられたときは、速やかに県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、境海上保安部等へ連絡します。

情報収集は、防災当直等により24時間体制で行います。

(イ) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照。

なお、平素の情報収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないように配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないように管理します。

イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

村は、警報等を迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。

(ア) 警報等の通知に係る県（危機管理局）、関係機関との連絡体制、機器等**(イ) 警報等の住民への伝達に係る村内の体制（消防団、自主防災組織、自治会等）、機器（サイレン、防災行政無線、集落放送等）****ウ 安否情報、被災情報収集等のための準備**

村は、村内の安否情報、被災情報について、的確かつ迅速に収集できるよう、消防団、自主防災組織、自治会、関係機関との連絡調整など村内の情報収集体制を整備するとともに、報告すべき事象、報告先などの周知を図ります。

エ 通信

村は、平素から通信設備の整備、通信体制の複線化などに努めるとともに、非常通信の実施に備えて非常通信協議会など関係機関との連携を図ります。

オ 避難実施要領のパターンの作成

村（総務課）は、県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署など関係機関と緊密な意見調整を行い、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、季節、時間帯、平日・休日の別等について配慮し、複数のパターンを作成します。

(2) 実施体制**ア 村の国民保護体制の準備**

村は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から準備を行います。

(ア) 村長（総務課）は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。

(イ) 村長（総務課）は、非常参集体制を構築し、あらかじめ職員に周知します。

(ウ) 村長（総務課ほか各課）は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。

イ 国民保護対策本部の設置準備

(ア) 対策本部の設置準備

村長（総務課）は、必要に応じ速やかに対策本部が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。

(イ) 対策本部の設置が指定されていない場合の対応

対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「日吉津村危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、警戒本部、危機管理対策本部により対応します。

a 緊急対応チームの招集、警戒本部、危機管理対策本部の設置

武力攻撃やテロ攻撃の可能性の高い情報を入手した場合等には、村（総務課）は、「日吉津村危機管理対応指針」に基づき、状況に応じて次のとおり対応します。

状 況	対 応
1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 2 国の情報連絡室又は官邸対策室が設置されたとき。 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	情報集約センターの設置
1 県外で武力攻撃やテロ攻撃時による被害発生の可能性があり、総務課長が必要と認めたととき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	緊急対応チームの設置
1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の安全保障会議が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、村長が必要と認めたととき。	警戒本部の設置
1 県内で警報が発令されたとき。 2 村が対策本部設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、村長が必要と認めたととき。	危機管理対策本部の設置

b 初動方針の決定

緊急対応チーム、警戒本部は、速やかに第1回会議を開催します。

目 的	項 目
認識の共有	・武力攻撃（予測）事態の内容 ・各課の状況 ・国、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況
初動活動方針の決定	・情報収集の強化 ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認

(ウ) 対策本部設置の指定要請

村長（総務課）は、対策本部の設置を必要と認めたとときは、知事（危機管理局）に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市町村としての指定の要請を求めます。

ウ 政府現地対策本部等の設置準備

村は、政府現地対策本部及び合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

村内及び村を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備することとされています。

村は、連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、相互の情報共有、連絡体制の整備を図ります。

この際、近隣市町との、避難、救援等に係る連携協力体制について注意します。

(ア) 連絡窓口の設定

(イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集

(ウ) 広域応援体制の整備

(エ) 避難誘導體制の整備（現地調整所の設置・調整、避難住民のスクリーニング及び残留者の確認を含む）

(オ) 運送体制の整備、運送能力の把握

(カ) 救援体制の整備

(キ) 国民保護訓練の実施

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

村長（総務課）は、県及び関係機関と連携し、国民保護に要する物資、資機材等をリストアップ、備蓄、整備するとともに、各種補給品の調達方法、備蓄物資の運用方法等について、必要な協定など体制を整備します。

イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらをつなぐ補給幹線の計画と整備を行うこととされています。

村は、県、関係機関・団体と連携し、村内の臨時物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を調査し、整備、調整など必要な準備を行うとともに、炊出し等について協力を要請します。

ウ 各補給品の把握

県は、各補給品の供給可能数量等について以下のとおり把握することとされています。

補給品	把握など
食品	1 県は、県内外の食品供給可能数量を把握することとされています。
燃料	1 県、村は、現存の保管場所と量を把握します。 2 この際、火災・爆発の危険性に注意します。
復旧資材等	1 県は、応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把握することとされています。 2 土木資機材等の需給対策について、平素から物品、数量等を把握します。 3 県建設業協会等との連絡網等を確認します。 4 避難に必要な応急復旧資機材については、計画的に分散配置します。
日用品、嗜好品	1 県は、県内外の供給可能数量を把握することとされています。
衛生資機材	1 県は、流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握することとされています。
給水	1 県、市町は、給水施設位置及び車両、設備等を把握し、汚染された水

源の検知体制を確立することとされています。

村は、県等と連携し、村における各補給品の需給を見積もります。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

運送手段の確保、運用については、県（企画部、商工労働部）が一元的に行うこととされています。このため、県は、平素から運送事業者である指定（地方）公共機関等と連絡調整を行い、運送体制を整備することとされています。

村は、県などと連携し、村内における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じた確かつ迅速に人員・物資運送を実施できるよう準備します。

イ 運送支援施設の整備

県（危機管理局、農林水産部、県土整備部）は、以下のとおり運送支援施設を整備することとされています。

(ア) 運送網

補給幹線となる道路などの状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）

(イ) その他

運送に要する給油、整備、通信施設等を把握し、避難時における中継、休憩場所等についても事前に調査、確保

村長（総務課、建設産業課）は、県と連携して、村内の道路、施設等の状況確認及び必要な整備を行います。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施要領のパターンなどの作成

a 運送計画等の作成準備

県（危機管理局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、運送計画、交通規制計画の概要を作成することとされています。

運送力配分計画

避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。

道路使用計画

次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。

- 1 道路状況の把握
- 2 特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力攻撃対策のための自衛隊道路の検討
- 3 鉄道、空港、港湾、漁港の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、港湾、漁港を使用した経路の検討
- 4 冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備

運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送計画の概要を作成します。

交通規制計画

道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

村（総務課、建設産業課）は、あらかじめ村における運送、交通規制及び村内の道路状況（特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等）等を確認します。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪計画・体制を整備します。

b 避難実施要領のパターンの作成

村は、運送計画の概要等を受けて、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、県（危機管理局）、米子警察署の支援を受けるとともに、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。

(1) 運送手段に係る連絡調整

県（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応についてあらかじめ協議することとされています。

村は、県等と連携して運送手段の確保、受入れなどに係る連絡体制等を整備します。

(ウ) 災害時要援護者の避難

a 災害時要援護者の避難に係る連絡調整

村長（福祉保健課）は、平素から県（福祉保健部、文化観光局）、消防団、自主防災組織、自治会、高齢者、乳幼児施設の長など、村内の関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、災害時要援護者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、情報伝達、西部消防局との連携など避難誘導等の所要の体制、必要な資機材などを整備します。

b 災害時要援護者避難誘導計画の概成

県（福祉保健部、文化観光局）は、平素から災害時要援護者の避難に関する計画の概要を作成することとされています。

村（福祉保健課）は、県が作成した災害時要援護者の避難に関する計画の概要に基づき、平素から災害時要援護者避難誘導計画を概成します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

県（福祉保健部）は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などを提供できるよう医療等の提供体制を整備することとされています。

村（福祉保健課）は、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに医療、助産を確保、受入れできるよう体制を準備します。

イ 衛生支援施設

村（福祉保健課、住民課）は、県（福祉保健局）、関係機関・団体及び村内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

また、救護班の編成、派遣及び資機材などの準備、赤十字標章等の使用許可申請の準備等を行います。

ウ 搬送業務

村（福祉保健課）は、県（福祉保健部）、消防団、自主防災組織、西部消防局など関係機関・団体と連携して、村内の施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、武力攻撃等の際の搬送手段の確保、受入れに係る体制等について準備します。

エ 防疫業務

村（福祉保健課）は、県（福祉保健部）と協力し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

- (ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (イ) 防疫情報の収集、食品検査等による迅速な兆候発見
- (ウ) 村内の避難所等における防疫体制
- (エ) 住民に対する防疫（特に個人衛生）の知識、必要性の普及

オ 健康管理業務

- (ア) 避難住民の誘導、避難住民等の救援の際の健康管理体制の整備
- (イ) 健康診断その他の衛生業務の実施体制の整備

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

県（危機管理局）は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに、救援施設に必要な候補施設等を選定することとされています。

村は、県と連携し、村内の集合施設、避難施設、臨時医療施設等として活用可能な施設、応急仮設住宅の建設用地等について確認します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握します。

イ 避難施設の指定、管理

(ア) 避難施設の指定

県（危機管理局）は、文書等により施設の管理者の同意を得た上で、避難施設を指定することとされています。

村は、村内の候補となる施設の選定、村有施設の活用など県に協力します。

(イ) 避難施設の周知

村長（総務課）は、県が村内の避難施設を指定、変更した時は、県と協力して住民に周知します。

(ウ) 避難施設の変更の届け出

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて県（危機管理局）に届け出ることとされています。

村（総務課）は、村内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があった時は、内容を確認の上、県（危機管理局）へ送付します。

(エ) 避難施設の整備

村長（総務課）は、村が所管する避難施設を整備し、また、村内の避難施設について状況を把握します。

村は、村有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利活用に配慮します。

整備項目	整備内容
安全性の確認、確保	耐震、耐火診断等の実施、補強
生活環境の保持	衛生、被災者のプライバシーの確保

(オ) 資機材の整備

村長（総務課）は、県と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

設備、資機材	備 考
消防設備	鳥取県収容施設消防基準によります。
通信設備	通信事業者である指定（地方）公共機関に要請します。
放送設備	
照明設備	非常用発電機及び燃料を含みます。
暖房設備	
炊出しに必要な機材及び燃料	
給水用機材	
臨時医療施設及び医療資機材	
仮設の小屋又はテント	
防疫用資機材	
工具類	
仮設トイレ・風呂	これに付随すべき消耗品
台帳類	

(カ) 避難施設管理者との事前協議

村長（福祉保健課）は、県（福祉保健部）の作成した避難所管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣、斡旋要請

村長（総務課）は、必要に応じた確かつ迅速に職員の配置変更、派遣、斡旋要請等が実施できるよう、平素から県（総務部）等との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を整備します。

(ア) 課別・職種別人員数等の把握

(イ) 支援の必要な分野の洗い出し

(ウ) 要請体制、要請内容等の検討

(エ) 必要な協定の締結等

イ 被災者の捜索、救出

村長（住民課）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

村長（住民課）は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から県（生活環境部）、西部広域行政管理組合ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

村長（総務課）は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から、県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体

等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

イ 生活関連等施設の安全確保

(ア) 生活関連等施設の把握

知事（危機管理局ほか各部局）は、県内の生活関連等施設について調査、把握し、市町村等関係機関へ情報を提供することとされています。

村（総務課ほか各課）は、村所管の生活関連等施設について県に情報を提供するとともに、村内の生活関連等施設について、把握します。

(イ) 生活関連等施設に係る情報、認識の共有等

知事（危機管理局）は、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に提供するとともに、県内における関係機関相互の連絡体制の整備に努めることとされています。

村長（総務課）は、県内の連絡体制に参加するとともに、村内における米子警察署、西部消防等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

(ウ) 生活関連等施設の管理者への通知等

県は、生活関連等施設の管理者に対し、以下のとおり通知等を行うこととされています。

a 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事、警察は、海上保安部長等と協力して、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点（所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めたものその他）を通知することとされています。

b 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点などを踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、監視カメラの設置、巡回の実施など、武力攻撃事態における安全確保措置について定めるよう要請することとされています。

c 生活関連等施設の管理者に対する助言

警察等は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢などを勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行うこととされています。

d 生活関連等施設の管理者との連絡網の整備

知事は、生活関連等施設の管理者と県内の国民保護関係機関の連絡網を整備することとされています。

村は、村内の生活関連等施設について通知等の情報を共有し、必要な対策をとります。

(I) 村が管理する生活関連等施設の安全確保

村（各担当課）は、国の安全確保の留意点などにに基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保について、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、関係機関との連携強化などに、平素から努めます。

また、武力攻撃（予測）事態及びその兆候が認められるときなどは、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

村（総務課）は、県など関係機関と連携しつつ、必要な資機材の準備、伝達体制の整備など、武力攻撃原子力災害への対処を準備します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

村（福祉保健課）は、武力攻撃事態等の発生時には、住民の生活と関連性が高い物資や役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県（生活環境部）、関係機関との連携を図ります。

(10) 広報、広聴活動**ア 国民保護制度の広報**

村長（総務課）は、国民保護制度について、村報、CATV、インターネット、住民説明会などにより住民への広報を実施します。

イ 避難方法等の周知

村長（総務課）は、県（危機管理局、未来づくり推進局）等と協力し、避難住民の誘導及び避難住民等の救援等について住民に周知し、理解・協力を得られるように努めます。

周 知 項 目	内 容
避難施設、集合施設の所在等	避難施設、集合施設の名称、所在位置 避難施設、集合施設への経路（避難経路）
避難方法等	警報、避難の指示等の伝達方法 避難の際の行動 避難の際の注意事項 日頃から用意しておくべきもの 住民の協力 等

ウ 相談窓口

村長（住民課）は、武力攻撃（予測）事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置、情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

5 その他**(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加**

計画的に訓練を行い、計画・マニュアル等の検証、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を呼びかけます。

(2) 職員の研修

ア 村（総務課）は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 村（総務課）は、その他の一般職員についても防災危機管理について必要な知識の教育に努めます。

(3) 普及啓発

「第7章 その他」の「2 普及啓発」により国民保護措置の概要などについて、住民に対する普及啓発を行います。

(4) 学校教育における普及啓発、児童生徒の保護及び応急教育の準備**ア 学校教育における普及啓発**

村（教育委員会）は、児童の安全確保及び災害対応能力育成のため、小学校において、災害時の対応などの安全教育や自他の生命及び平和と基本的人権を尊重する精神について教育を行います。また、必要な場合には有事における民間人の保護について教育します。

イ 児童の保護の準備

村（教育委員会）は、児童の安全を最優先に、小学校における保護者などとの連絡体制の確保、児童の避難及び避難住民等受入の計画などの準備を行います。

ウ 応急教育の準備

村（教育委員会）は、小学校の児童、教職員数、施設、立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等における応急教育の計画を策定します。

(5) 文化財の保護

村（教育委員会）は、指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援するとともに、武力攻撃等の際の連絡体制を準備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の整備に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

イ 避難経路の整備

避難経路となる道路等については、計画的かつ着実に整備します。（危険予想箇所の減少を目的とした改良、代替路線の検討など）

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨	<p>時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示します。</p> <p>住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の種類により、避難の方法が異なるので注意が必要です。</p>
----	---

関連する計画

村	地域防災計画
県	地域防災計画

避難タイプとの関連

<p>各避難タイプによる差はありません。 共通で、警報・緊急避難の伝達、避難・退避の指示を行います。 避難住民の誘導、避難住民等の救援は、他の段階に準じて行います。</p>
--

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

時間的余裕がない避難措置の指示などが出されたとき

安全が確認され、避難の指示が「安全な場所への避難」に変更されるまで

イ この期間に予想される状況と留意点

- (ア) 避難の指示が事態発生直前になることが予想されます。
- (イ) N B C R (核、生物、化学、放射能)兵器が使用された場合、個人による防護の実施が重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の種類

ア 攻撃の種類

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (イ) ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）航空機による攻撃
- (ウ) NBCR攻撃

イ 被害の種類

- (ア) 爆発
- (イ) NBCR災害（武力攻撃原子力災害を含みます。）
- (ウ) 要人等の殺傷

(3) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

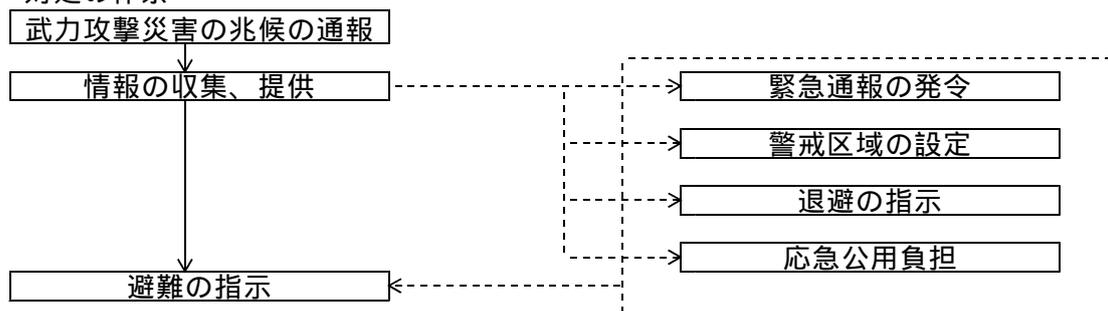
(1) 活動方針

村は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、的確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処方法に留意します。

(2) 実施要領

ア 対処の体系



(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(イ) 情報の収集、提供

(ウ) 緊急通報の発令

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて実施します。

(エ) 退避の指示

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて実施します。

(オ) 警戒区域の設定

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 警戒区域の設定」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

イ 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃事態等については、通常国、県などからの情報収集が中心となりますが、突発的な武力攻撃等については、自然災害と同様現場での情報が重要となることから、村（総務課）は、消防団、自治会（屋内避難・退避が指示されているなど安全が確保されない場合を除きます。）及び西部消防局、米子警察署等と連携して迅速に村内の情報を収集します。

併せて、県（危機管理局）、県対策本部に設置される防護センター等からの情報入手に努めます。

この際、使用された兵器の特定を重視します。

(イ) 情報の提供

a 住民に対する情報提供

村（総務課）は、サイレン、防災行政無線、集落放送、CATV、インターネット、広報車、消防団、自主防災組織、自治会等の協力など、あらゆる手段により、住民に対し、危険の発生と取るべき対処の指針を伝達します。

b 関係機関との情報共有

村（総務課）は、直ちに収集した情報を県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署などへ連絡し、速やかな情報共有を図ります。

ウ 実施体制の確保

(ア) 対策本部等の設置

村は、直ちに警戒本部を設置し、職員を参集するとともに、県（危機管理局）を經由して国に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請（法26）します。

国から当該指定を受けたときは、迅速に対策本部を設置（法27）し、必要な場合は、関係機関・団体等に対する連絡要員の派遣要請、現地調整所の設置等を実施します。

(イ) 村は、必要な場合は直ちに、米子警察署に対しスクリーニングの実施、県（危機管理局）に対し、国民保護等派遣の要請などを行うよう求めます。

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 対処要領

a 村等による対処

村は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県、米子警察署、西部消防局その他関係機関・団体等と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の発生を防止します。 2 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。 3 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。 4 その他被害の最小化に資する措置を実施します。 |
|--|

b 村の能力を超えた場合の対処

村（総務課）は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、もし県、国等による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を保護できると認められる場合、直ちに県（危機管理局）に対し、対処を要請します。

県は、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施し、県の能力を超え、またはそのおそれがあると判断するときは、速やかに国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行うこととされています。

c 消防による対処（法97）

消防は、その施設、人員を活用して、国民の生命、身体、財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除、軽減することとされています。

消防団は、迅速に参集し、村内に武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに、消火、救助活動を開始します。この際、速やかに西部消防局と連絡調整を行い、その所轄下に行動します。

オ 緊急の避難・退避の指示

(ア) 状況、原因などが未確定の場合

村（総務課）は、村内で異常な兆候を認めた際、住民に対する危険切迫等の情報を得た際は、速やかに必要な範囲で住民に対し屋内への退避を指示します。

この際、集客施設、大規模事業所等と連携して、来客、従業員等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

また、消防団は参集、待機など必要な体制をとり、住民の退避の誘導、武力攻撃災害対処の準備等に当たります。

誘導に当たっては、災害時要援護者の誘導に係る西部消防局との連携に留意するとともに、退避誘導後は、自治会等の協力を得て、退避に遅れた住民が生じることがないように確認します。

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国対策本部	県	村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	屋内への一時的避難
	(緊急通報の発令) (退避の指示) 警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
移動の安全確認			
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	避難
被害状況の把握			

NBCR兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(I) NBCR攻撃の場合」に準じます。

(ウ) ミサイル(弾道ミサイル、巡航ミサイル) 航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
	(緊急通報の発令) (退避の指示)		

弾頭種類 被害状況	警戒区域の設定		立入の制限 退去 外出の抑制、制限
	情報の提供		情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
	避難措置の指示	避難の指示	
被害状況の把握			

弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(I)NBCR攻撃の場合」に準じます。

(I)NBCR攻撃の場合

国対策本部	県	村	住民
要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難)	近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難)	避難の指示の伝達	外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 ・室内の目張り
		(緊急通報の発令) (退避の指示)	
		警戒区域の設定	立入の制限 退去 外出の抑制、制限
弾頭種類 被害状況			個人防護
情報の提供			情報の入手 ・テレビ ・ラジオ
避難措置の指示	避難の指示	避難の指示の伝達 誘導	避難
被害状況の把握			

カ NBCR災害への対処

各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

(ア)N(核)攻撃

項目	対 処
要 点	1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意

個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 3 避難できない場合は、退避場所に行く（地下室、窓のない奥まった部屋） 4 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 5 石けんで全身をくまなく洗う 6 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 7 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもので）口と鼻を覆う 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内退避	<ol style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオなど 電磁パルスによりインターネット、携帯は使用不可
治療	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市町村の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県（危機管理局）へ報告します。 2 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

(イ) B（生物兵器）攻撃

項目	対 処
要点	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮
指標	<ol style="list-style-type: none"> 1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 2 予定されていない、異例の空中噴霧 3 廃棄された噴霧装置
個人防護	<ol style="list-style-type: none"> 1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う 2 皮膚を覆う（手袋、帽子、雨合羽、マスク） 3 石けんと水で肌を洗う 4 警察、消防に連絡 5 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する
避難の指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 2 危険区域内の住民を区分して避難させる
屋内避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオなど
治療	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門医による治療とワクチン接種 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置） ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市町村の措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。

	2 感染症法の枠組みに従い、米子保健所等と連携して、患者の移送、汚染範囲の把握及び感染源の特定、消毒等の措置を行います。
--	--

(ウ) C (化学兵器) 攻撃

項目	対 処
要点	1 被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮
指標	1 大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている 2 負傷者に一定の症状がある 3 病気が、ある地理上の区域に限定されている 4 動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ。時期でもないのに植物が枯れる 5 気象条件では説明がつかない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ、又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 8 不自然な金属片
個人防護	
避難の指示	1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れる 3 専門的知識のある人間による被災者の救援
屋内避難	1 地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	専門医による治療 (留意事項) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
市町村の措置	1 措置に当たる要員に防護服を着用させます。 2 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行います。

(I) R (放射能) 攻撃

項目	対 処
要点	1 爆発、放射能による被害 2 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意
個人防護	1 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う 2 徒歩で避難 3 石けんで全身をくまなく洗う 4 汚染区域にいた場合は、 ・ 石けんで全身をくまなく洗う ・ 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 6 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	1 汚染区域から離れた場所にいた場合 1 地下室、窓のない奥まった部屋、自宅にとどまる

	2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

(オ) 武力攻撃原子力災害

項目	対 処
要点	1 放射能への対応 2 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意
個人防護	1 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 2 避難できない場合は、退避場所に行く(地下室、窓のない奥まった部屋) 3 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 4 石けんで全身をくまなく洗う 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない
避難の指示	1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難
屋内避難	1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 別途避難の指示があるまで外出禁止
情報収集	1 テレビ、ラジオなど
治療	1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
市町村の措置	1 武力攻撃原子力災害への対処()

武力攻撃原子力災害への対処(法105)

国が行う武力攻撃原子力災害対処

国対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、以下の事項を公示することとされています。

- | |
|--|
| 1 応急対策実施区域
武力攻撃原子力災害の発生、拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域
2 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
3 住民、公私の団体に対し周知させるべき事項 |
|--|

県が行う武力攻撃原子力災害対処

県は、応急対策実施区域管轄都道府県知事として、住民の避難その他応急対策が指示されたときは、速やかに以下のとおり所要の応急対策を実施することとされています。

- 1 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施
- 2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- 3 モニタリングの実施
- 4 住民の避難等の措置
- 5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- 6 国への措置命令の要請等
- 7 安定ヨウ素剤の配布
- 8 食料品等による被ばくの防止
- 9 要員の安全の確保

村が行う応急対策（法105 で準用する原災特措法26）
 村は、以下のとおり応急対策を実施します。

- 1 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関する事項
- 2 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 施設・設備の整備・点検・応急復旧に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- 6 緊急運送の確保に関する事項
- 7 食料、飲料水、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- 8 その他武力攻撃原子力災害の発生、拡大の防止を図るための措置に関する事項

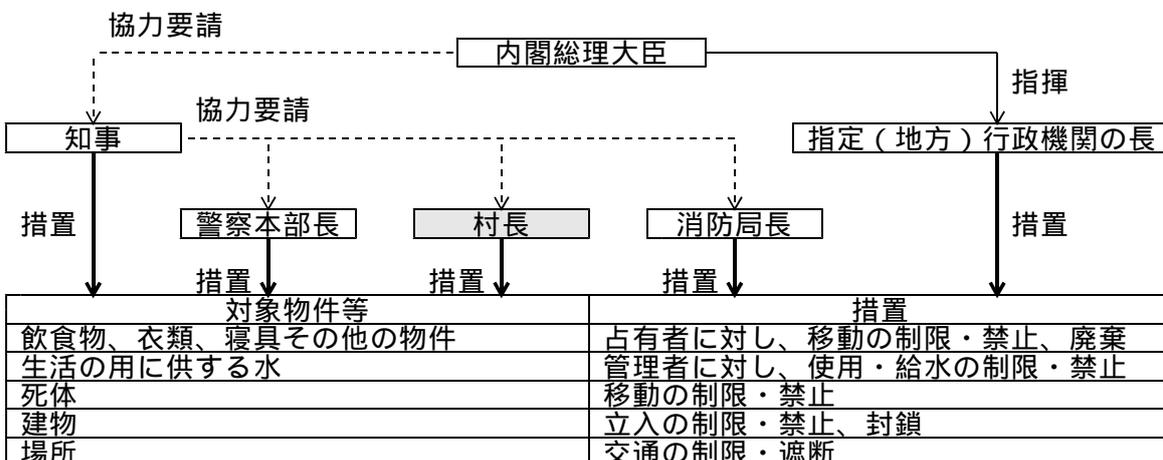
村が行う事後対策（法105 で準用する原災特措法27）
 村は、以下のとおり事後対策を実施します。

- 1 応急対策実施区域等における放射性物質の濃度、密度、放射線量に関する調査
- 2 居住者等に対する健康診断、心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- 3 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散状況に関する広報
- 4 その他武力攻撃原子力災害の発生・拡大の防止、復旧を図るための措置に関する事項

キ 汚染の拡大の防止（法107～110）

村長は、汚染（ ）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、県（危機管理局）、米子警察署、西部消防局その他関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

汚染＝武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染



↓

必要な場合職員に、他人の土地等に立ち入らせることができる。

ク 住民の救援

県は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行うこととされています。

県、村は安全が確認された後、医療救援を行います。

3 各機関の役割

(1) 日吉津村

機関名	内容
共 通	1 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 村国民保護措置の総括 2 村国民保護対策本部の緊急設置・運営 3 村内における緊急避難の総合調整 4 緊急避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 退避の指示等 6 消火、救急、救助等 7 防災行政無線の使用・維持 8 危険物質等の保安対策、対処 9 特殊標章等の緊急交付 10 避難所、集合施設等の指定 11 備蓄品の運用、提供 12 職員の緊急動員・派遣・受入等 13 職員の活動支援、安否等 14 村有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 15 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 16 村議会に関すること（議会の開催） 17 村役場仮庁舎・現地調整所の緊急設置・移転等 18 被災者住宅の再建支援 19 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 20 各課業務の調整に関すること 21 その他各課の事務に属さないこと 22 国民保護に係る広報・広聴 23 写真等による情報の記録・収集等 24 被災情報の収集・提供等 25 ボランティアの流入防止・周知 26 宿泊施設等への緊急連絡 27 各課の応援
住民課	1 住民の緊急避難・退避誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 外国人への情報提供及び緊急避難 4 戸籍等の保護、火葬等の許可 5 避難住民への生活必需品の給与 6 入浴施設、トイレ等の確保、提供 7 応急給水等 8 遺体の処理、埋葬 9 廃棄物、し尿の処理 10 有害物質等の保安対策、対処 11 赤十字標章等の緊急交付、使用許可申請 12 義援金、救援物資の収配等 13 村営住宅の調査、提供、応急復旧
福祉保健課	1 災害時要援護者の緊急避難 2 避難所・集合施設等の緊急開設・運営 3 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供、被害調査・対策等 4 感染症の予防、対策等

	<ul style="list-style-type: none"> 5 避難住民の健康維持、保健衛生 6 食品衛生、食中毒防止 7 村内の病院の医療、助産、避難 8 他課に属しない生活支援及び保護 9 保育所園児の緊急避難等 10 保育所園児の応急保育
建設産業課	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急運送の計画、手配、運営等 2 商工業関係の被害調査、対策 3 避難住民への食品の給与 4 農水産業関係の被害調査、対策 5 家畜防疫、死亡獣畜等 6 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 7 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等 8 道路（農道を含む）の緊急状況確認・確保・情報提供 9 応急仮設住宅等の緊急手配・供与 10 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の確保に関する連絡調整等 11 武力攻撃災害の応急復旧等 12 居住地域等の状況把握、対策 13 公共土木施設等の状況把握、対策 14 用地の確保、土地の使用・提供等 15 危険箇所、支障となる工作物の除去等 16 土木資機材等の手配 17 建築の制限、緩和等 18 特殊車両の通行許可 19 応急公用負担等 20 下水道の被害調査・応急復旧
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童の救護、緊急避難等 2 児童の応急教育 3 人権の擁護 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 関係施設等の状況把握、対策、提供 6 文化財の緊急保護 7 各課の応援
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設産業課の応援
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 2 緊急避難の際の避難住民の誘導 3 災害時要援護者の緊急避難の補助 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集

(2) 県

機関名	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、関係機関への連絡調整、要請 2 緊急通報の発令 3 緊急避難、退避の指示 4 警戒区域の設定 5 国民保護措置の総合調整 6 武力攻撃への対処

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置

	3 武力攻撃災害情報等の収集伝達
--	------------------

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

(1) 避難準備

別紙第5「避難準備段階の計画」

(2) 避難

別紙第6「避難段階の計画」

(3) 避難生活

別紙第7「避難生活段階の計画」

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨	<p>未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃（予測）事態が認定され、県、村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、村は以下のとおり対処します。</p> <p>速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。</p> <p>武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。</p> <p>関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。</p>
----	--

関連する計画等

村	地域防災計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、災害時要援護者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
情報の収集、広報 県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整、県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整	情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

	平素				
事態への対処	準備	緊急			
	避難	避			
	生活	難			

武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

県、市町村を含む地域に警報が発令され、県に避難措置の指示が伝達されたとき



イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

村は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、速やかに必要な諸準備を整えます。

この際、以下の諸点に注意します。

避難の指示など情報の住民への確実な伝達

県、関係機関・団体との連携の強化

緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

県、関係機関・団体及び消防団、自治会などを通じた村内からの情報収集を強化します。

併せて収集した情報についての的確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し防災行政無線等を通じ適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

速やかに村の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、避難住民の誘導が実施できるよう、消防団の警戒体制など避難の体制、資機材等について必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

県が救援の指示を受けた際は、速やかに救援を補助又は法定受託できるよう備蓄物資など必要な確認及び準備を完了します。また、必要に応じ県に対し物資の売渡要請等の措置を要請します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

生活関連等施設の安全確保、消防団の警戒体制など武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 日吉津村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 村国民保護措置の総括 2 村国民保護対策本部の設置 3 村内における避難準備の総合調整 4 避難準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経路等の準備 6 消火、救急、救助等の準備 7 防災行政無線の使用・維持に関する事 8 危険物質等の保安対策準備 9 特殊標章等の交付 10 避難施設、集合施設等の準備、連絡調整 11 備蓄品の準備 12 職員の服務、給与、動員・派遣・受入準備等 13 職員の活動支援、安否等に関する準備 14 村有財産・車両等の管理、運用・提供・補修準備等 15 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 16 村議会に関する事（議会の開催） 17 村役場仮庁舎・現地調整所などの設置・移転等に関する事 18 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 19 各課業務の調整に関する事 20 その他各課の事務に属さない事 21 武力攻撃事態、避難準備等に係る広報・広聴 22 写真等による情報の記録・収集等 23 被災情報の収集・提供等準備 24 ボランティアの流入防止・周知に関する事 25 宿泊施設等の避難準備に係る連絡調整 26 各課の応援
住民課	1 避難住民誘導準備 2 安否情報の収集・提供等準備 3 外国人への情報提供及び避難準備 4 戸籍等の保護、火葬等の許可の準備 5 避難住民への生活必需品の確保、給与準備 6 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 7 遺体処理、埋葬の準備 8 廃棄物・し尿処理の準備 9 有害物質等の保安対策準備 10 赤十字標章等の使用許可申請 11 義援金、救援物資の収配準備等 12 村営住宅の調査・提供・応急復旧準備
福祉保健課	1 災害時要援護者の避難・救援準備に関する事 2 集合施設の開設・運営及び避難先地域の避難所の開設準備 3 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）の提供・被害調査・対策等準備 4 感染症の予防、対策等 5 避難住民の健康維持、保健衛生の準備 6 食品衛生、食中毒防止等の準備 7 他課に属しない生活支援及び保護に関する事 8 保育所園児の避難準備等に関する事 9 保育所園児の応急保育の準備
建設産業課	1 運送の調査、計画、手配・運営準備等 2 商工業関係の被害調査・対策準備 3 避難住民への食品の確保、給与準備 4 農水産業関係の被害調査・対策準備 5 家畜防疫、死亡獣畜等の準備

	6 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 7 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備 8 道路（農道を含む）の状況確認・確保・情報提供に関する事 9 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備 10 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等に 関すること 11 武力攻撃災害の応急復旧等の準備 12 住居地域等の状況把握、対策の準備 13 公共土木施設等の状況把握、対策に関する準備等 14 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 15 危険箇所、支障となる工作物の除去等の準備 16 土木資機材等の手配準備 17 建築の制限、緩和等の準備 18 特殊車両の通行許可に関する事 19 応急公用負担の準備等 20 下水道の被害調査・応急復旧等の準備
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	1 児童の安全確保、避難準備等に関する事 2 児童の救護、応急教育の準備 3 人権の擁護に関する事 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 5 関係施設等の状況把握、対策、提供に関する準備等 6 文化財の保護準備に関する事 7 各課の応援
議会事務局	1 建設産業課の応援
消防団	1 避難住民の誘導の準備 2 災害時要援護者の避難の補助の準備 3 消火及び武力攻撃災害対処の準備 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助の準備

(2) 県

機関名	内容
県	1 県国民保護対策本部の設置 2 県内国民保護措置の総合調整 3 県内の避難準備の総括 4 武力攻撃災害対処の総括

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務

4 活動要領

(1) 情報

ア 武力攻撃（予測）事態の認定等の伝達

村長（総務課）は、武力攻撃（予測）事態の認定、政府の対処基本方針、県、村に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

村（総務課ほか各課）は、避難の指示、救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体及び消防団、自治会等からあらかじめ必要な情報を収集します。収集した情報は、総務課へ集約します。

この際、近隣市町の情報収集及び連絡調整に注意します。

(イ) 情報分析

村長（総務課ほか各課）は、県、関係機関・団体等の情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、村対策本部に地図等の図表を設置します。

(ウ) 情報提供

a 情報提供項目

- | |
|--------------------|
| 1 武力攻撃（予測）事態の内容 |
| 2 県、村等の活動状況 |
| 3 村内及び周辺の被災情報 |
| 4 避難準備の呼びかけと注意事項 等 |

b 情報提供体制

村長（総務課ほか各課）は、防災行政無線、消防団、自治会及び集落放送などを通じ、住民、関係機関・団体に対し適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

この際、集客施設、大規模事業所等と連携して、来客、従業員等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

(I) 別紙第1「情報計画」参照

ウ 安否情報

村長（総務課、住民課）は、消防団、自治会、県（文化観光局）、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、平素から各自治会などの有する情報及び安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

エ 被災情報

村長（総務課）は、消防団、自治会、県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。

オ 通信

村長（総務課）は、防災行政無線、集落放送等の通信機器及び消防団、自治会等を通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保など所要の対策を完了します。

また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事（危機管理局）から警報の通知、避難の指示を受けた場合、村長（総務課）は、速やかに別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(1) 情報」に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候等の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときは、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 村の国民保護体制への移行

村は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、原則として通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制、先遣隊の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

村（総務課）は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに「第6章 国民保護対策本部等、通信」の定めるところにより、対策本部を設置し、その旨を通知します。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保 |
| 2 | 通信システムの起動、資機材の配置等 |
| 3 | 議会報告及び県、指定地方公共機関等への通知 |
| 4 | 現地調整所などの設置準備 |

(イ) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

目的	項目
認識の共有	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃（予測）事態の内容 各課の状況 政府、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関の状況 村内の状況
基本活動方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 人命の最優先 国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認、準備

ウ 関係機関の国民保護体制への移行

(ア) 関係機関は、以下のとおり国民保護体制へ移行することとされています。

- | | |
|---|---|
| a | 県の国民保護体制への移行
県は、国民保護体制へ移行するとともに県対策本部を設置することとされています。 |
| b | 消防の国民保護体制への移行
消防局は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、 |

消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害等の発生に備えることとされています。

また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

c 警察の国民保護体制への移行

警察は、武力攻撃（予測）事態の発生等を受け、警察庁等と連絡の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻撃災害の発生に備えることとされています。

また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請することとされています。

村は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援、連絡要員の派遣などを求めます。

(1) 公共的団体との連絡調整

村（総務課ほか各課）は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに村内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(ウ) その他

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に県（危機管理局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

また、近隣の市町等と情報共有、避難、救援準備に係る連絡調整を行います。

なお、県外への避難が予測される場合は、県（危機管理局）を通じて避難先都道府県との協議（法58）情報収集及び連絡調整を行います。

エ 特殊標章等の交付等

(ア) 村職員等への特殊標章等の交付

村（総務課ほか各課）は、速やかに以下の者に対し特殊標章、身分証明書を交付します。

- a 村職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- b 村が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 施設等への特殊標章の表示

村（総務課ほか各課）は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、村役場、車両等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 村内の補給体制の準備

村（総務課）は、県（危機管理局ほか各部署）、関係機関・団体と連絡調整の上、村内の補給体制の準備を完了します。

この際、必要に応じ近隣の市町との連絡調整、要請などを実施します。

(ア) 県による補給支援の準備

- a 県対策本部は、補給支援センターを開設することとされています。
- b 補給支援センターは、補給支援組織（緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線）の確認、準備を行うこととされています。
- c 補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備（開設、改修補充等）を行うこととされています。
- d 併せて県は、市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化など、県内の補給支援体制を準備することとされています。

(1) 村内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

村（総務課、建設産業課）は、村内の集合施設、中継、休憩場所、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、炊出し等について協力を要請するなど、補給支援の準備（開設、改修、補充など）を行います。

b 補給組織の準備

村は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ村職員、消防団、自主防災組織、自治会などからなる村内の補給組織を準備します。

イ 補給必要量、補給能力の見積もり

(ア) 補給必要量の見積もり

村（総務課）は、住民数などから想定される避難住民数等をもとに補給必要量の見積りを作成します。

この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積もり

村（総務課ほか各課）は、県（危機管理局ほか各部局）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、県、各関係機関・団体の補給可能量等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

ウ 当面必要な補給品の取得など

(ア) 補給品の取得

村（総務課ほか各課）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得し、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、災害時要援護者に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

村長（総務課ほか各課）は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに県（危機管理局ほか各部局）等へ支援を要請します。

また、必要に応じて県（危機管理局ほか各部局）に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

県は、避難の指示等の際、的確かつ迅速に運送が実施できるよう、運送の準備を行うこととされています。

村は、村内の運送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。

この際、災害時要援護者に係る運送の準備に特に注意します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団、自治会等を通じた村内の状況確認及び運送量の見積もり 2 県（企画部、商工労働部）、関係機関・団体との連絡調整の強化 3 運送手段の確保、手配 4 消防団の警戒体制、自主防災組織・自治会との連絡調整など運送体制の準備 |
|--|

イ 村内の運送支援施設の準備

村（総務課、建設産業課）は、県（危機管理局、県土整備部）、関係機関・団体と連絡調整の上、村内の運送支援施設の準備を完了します。

(ア) 道路状況の確認

村（建設産業課）は、村内の道路状況を確認し、県（県土整備部）へ報告します。

また、県（県土整備部）から県内の道路情報を収集するとともに、近隣の市町と道路情

報を共有します。

(1) 運送網の準備

県は、国対策本部長が定める「道路の利用指針」(特定公共施設利用法12)に沿って、侵害排除のための活動を行う自衛隊の進路と避難経路を調整し、道路使用計画(案)を作成することとされています。

村(総務課、建設産業課)は、運送網となる路線等について必要な準備(確認、応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)を行います。

また、必要に応じ県(県土整備部)、近隣市町などに確保を要請します。

ウ 運送業務

(ア) 運送手段の状況確認・準備

村(建設産業課)は、県(危機管理局、企画部、商工労働部)、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

(イ) 運送手段の要請準備

村(建設産業課)は、村内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積もるとともに、県(企画部、商工労働部)と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

(ウ) 運送割当計画(案)、運送計画(案)の作成

村(建設産業課)は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び県(危機管理局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部)が作成した県運送割当計画(案)、県運送計画(案)により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、村内の運送割当計画(案)、村運送計画(案)を作成します。

エ 災害時要援護者の避難準備

(ア) 状況確認・準備

村(福祉保健課)は、県(福祉保健部、文化観光局)、自治会、災害時要援護者に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備(体制の確認、整備、補充など)を実施します。

a 在宅の災害時要援護者

村(総務課、福祉保健課)は、自治会等を通じ各地区の災害時要援護者の状況を確認し、消防団、自主防災組織、自治会及び防災行政無線、集落放送などを通じて避難準備を呼びかけます。

b 災害時要援護者に係る施設

村(福祉保健課)は、村内の高齢者、乳幼児等に係る施設の管理者を通じて各施設の状況を確認するとともに、避難準備を呼びかけます。

(イ) 村災害時要援護者避難誘導計画(案)の作成など

村(福祉保健課)は、災害時要援護者避難誘導計画(案)を作成し、地区、施設ごとの避難について決定、手配するとともに、必要に応じ県(福祉保健部、文化観光局)、関係機関・団体に対し支援の要請を行います。

また、同計画(案)に基づき、消防団の警戒体制、自主防災組織、自治会、西部消防局との連携など村内の体制及び担架などの資機材を準備します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

村(福祉保健課)は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、衛生を確保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

この際、感染症の予防、対処準備に注意します。

イ 衛生支援組織

県(福祉保健部)は、臨時医療施設の設置、医療用資機材、医薬品等の手配などを行う

とともに、救護班の派遣、医療機関などにおける受入準備等の要請準備を行うこととされています。

村（福祉保健課）は、村内の衛生支援組織の確認、支援準備などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

ウ 治療業務

(ア) 状況確認・準備

県（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療等提供体制の状況確認及び必要な準備（医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、救護班編成準備など）を実施することとされています。

村（福祉保健課）は、村内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県と連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(1) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

村（福祉保健課）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに県（福祉保健部）、西部消防局、米子警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処します。

なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに県（福祉保健部）へ連絡し、支援を要請します。

- 1 被害状況を確認し、県（福祉保健部）、西部消防局、米子警察署等と情報を共有します。
- 2 県（福祉保健部）に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の派遣など必要な対処を要請します。

エ 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

県（福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む。）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施することとされています。

村（総務課、福祉保健課）は、以下のとおり村内の搬送の準備を完了します。

- 1 県（危機管理局、福祉保健部）、西部消防局、米子警察署、臨時医療施設、医療機関、村社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認
- 2 搬送準備の実施（村有車両、担架など資機材の確認及び整備・補充、消防団、自主防災組織など要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など）

(1) 武力攻撃災害発生時の対処

村（総務課、福祉保健課）は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり対処します。

- 1 被害状況を確認し、県（危機管理局、福祉保健部）、西部消防局、米子警察署等と情報を共有します。
- 2 県（危機管理局、福祉保健部）等に対し、以下のとおり要請します。
 - 救急車の集中運用による搬送と増援
 - 県・村有車両などによる搬送と警察車両による誘導
 - 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り
 - 特殊車両や航空機等による搬送
 - 緊急消防援助隊の要請・受入
 - 不足する人員、資機材等の支援要請
 県、西部消防局、米子警察署等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を通報

します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、以下のとおり防疫業務を行うこととされています。

- 1 予防
 - (1) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
 - (2) 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底
- 2 感染症等が発生した場合の対処
 - (1) 直ちに病原体検索、消毒、隔離、診療などを実施
 - (2) 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請

村（総務課、福祉保健課）は、県（福祉保健部、米子保健所）、県西部医師会など関係機関・団体と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住民へ周知するとともに、村内で感染症等が発生した場合には、直ちに県（福祉保健部）へ連絡します。

カ 健康管理業務

村（福祉保健課）は、県（福祉保健部、生活環境部）、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援の際の村内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。

キ 廃棄物・し尿の処理

(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備

村（住民課）は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際速やかに廃棄物・し尿を処理し得る体制を準備、継続します。

- 1 県（生活環境部）、西部広域行政管理組合、廃棄物・し尿処理事業者、その他関係機関・団体との連絡調整、協力要請
- 2 廃棄物・し尿収集車、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材、燃料等の整備、補充、手配、支援要請など

(イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等

避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。

- 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知
- 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供
- 3 廃棄物・し尿の収集
- 4 西部広域行政管理組合に対する廃棄物・し尿の処理要請

(ウ) 廃棄物処理の特例（法124）

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

村（福祉保健課、建設産業課）は、避難の際速やかに必要な集合施設、避難所、臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、県（福祉保健部、県土整備部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- 1 集合施設、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認
- 2 集合施設の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 3 必要な土地の使用の同意 4 村有施設の転用準備 5 村役場仮庁舎、現地調整所などの設置準備 |
|---|

イ 必要量、供給可能量の見積もりなど

(ア) 集合施設、避難所、臨時医療施設

a 必要量

村（総務課）は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃（予測）事態の状況、予想される避難住民数の情報を早期に入手し、集合施設等の必要量を見積もります。

b 供給可能量

村（総務課、住民課）は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、村営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに見積もります。

(イ) 公共施設

村（総務課）は、必要に応じ村役場仮庁舎、現地調整所などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ 建設

(ア) 集合施設など

a 集合施設

村（総務課）は、あらかじめ指定している集合施設の管理者、消防団、自主防災組織、自治会などに集合施設の開設、住民の受入準備（備品、台帳類の整備など）を指示します。

また、必要に応じて集合施設に職員、消防団員などを派遣し、受入準備を実施します。

b 避難所、臨時医療施設

県（危機管理局ほか各部局）は、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備することとされています。

村（総務課、福祉保健課、住民課、建設産業課）は、県（危機管理局、福祉保健部、県土整備部）などと連絡調整の上、以下のとおり村内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 あらかじめ指定された避難施設等
村内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。 2 応急仮設住宅等
建設予定地の使用可能状況を確認します。
（応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます） 3 村営住宅等
村営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。 4 村所管施設
村所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備します。 |
|---|

(イ) 公共施設

村（総務課）は、必要に応じ速やかに現地調整所などを設置できるよう、候補施設の確認、発注の準備等を行います。

エ 土地利用

(ア) 集合施設など

県（県土整備部ほか各部局）は、以下のとおり土地利用の準備を行うこととされています。

村（建設産業課ほか各課）は、以下のとおり村内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

県の土地利用の準備	村の業務
1 建設候補地の状況確認	村内の建設候補地を確認します。
2 建設用地の事前確保、使用許可	必要に応じ県（県土整備部）に対し土地使用の手続きを要請します。
3 公有地等の転用	一般売却等は停止します。
4 建設用地における応急仮設住宅等の建設準備	
5 賃貸借等の契約準備	
6 関係機関・団体等への連絡、協力準備要請、支援要請	

(1) 公共施設

村（建設産業課）は、村役場仮庁舎、現地調整所などの候補施設のうち用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣要請など

(ア) 職員の配置変更

村（総務課）は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各課から要請があった場合、速やかに調整、対処します。

課内の職員の配置変更については課長が調整、対処します。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

村（総務課）は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、県（総務部）との連絡調整、派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

(ウ) 職員の派遣の準備

村（総務課）は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

イ 被災者の捜索、救出

(ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

村（住民課）は、米子警察署、西部消防局、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに米子警察署、西部消防局、消防団などと連絡

調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

ウ 埋葬、火葬、遺体の処理

(ア) 埋葬、火葬等体制の準備

村（住民課）は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、継続します。

- a 県（生活環境部）、西部広域行政管理組合、葬祭事業者、その他関係機関・団体との連絡調整
- b 村内の遺体安置施設の開設準備（公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など）及び村営墓地等の準備
- c 不足が見込まれる施設、資機材（柩、ドライアイス等）、燃料等の補充、支援要請、手配など

(イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。

- a 遺体安置施設の開設及び米子警察署、西部消防局など関係機関等への周知
- b 被災情報の収集及び関係機関等への提供
- c 火葬、埋葬の許可
厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
- d 西部広域行政管理組合に対する火葬要請
厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
- e 村営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請
厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

村（総務課）は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり準備します。

(ア) 県（危機管理局）、西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連絡

(イ) 消防団の警戒体制など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備

(ロ) 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備

(ハ) 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備

イ 生活関連等施設の安全確保（法102）

(ア) 村内の生活関連等施設の安全確保

知事、公安委員会などは、以下のとおり生活関連等施設の安全確保のため必要な措置を講ずることとされています。

措置	措置者	場 合	内 容
安全確保のため必要な措置の要請	知事	・特に必要であると認めるとき（ ）	・公安委員会、海上保安部長等の意見を聴いて生活関連等施設の管理者に対し、安全確保のための警備の強化、施設の改善等を要請
		・必要な場合（ ）	・公安委員会、海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請
	生活関連等施設の管理者	・必要な場合	・警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の警備強化や火災予防のための巡回等の支援を求める
立入制限区域の設定	公安委員会、境海上保安部長、鳥取	・知事から要請があったとき ・事態に照らして特に必要が	・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該施設の安全確保のため必要な区域を立入制限区域として指定 ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知

	海上保安署長	あると認めるとき	・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間 その他必要な事項を公示
	警察官、海上保安官	・立入制限区域が指定されたとき	・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入制限区域からの退去を命ずる
国対策本部長に対する総合調整の要請	県対策本部長	・大規模、特殊な武力攻撃災害が発生したとき	・消防庁を通じ、国対策本部長に対して、必要な措置に係る総合調整を要請する（隣接他県の区域における立入制限区域の指定等）

() ダム、危険物質等取扱所等は速やかに要請、発電所、駅、空港等は危険が切迫している場合速やかに要請

村長は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への協力及び必要な措置の要請等により村内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

(1) 村が管理する生活関連等施設の安全確保

a 職員の派遣など

村（総務課）は、村管理の生活関連等施設について、職員、消防団員等の派遣、施錠の強化、警備施設の設置などの安全確保を実施します。

b 巡回などの要請

村（総務課）は、村管理の生活関連等施設について、必要な場合は米子警察署、西部消防局、境海上保安部、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置（法103）

県（危機管理局ほか各部局）は、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき、危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するとき、以下の措置を行うこととされています。

- 1 危険物質等取扱所の警備の強化
危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。
- 2 危険物質等の取扱者に対する措置命令
緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、別表に掲げる措置を講ずべきことを命じます。

村は、村内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当たるとともに、必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

【別表：危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

危険物質等の種類	措置			要請権者
	取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄物又は所在場所の変更	
危険物（消防法）	12			知事
毒物、劇物（毒劇法）				（製造業者、輸入業者） 厚労相 （販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者）

				厚労相、知事
火薬類 (火取法)	45	45	45	(販売、貯蔵(火薬庫設置)、 廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会
高圧ガス (高圧法)	39	39	39	消防局長
核燃料物質等 (原子力基本法)	法106	法106	法106	対象により、文科相、経産相、 国交相
核原料物質 (原子力基本法)				対象により、文科相、経産相
放射性同位元素	33	33	33	文科相
毒薬、劇薬 (薬事法)				(製造業者、輸入業者) 厚労相 (薬局が所持するもの) 厚労相、知事 (専ら動物目的のもの) 農水相
高圧ガス (電気事業法)				経産相
生物剤、毒素 (細菌兵器禁止法)				主務相
毒性物質 (化学兵器禁止法)				経産相

= 令29による措置、 = 個別規制法により措置可能なもの

エ 石油類等危険物保管施設の応急措置

県(危機管理局)は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じて以下に掲げる措置を講ずるよう指導することとされています。

- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

村(総務課)は、村内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県に指導を行うよう要請します。

オ 火薬類保管施設の応急措置

火薬類保管施設については、県、指定地方行政機関が以下のとおり対応することとされています。

機関名	対応措置
県（危機管理局）	火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国経済産業局	火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行います。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。
中国四国産業保安監督部	作業現場に未使用の状態での滞留中の火薬類は緊急の場合、自主保安管理体制のもとに直ちに担当の保安係員に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに直ちに実情を把握し、適切な指示、命令等を行います。

村（総務課）は、村内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県などに対し対応措置をとるよう求めます。

カ 高圧ガス保管施設の応急措置

(ア) 村の対応措置

村（総務課）は、村内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

1	住民に対する退避の指示
2	避難住民の誘導
3	避難所の開設
4	避難住民の保護
5	情報提供
6	関係機関との連絡

(イ) 県、関係機関の対応措置

県、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対応措置
高圧ガス事業所	1 施設警備の強化などにより、ガス漏れ等の予防に努めます。 2 ガス漏れなどが発生した場合、直ちに災害の拡大防止、被害の軽減及び関係機関への速やかな情報提供に努めます。
県（防災局）	1 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制 武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。 2 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制 武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大する恐れがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施します。
米子警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難路の確保及び避難住民の誘導を行います。
西部消	1 ガスの拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとま

防局	がないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めます。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めます。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施するよう努めます。
中国経済産業局	1 正確な情報把握のため、県及び関係機関と密接な情報連絡を行います。 2 武力攻撃災害等の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止します。

村（総務課）は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の実施について要請を行います。

キ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(ア) 村の応急措置

村（教育委員会）は、小学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- a 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- b 出火防止及び初期消火活動
- c 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- d 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止
- e 児童等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- f 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- g 避難場所及び避難方法

(イ) 県、関係機関の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり応急措置を実施することとされています。

機関名	対 応 措 置
県（生活環境部）	1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。
県（企画部・教育委員会）	村の教育委員会に同じ。
西部消防局	1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施します。

村（総務課）は、応急措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置について要請します。

ク 放射線使用施設の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

機関名	対応措置
西部消防局	1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 2 災害応急活動を実施します。
県（生活環境部）	R I 使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、R I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。
県（商工労働部）	産業技術センターにおいては、職員による非常動員体制をとり施設内のR I 等の露出、流出に伴う緊急措置に関し待機するとともに、出火に際しては、初期消火に努め、また、立入禁止区域を設定します。 なお、関係機関から応急対策について緊急の要請がある場合は、技術的援助を行います。
放射線同位元素使用者等	武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告します。
文部科学大臣	必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

村（総務課）は、村内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じ対応措置について要請します。

ケ 危険動物の逸走時対策

危険動物の逸走時対策については、県、警察、消防が以下のとおり対応措置を実施することとされています。

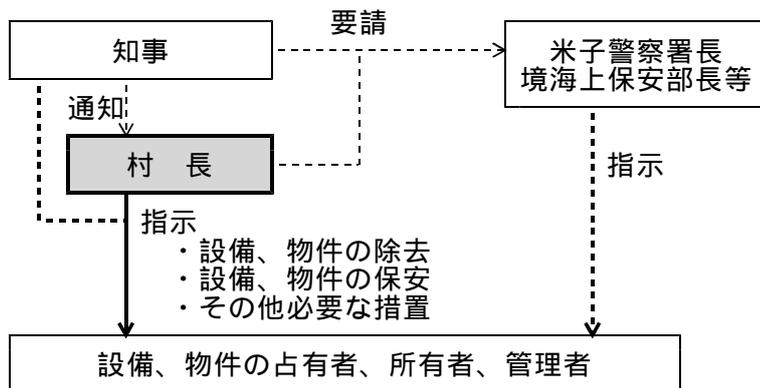
機関名	対応措置
県（生活環境部）	1 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 2 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整
県（生活環境部・農林水産部）	1 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 2 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置
警察本部	1 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警職法）
西部消防局	1 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送

村（総務課）は、村内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちにこれらの機関に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じ周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

コ 事前措置（法111）

村（総務課ほか各課）は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保

安その他必要な措置（補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等）を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

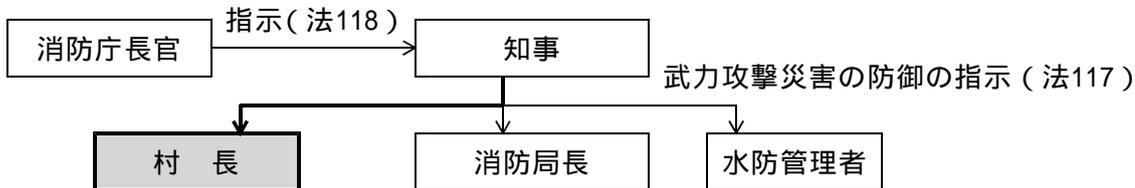


サ 知事の防御の指示（法117）

知事（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。

村（総務課）は、防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下のとおり応援等を行います。

- 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止する
- 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧する



シ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事（危機管理局）から緊急通報の通知を受けた場合、村（総務課）は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

村（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」

の「(I) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

村（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

村（総務課ほか各課）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で（発生するおそれがある場合を含みます）、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定します。

(ウ) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

県（危機管理局）は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施することとされています。

村（総務課）は、県（危機管理局）に対し村内の状況を連絡し、必要と認めるときは速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、県内消防応援隊の村内への受入れ、村内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、村（住民課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、県（生活環境部）に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

(ア) 村（建設産業課）は、村が管理する下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復旧など確実に確保します。

(イ) 村（建設産業課）は、県、ライフライン事業者等との連携を強化し、電気、ガス、電話、上水道など村内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

(ウ) この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

ウ 防犯等

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、村（総務課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」により、米子警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。

エ 住民への周知

村（総務課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、不要不急の買占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 村広報の実施

武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、村長（総務課）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	1 武力攻撃（予測）事態の概要

	<p>(1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測</p> <p>(2) 国、県、村などの対応状況</p> <p>2 注意事項</p> <p>(1) 冷静な対応の呼びかけ</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること</p> <p>(3) 「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」についての啓発</p> <p>(4) 住民からの有事に係る重要な情報について、村に連絡するよう求めること</p> <p>3 避難準備の指示</p> <p>(1) 避難に備えて、最寄りの集合施設等を確認すること</p> <p>(2) 避難に備えて、貴重品など持ち出し品を用意すること（手荷物の制限を含む）</p> <p>(3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと</p> <p>4 避難、救援の概要</p> <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します</p> <p>(1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは村、県などで用意すること</p> <p>(2) 避難の状況、計画</p> <p>(3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 交通の規制</p> <p>(2) 犯罪の予防</p> <p>(3) 旅行の自粛</p> <p>(4) 児童の登下校に対する安全確保</p> <p>(5) 交通機関の運行状況の把握</p> <p>(6) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策</p> <p>(7) ボランティア等の流入防止</p>
	<p>1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報</p> <p>(1) 緊急通報の内容</p> <p>(2) 退避の指示の内容</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>(4) 情報に注意するよう呼びかけ</p>
広報手段	<p>1 消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時村報、回覧などにより広報を行います。</p> <p>2 宿泊施設、集客施設等において、場内放送等により来店客等への広報を行います。</p>
注意事項	<p>1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。</p> <p>2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないように、十分に注意します。</p> <p>3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県、村及び放送機関において随時必要な対応及び住民への広報、通報を行います。</p>

(1) 広報への協力要請

県対策本部は、広報センターを設置し、以下のとおり広報を一元化、強化することとされており、また、関係機関は以下のとおり広報を行うこととされています。

機関	内 容
県（未来づくり推進局）	<p>県広報の実施及び広報への協力要請</p> <p>1 県政TV、県政ラジオ、インターネット等による住民への広報</p> <p>2 放送事業者である指定地方公共機関への広報協力要請</p> <p>3 運送事業者である指定（地方）公共機関への広報協力要請</p> <p>4 その他指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、公共的団体等への広報協力要請</p>
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者への広報

集客施設等	場内放送等による来客への広報
-------	----------------

村（総務課）は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとともに、広く住民に対する広報が必要な項目については、関係機関に対し広報への協力を要請します。

(ウ) 障害者、外国人などへの広報

村は、障害者、外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

a 障害者

村（福祉保健課）は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県（福祉保健部）、障害者団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、自治会、障害者団体などの協力を得て実施します。

b 外国人

村（総務課）は、外国人への広報について、県（文化観光局）、国際交流団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得て実施します。

イ 広聴

村（総務課）は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、村役場などに相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育計画

ア 小学校の避難の準備

村（教育委員会）は、小学校の状況確認、県（教育委員会）との連絡調整などを行うとともに、小学校の避難に備え以下のとおり小学校に指示します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 学校行事、会議、出張等の中止 2 学校、児童の状況確認と村（教育委員会）への報告 3 児童への事前連絡と指導 4 武力攻撃発生時の対処の確認、周知 5 村（教育委員会）、米子警察署、西部消防局及び保護者等への連絡網の確認 6 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知 |
|---|

イ 小学校の応急教育の準備

村（教育委員会）は、児童の救援・受入れに備え、小学校の人員、施設などの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

(2) 応急保育

村（福祉保健課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の避難の準備及び応急保育の準備を実施します。

(3) 文化財の保護

村（教育委員会）は、村指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能であれば所在場所の変更などの保護措置を講じます。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の保護について、連絡調整、支援を行います。

(4) 特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

村（総務課ほか各課）は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付するとともに、村役場、村有車など国民保護措置のために使用される場所・施設等に旗、ステッカーなどにより特殊標章を表示します。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 村職員で国民保護措置に係る職務を行う者2 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 |
|--|

イ 赤十字標章等

村（住民課）は、医療に従事する要員や村内の医療のために使用される場所等の赤十字標章等の使用について、県（福祉保健部）に申請します。

(5) ボランティア等の流入防止

村（総務課）は、村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。

別紙第5

避難段階の計画

要旨	村は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行います。
----	--

関連する計画

村	避難実施要領
	避難実施計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、災害時要援護者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画
	避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

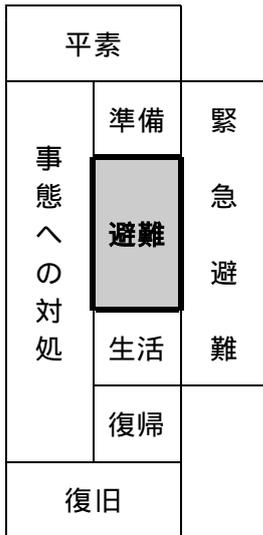
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は非常に多数で、避難も長距離、長時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は多数で、避難も中距離、中時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は少数で、避難も短距離、短時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



県、市町村を含む地域に警報が発令され、村に避難の指示が伝達されたとき

要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了したとき

イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

また、避難住民等の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

村は、避難の指示を受け次第、直ちに避難実施要領を定め、迅速に避難の指示を住民に伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力及び関係機関との緊密な連携の下、必要な職員・装備等を最大限活用して的確かつ迅速な避難住民の誘導を行います。

その際、災害時要援護者の避難に配慮します。

また、避難完了の確認を確実に行うとともに、避難中の村内の警戒措置、安全管理については、警察、自衛隊の部隊等と調整します。

(2) 実施要領

ア 警報、避難の指示の的確かつ迅速な伝達及び情報収集

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

村は、全村を挙げて避難住民の誘導体制をとるとともに、対策本部を設置し総合調整を行います。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

村（総務課）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、米子警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

避難実施要領を定めたときは、できる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、村の他の執行機関、知事（危機管理局）、消防団長、米子警察署長、境海上保安部長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

村は、消防団、自主防災組織等の協力の下、県、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。

避難住民の誘導はできる限り自治会等又は事業所等を単位として実施し、自治会、自主防災組織、集客施設、大規模事業所等に協力を要請します。

(ア) 避難住民の誘導

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

村は、避難経路における食品、飲料水、医療を提供するとともに、必要に応じ避難経路に当たる市町村などへ応援を要請します。

(ロ) 避難先地域における住民との連絡

オ 避難完了の確認

村は、消防団、自主防災組織、自治会、施設管理者等の協力を得て、避難住民の誘導時に避難住民を把握するとともに、随時要避難地域、施設の避難状況を確認の上、避難完了の確認、全戸確認票の貼付を行います。

また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の村内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

カ 受援の準備

村は、避難先市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制及び避難住民等の受援体制を準備します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路及び生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 国民保護措置の総括に関すること 2 対策本部の運営に関すること 3 避難の総合調整に関すること 4 避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整に関すること 5 警報の伝達、避難の指示の経由に関すること 6 消火、救急、救助等に関すること 7 防災行政無線の使用・維持に関すること 8 危険物質等の保安対策、対処に関すること 9 特殊標章等の交付に関すること 10 避難施設、集合施設の指定に関すること 11 備蓄品の運用、提供に関すること 12 消防団の指揮・運用に関すること 13 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等に関すること 14 職員の活動支援、安否等に関すること 15 村有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等に関すること 16 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援に関すること 17 村議会に関すること（議会の開催） 18 村役場・仮庁舎・現地調整所の設置、移転等に関すること 19 各課業務の調整に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 20 その他各課の事務に属さないこと 21 警報、避難の指示等に係る広報・広聴に関する事 22 写真等による情報の記録・収集等に関する事 23 被災情報の収集、提供等に関する事 24 ボランティアの流入防止・周知に関する事 25 宿泊施設等の避難に係る連絡調整に関する事 26 各課の応援
住民課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に関する事 2 安否情報の収集・提供等に関する事 3 戸籍等の保護に関する事 4 外国人への情報提供及び避難に関する事 5 避難住民等への生活必需品の給与に関する事 6 避難住民等への飲料水の供給に関する事 7 トイレ等の確保、提供に関する事 8 遺体の回収、搬送に関する事 9 有害物質等の保安対策、対処に関する事 10 赤十字標章等の交付、許可申請に関する事
福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の避難に関する事 2 集合施設の運営及び避難先地域の避難所の開設に関する事 3 避難住民等に対する医療、助産の提供に関する事 4 感染症の予防、対策等に関する避難先地域との連絡調整に関する事 5 避難住民等の健康維持、保健衛生に関する事 6 他課に属しない生活支援及び保護に関する事 7 保育所園児の避難等に関する事
建設産業課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の手配、運営に関する事 2 避難住民等への食品の給与に関する事 3 家畜防疫、死亡獣畜等に関する事 4 応急復旧資材等の調達に関する事 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等に関する事 6 避難道路（農道を含む）の状況確認・確保・情報提供に関する事 7 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の確保に関する連絡調整等に関する事 8 武力攻撃災害の応急復旧等に関する事 9 公共土木施設等の状況把握、対策に関する事 10 避難に係る土地の使用等に関する事 11 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する事 12 応急公用負担等に関する事
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達に関する事
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童の避難等に関する事 2 避難所の確保、開設、運営に対する協力に関する避難先地域との連絡調整に関する事 3 人権の擁護に関する事 4 関係施設等の状況把握、対策、提供に関する事 5 文化財の保護・移転に関する事
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設産業課の応援に関する事
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導 2 不在者確認 3 交通規制・整理誘導 4 被災者の捜索、救出

(2) 県

機関名	内容
県	<ul style="list-style-type: none"> 1 県対策本部の設置 2 警報の通知、避難の指示 3 県内の国民保護措置の総合調整 4 県内の避難の総括

	5 県外避難時の調整 6 武力攻撃災害対処の総括 7 救援の準備
--	--

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容処理すべき事務又は業務の大綱
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領**(1) 情報**

村は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達・通知します。
また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集、分析、提供します。

ア 警報、避難の指示等**(ア) 警報**

村（総務課ほか各課）は、県（危機管理局）から警報の通知（法46）を受信、確認したときは、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、順位）に従いその内容を住民及び関係のある公私の団体（自治会など）へ伝達します。この際、必要に応じ米子警察署と協力します。（法47、54）

また、集客施設、大規模事業所等と連携して、来客、従業員等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

併せて、他の執行機関その他の関係機関（公私の団体以外の法人で活動範囲が村の区域内に限られる機関）に通知します。（法47）

警報	内容	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に発生したと認められる避難 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	要領	1 村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合 原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。 2 村が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により周知を図ります。
	伝達手段	1 サイレン、防災行政無線、集落放送、広報車、消防団や自主防災組織による伝達など、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達するものとします。 2 あらかじめ避難実施計画で地区ごとの伝達体制・方法等を定めるものとします。 3 必要に応じ米子警察署に協力を要請し、迅速かつ的確に住民等へ警報を伝達します。
	留意事項	1 村（総務課、福祉保健課）は、県（文化観光局、福祉保健部）と連携し、高齢者、障害者、外国人等への伝達に特に配慮します。

(イ) 避難措置の指示

村は、県（危機管理局）から避難措置の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。

また、避難実施要領のパターンをもとに避難実施要領の概要を策定します。

避難措置の指示	内容	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	----	---

(ウ) 避難の指示

村は、県（危機管理局）から避難の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。

また、県、米子警察署等関係機関の意見を聴いた上で、避難実施要領を完成します。

避難の指示	内容	1 近接避難地域（ ）を含む要避難地域 2 受入地域 具体的な避難先市町村及び受入避難住民数 3 具体的な避難の経路 「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく 4 避難のための交通手段 5 具体的な避難の段取り いつ、どのように住民を避難させるか 要避難地域の拡大設定 県は、地理的特性などに鑑みて必要と判断した場合は、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。
-------	----	---

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）	
鳥取県知事 月 日 時現在	
<p>本県においては、 日 時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、 時に避難措置の指示があった。 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。</p> <p>本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) A村AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、 日 時目途に住人の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送手段及び避難経路 国道 号によりバス（ 会社、 台確保の予定） 駅より 鉄道（ 行 両編成、 便予定） 時から 時まで、国道 号及び県道 号は交通規制（一般車両の通行禁止） <p>細部については、A村の避難実施要領による。 A村職員の誘導に従って避難する。</p> <p>(2) A村BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、 日 時目途に住人の避難を開始すること（ 時間を目途に避難を完了）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送手段及び避難経路 徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。 ・・・以下略・・・ <p>（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。</p> <p>関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。</p>	

- 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。
- ・ 武力攻撃事態の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
 - ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(I) 避難実施要領

村（総務課ほか各課）は、避難実施要領を定めた場合、警報に準じて伝達するほか、他の執行機関、県（危機管理局）、消防団、米子警察署、境海上保安部、自衛隊鳥取地方協力本部、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

避難の指示	内容
	1 避難先市町村、避難所
	2 避難方法 直通運送、中継運送、折り返し運送等
	3 避難経路 集合施設から避難先までの間
	4 避難の交通手段 各地域から集合施設まで、集合施設から避難先までの間
	5 集合施設への集合要領 地域ごとの集合施設、集合時間、集合施設までの経路・手段等
	6 災害時要援護者の避難方法
	7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法
	8 避難住民の確認方法
	9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領
	10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供
	11 避難における諸注意事項
	12 県への応援要請内容、県の支援内容
	13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要 1～4は、県が指示又は調整

【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）

鳥取県日吉津村長
月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

日吉津村における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 日吉津村のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、日 時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：日吉津村A1地区の住民は、日吉津小学校グラウンドに集合する。その際、日 時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、バス会社の用意したバスにより、国道 号を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。

鉄道の場合：日吉津村A1地区の住民は、西日本旅客鉄道山陰本線AA駅前広場に集合する。その際、日 時 分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道 号又はAA通りを使用すること。

集合後は、日 時 分発B市B1駅行きの列車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及び日吉津村職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1中学校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- (2) 日吉津村のA2地区の住民は、B市のB2地区にあるB市立B2小学校を避難先として日 時 分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、村職員、消防団員の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 村対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

村で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかけ、全戸確認票を貼付する。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、村職員、消防団員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。

- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

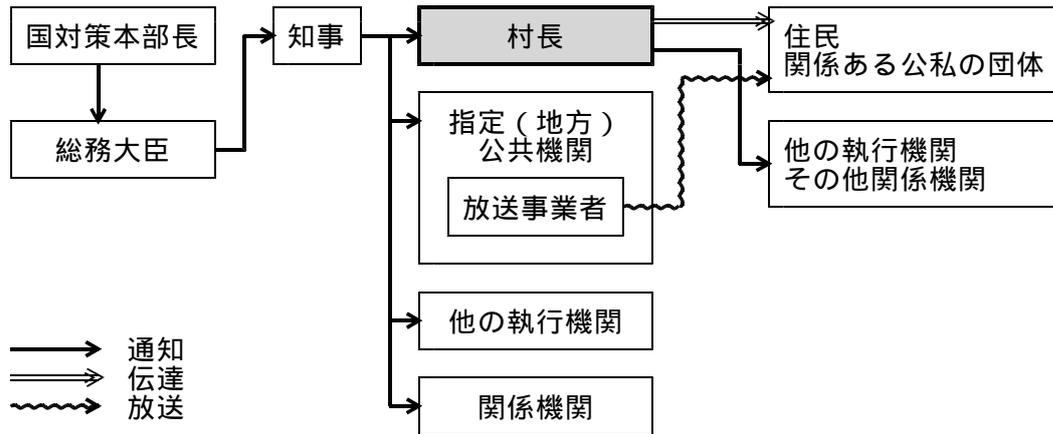
日吉津村対策本部

電 話 0 8 5 9 - x x - x x x x

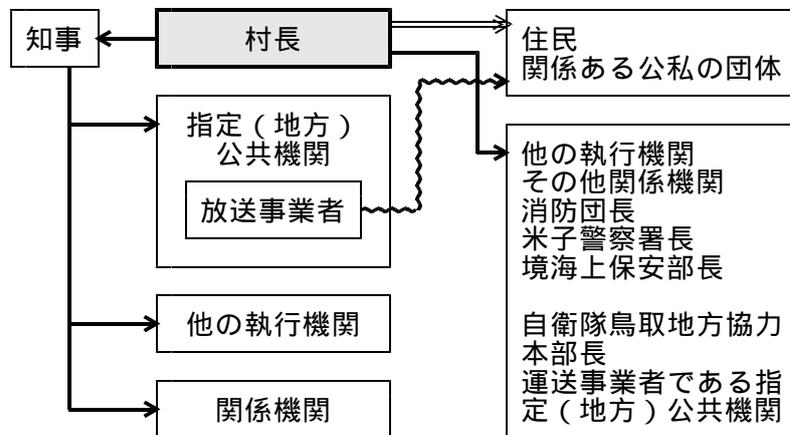
ファクシミリ 0 8 5 9 - x x - x x x x

・・・以下略・・・

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



【避難実施要領の通知・伝達系統図】



イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

村（総務課ほか各課）は、県、関係機関・団体などから、避難実施要領の決定、避難住民の誘導等に必要なる情報を収集し、対策本部へ集約します。

また、消防団、自治会などを通じて村内の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体の活動状況等についての的確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については、別紙第1「情報計画」参照

情報項目	情報内容
避難の経路、手段、方法に関する事項	1 県が示した避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、災害時要援護者の状況 3 気象 4 避難先市町村の体制、収容可能状況（要援護者を含む） 5 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の使用状況 6 交通規制状況
避難住民の誘導に関する事項	1 村の体制、消防団の体制 2 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 3 県の支援状況 4 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊の体制、活動状況
その他必要な事項	1 被災情報 2 武力攻撃（予測）事態の状況

(イ) 情報分析

村（総務課ほか各課）は、収集した情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、対策本部の総合状況図、図表等に整理します。

この際、今後の状況の推移及び各機関の活動の重点と調整に注意します。

(ウ) 情報提供

村（総務課ほか各課）は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供します。

また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

(ア) 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村に通報し、市町村に通報することができないときは、速やかに県（危機管理局）に通報することとされています。

(イ) 村（総務課）は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等が発生するおそれと対処の必要を認めたときは、速やかに県（危機管理局）に通知します。

(ウ) 通報・通知を受けた県（危機管理局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知することとされています。

エ 安否情報

村（住民課）は、避難住民の誘導を開始したときは、自治会、自主防災組織等による情報、確認などの協力を得て、集合施設、乗車時などにおいて安否情報を収集し、併せて米子警察署等によるスクリーニングに協力するとともに、収集した安否情報の集約、提供を開始します。

オ 被災情報

村（総務課）は、村内で武力攻撃災害が発生したときは、発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、消防団、自治会その他関係機関・団体と協力して収集し、速やかに県（危機管理局）、米子警察署、西部消防局に報告します。

また、安全確保に必要な情報についての的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・団体の活動に必要な情報については直ちに連絡します。

カ 通信

村（総務課）は、防災行政無線等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、県、電気通信事業者等と連携して応急復旧を行います。

(2) 実施体制

ア 日吉津村の国民保護体制

村は、県から避難の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導體制へ移行します。

(ア) 職員の参集、配置換え

村は、速やかに職員、消防団員を参集し、併せて職員等の安否情報を確認します。

また、通常の業務は原則として停止し、避難住民の誘導関連課などに可能な限り職員を配置します。

(イ) 避難住民の誘導

村（総務課、住民課ほか各課）は、避難実施要領に従い、村内における避難住民の誘導、集合施設での避難住民確認の体制を取ります。

この際、誘導、確認などが終了した地区を担当する職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、又は避難住民に同行します。

また、必要に応じ、米子警察署長、境海上保安部長等又は国民保護措置を命じられた自

衛隊の部隊の長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、西部消防局、米子警察署、境海上保安部、自衛隊等との連携を強化します。

(I) 村の避難

住民の避難の完了を確認後、無人化に伴う警戒措置、村管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員を除き、村長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも避難を実施し、村及び対策本部の体制、機能を維持します。

また、武力攻撃災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事に村が実施すべき国民保護措置の事務の代行を要請します。

イ 対策本部等

対策本部長は、直ちに本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定します。

本部会議には、必要に応じて関係機関の連絡要員の派遣を求めます。

(ア) 計画・運用班

避難住民の誘導について計画調整します。

(イ) 情報・広報班

避難住民の誘導に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民の誘導に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(I) 現地調整所

関係機関との活動を調整するため、必要に応じ現地調整所を開設し、または、関係機関の設置した現地調整所へ職員、消防団員を派遣します。

ウ 関係機関の国民保護体制

村（総務課）は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、必要に応じ現地調整所の設置など関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の収集、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 県の国民保護体制

a 県は、警報・避難措置の指示等を受け、避難住民の誘導支援体制をとることとされています。

b 住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、知事が、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議する（法58）とともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行うこととされています。

村（総務課）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、村内の所要等を取りまとめ、県（危機管理局）に対する応援要請と連絡調整を行います。

(イ) 消防の国民保護体制

a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、職員の招集、消防局における警戒本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。

b また、県内の消防力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。

(ウ) 警察の国民保護体制

- a 警察は、警報・避難の指示等を受け、警察庁等へ報告の上、職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の強化等を行って、国民保護体制を確保することとされています。
- b また、県内の警察力のみでは国民保護措置に十分対応できない場合は、公安委員会が、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請することとされています。

(I) 他市町村との連絡調整

村は、避難住民の誘導を行うに当たり、近隣の市町、避難経路となる市町村、避難住民の誘導を行う順番が近い市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。特に県外への避難に当たっては、県（危機管理局）を通じて情報収集、連絡調整を行うとともに、避難経路となる市町村、避難先市町村に対する情報提供・収集及び連携に努めます。

(i) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法21）

指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。

村は、村内で避難住民の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の誘導及び避難住民等の救援準備を実施するための 労務、施設、設備、物資の確保等について応援を行います。

(ii) 指定（地方）行政機関との連絡調整

村は、村内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

(iii) 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）

知事（危機管理局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備することとされています。

- a 村長（総務課）は、自衛隊の実施する国民保護措置について以下のとおり実施します。
 - 避難実施要領を定めたときは、鳥取地方協力本部長に通知します。
 - 避難住民の誘導の円滑な実施及び武力攻撃災害への対処等、国民保護措置に関し必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の国民保護等派遣の要請を求めます。
 - また、通信の途絶等により知事への求めができないときは、その旨及び村内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡します。
 - 避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令8 に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。
 - なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。
- b この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

村（総務課、建設産業課、福祉保健課）は、避難の間、避難住民に対する食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行います。

県外避難の場合などで移動時間が長時間に及ぶ場合等は、必要に応じ、県、避難経路に当

たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給必要量

村（総務課、建設産業課、福祉保健課）は、避難の指示の内容、村内の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積もり、県（危機管理局）に報告するとともに、応援を要請します。

ウ 取得

県（危機管理局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得し、緊急物資集積地域に一時集積するとともに、不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請し、また特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施することとされています。

村（総務課、福祉保健課、建設産業課、）は、原則として県から補給品を取得し、村内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、必要に応じて、緊急を要する補給品の直接取得、炊出しへの協力要請などを実施します。

エ 配分

県は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送・配分するとともに、必要に応じ備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施することとされています。

村（住民課）は、集合施設、中継施設などに補給品を集積し、避難住民へ配分します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

村（建設産業課）は、速やかに避難住民を運送できるよう、県（企画部）との連絡調整、村内の運送手段等の円滑な運用に努めます。

この際、関係機関・団体との密接な連携、災害時要援護者の運送に特に注意します。

イ 避難経路

県（企画部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定することとされています。

村（建設産業課）は、村内の避難経路について常時情報を把握するとともに、集合施設周辺の道路、避難経路にアクセスする道路などで重要なものについても確保に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 避難実施計画の決定

県は、避難住民に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

村（総務課、住民課、建設産業課）は、県運送計画を受けて、村内の各地区、集合施設、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

村（総務課、住民課、建設産業課）は、原則として県から運送手段を確保し、村内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、村内の受入、運用体制を整備します。

(ウ) 運送の実施

- a 村（総務課、住民課、建設産業課）は、避難の間において村内の運送の進捗状況を把握し、適宜、県（危機管理局）へ報告するとともに、必要に応じて関係機関・団体との協議、調整を行います。
- b 村（総務課、建設産業課）は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに県による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときは、県（危機管理局）に対しその旨を通知します。
- c 村（建設産業課）は、村内で活動する運送事業者の運送安全確保について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報を随時提供します。

エ 避難住民の誘導

(7) 避難方式

村は、以下により、避難住民を誘導します。（原則事項）

項 目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、自治会、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、村職員、消防団員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示の際、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 災害時要援護者、女性、子ども、傷病者等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地区から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等の携行はできません。（盲導犬等を除く）

- a 避難方式は、原則として二段階避難方式（集合施設に集合した後、避難場所へ避難する方法）とします。
- b 原則として自治会、自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難方式を実施します。
 この際、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所として、避難所に至る前の身近な小公園等を集合施設として選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、公園、緑地の広場等
選 定 者	村が、各自治会、自主防災組織や米子警察署、西部消防局等関係機関と協力し選定

- c 避難住民は、村職員、消防団員、自主防災組織、自治会等の誘導により集合施設への集合、避難所への避難を行います。
- d 住民は、平素から、近隣の集合施設の位置等について確認することが必要です。

(イ) 避難誘導に係る応援の要請

- a 村（総務課）は、村職員や消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、米子警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事（危機管理局）に通知します。（法63）
 また、要避難地域が広域におよぶ等の場合は、県（危機管理局）に対し、警察・海上

保安部・自衛隊等による避難住民の誘導の要請（法63）及び要請の調整（法63）を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
米子警察署長	警察官による避難住民の誘導スクリーニングの実施
第八管区海上保安本部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令8に定める自衛隊の部隊等の長に限る。）	自衛官による避難住民の誘導

b 村（総務課）は、警察官等の避難住民の誘導時に米子警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報（避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など）の提供を求めます。（法64）

c 村（総務課）は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときは、米子警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置（避難住民の誘導及びそれに付随する交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します。（法64）

オ 県による住民の避難住民の誘導支援（法63）

(ア) 県は、警察官等による避難住民の誘導に係る村長からの要請について、必要に応じ調整を行うこととされています。

(イ) 避難住民の誘導中の市町村から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、エ(イ) a に準じて避難住民の誘導を要請することとされています。

(ウ) 県は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施することとされています。（法67）

項 目	状 況	業 務
避難住民の誘導の指示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
避難住民の誘導の代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われないとき	市町村長に通知した上で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
避難住民の誘導の補助	市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

カ 警察による避難住民の誘導

(ア) 米子警察署長は、村（総務課）が避難実施要領を定めるに当たり意見を求められた場合あるいは助言が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な助言を行うこととされています。（法61）

(イ) 米子警察署長等は、村（総務課）から警察官等による避難住民の誘導について要請を受けた場合又は自らの判断で避難住民の誘導を行う場合は、村と協議し、村から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、

同行警備、広報等の必要な措置を実施することとされています。(法64)
(ウ) 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置(警職法4)により避難を徹底することとされています。

キ 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する村職員、消防団員、県職員、消防吏員、警察官、海上保安官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近にある者に対し、以下のとおり避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。

また、必要に応じ集客施設、大規模事業所、災害時要援護者施設などに対し、来客、入所者等の誘導について協力を求めます。

この際、協力をする者の安全の確保に十分配慮します。

- 1 村職員、消防団員等と一体となって避難住民を誘導
- 2 移動中における食品、飲料水等の配給
- 3 災害時要援護者の避難の援助

ク 残留者等への対応

(ア) 警告、指示

避難住民を誘導する村職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな恐れがあるときは、必要な警告、指示を行います。

(イ) 立入禁止、退去、物件の除去(即時強制)

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じることとされています。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官がこれらの措置を講じることとされています。

(ウ) 残留者の説得

避難住民を誘導する村職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

(エ) 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で残留者等を避難させることができます。(警職法4)

ケ 災害時要援護者の避難

(ア) 災害時要援護者の避難誘導に係る計画の策定

県(福祉保健部、文化観光局)は、災害時要援護者及びそれらの施設などの状況を確認し、災害時要援護者の避難に係る計画を策定することとされています。

村(福祉保健課)は、村内の各地区及び高齢者施設、保育所等の施設に入所、滞在している災害時要援護者を避難させるため、施設の管理者、県(福祉保健部)、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者の避難誘導に係る計画を策定します。

(イ) 特別な配慮を要する災害時要援護者の避難誘導

消防防災ヘリ、救急車両など特別な配慮を要する災害時要援護者の運送手段については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

村（福祉保健課）は、原則として県から運送手段を確保し、村内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て村内の避難誘導を行い、必要な場合は、西部消防局等へ引き継ぎます。

また、特別な配慮を要する災害時要援護者に配慮した集合施設の開設、介助者の確保など村内の受入、運用体制を整備するとともに、必要に応じ村内の指定地方公共機関以外の運送業者等へ集合施設までの運送などを要請します。

(ウ) その他の災害時要援護者の運送

村（福祉保健課）は、上記(イ)に掲げる以外の災害時要援護者について、以下のとおり避難誘導を実施します。この際、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得るとともに、必要な食品等の提供、必要が生じた場合の迅速な医療の対応などに注意します。

項目	業 務
災害時要援護者の避難	1 在施設高齢者、乳幼児等 高齢者施設、保育所等の長は、入所者等の避難を誘導します。 2 在宅災害時要援護者 村（福祉保健課）は、消防団、自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を得て、各地区内の在宅災害時要援護者の避難を誘導します。

コ 交通規制の実施

公安委員会、警察は次のとおり交通規制を実施することとされています。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施させるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
内容	1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。 2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。 3 警察署長の助言 警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言をします。 4 交通規制の決定 公安委員会は、避難の指示及び市町村が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。 5 標示の設置等 公安委員会は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置します。 また、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。 6 広報、連絡 警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。 7 交通整理 警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。 8 車両等の移動等の措置 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通

行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。

9 緊急通行車両の確認

公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。

10 交通規制の見直し

公安委員会は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。

11 広域的な交通規制

公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。

村（総務課）は、村内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、必要に応じ集合施設周辺などの交通規制について米子警察署長と協議します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難の間の医療等の提供については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

村（福祉保健課）は、村内の医療等の状況を確認の上、県（福祉保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、集合施設、中継施設、臨時医療施設等において、避難住民へ医療を提供します。

また、引き続き感染症等の予防、警戒を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には応急処置を行います。この際、医療施設における高度な治療が必要な場合の搬送先は要避難地域外を原則とします。

イ 衛生支援組織

(ア) 村内の衛生支援組織の活動

村（福祉保健課）は、村内の状況を取りまとめ、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療を要する避難住民等の要避難地域外への搬送などを要請するとともに、臨時医療施設、救護班の村内における活動及び避難について連絡調整、支援を実施します。

(イ) その他の施設等の活動

村（福祉保健課）は、集合施設、中継施設の管理者等と連携して、避難住民等に対する応急手当を実施するとともに、治療を要する避難住民などについては速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ搬送します。

また、集合施設等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保します。

ウ 治療業務

県（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、医療等を提供することとされています。

村（福祉保健課）は、村職員、消防団員、自主防災組織、自治会などを通じて随時村内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対して避難の間の医療等の提供を要請するとともに、提供に必要な連絡調整、支援を行います。

避難の間に新たに発生した傷病者等に対する医療の提供は、原則として中継施設などに開設された臨時医療施設等における応急処置とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ搬送します。

エ 搬送業務

県（福祉保健部）は、避難等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

村（福祉保健課）は、搬送必要者数など村内の状況を確認し、県に対し、村内の集合施設、臨時医療施設等への搬送、要避難地域外への搬送、を要請するとともに、搬送車両等の受入れ等について連絡調整を行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに県（福祉保健部）、西部消防局、米子警察署に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

村（福祉保健課）は、集合施設等における衛生の確保など、避難の間の防疫に努めるとともに、避難住民に感染症等が発生した場合には、県（米子保健所）と連携し、患者の隔離、消毒を優先して行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

村（福祉保健課）は、集合施設、中継施設などにおいて避難住民の健康状況を把握し、必要に応じて医薬品、毛布、暖房施設の提供など、避難住民の健康維持に努めます。

この際、県（福祉保健部）は、必要な人員、資機材等を支援することとされています。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

村（福祉保健課、建設産業課）は、避難の指示を受けたときは速やかに、集合施設、中継施設など避難住民の誘導に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。

また、避難先地域における村役場仮庁舎、必要に応じ現地調整所等の公共施設を設置します。

イ 建設

村（福祉保健課、建設産業課）は、集合施設、中継施設の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項目	業 務
施設の開設	1 集合施設等の管理者と連絡し、施設を開設します。
職員等の派遣	1 各集合施設等を担当する村職員、消防団員等を派遣します。 2 当該村職員等は、各集合施設等の運営、受付事務を行います。
資機材等の準備	1 通信機器、台帳類等、施設の運営、受付事務に必要な資機材等を整備します。
食品等の手配	1 避難の間の食品、飲料水等を集合施設等へ受け入れ、避難住民へ配布します。 2 必要に応じ、照明機器、冷暖房機器、トイレ、毛布、公衆電話等を手配します。
警備の依頼	1 必要に応じ、米子警察署等に集合施設等の警備を依頼します。

また、必要に応じ避難先地域に先遣隊を派遣して、県、避難先地域の市町村等と連携を取

りながら、避難先における村役場仮庁舎を開設します。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置

村（総務課）は、対策本部要員、避難住民の誘導、災害時要援護者の避難の支援、避難住民の運送車両の受入れ等に必要な村職員、消防団員を配置します。

また、配置した村職員、消防団員等からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ村職員等の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請、斡旋要請

村（総務課）は、必要な場合、速やかに職員の派遣要請、斡旋要請を行います。

- a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等を把握します。
- b 県（総務部）と連絡調整を行い、職員の派遣を要請します。
- c 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、県を經由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。
- d 必要な場合速やかに県に職員派遣の斡旋を求めます。

(ウ) 職員の安全管理

村は、引き続き避難住民の誘導等に従事する村職員、消防団員等の安全確保に配慮します。

イ 被災者の捜索、救出

警察は、武力攻撃が発生したときは、消防ほか関係機関・団体と連絡調整の上、直ちに情報を収集し、被災者の捜索、救出を行うこととされています。

村（総務課）は、消防団、自主防災組織及び米子警察署、西部消防局、県（危機管理局）に対し第一報、被災情報などを速やかに提供するとともに、村内における活動について必要な連絡調整、支援を行います。この際、消防団は、西部消防局の所轄により被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

村（住民課）は、避難段階において死者が発生したときは、避難を優先しつつ、県と連携し避難地域外への遺体の搬送に努めます。

(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 実施要領」の「(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「ア 武力攻撃災害の予防、対処準備」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 緊急通報

避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 退避の指示

避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化（予防、対処）の概要」の

「イ 武力攻撃災害対処」の「(I) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア ライフライン等の確保

村(建設産業課)は、避難の間において、下水道を確保するとともに、村内の電気、ガス、通信、上水道等のライフラインについて、県、ライフライン事業者等と連絡調整を行い可能な限り確保を図ります。

この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

イ 防犯等

(ア) 警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることが予想されることから、村(総務課)は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」の「ウ 混乱の防止」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化地域に伴う窃盗事案等の発生、集合施設あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化等による警戒措置を行うこととされています。

村は、的確かつ迅速に米子警察署へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

ウ 住民への周知

村(総務課)は、県等と連携して各機関が実施する国民生活安定措置について、住民に対し広報を行い、不要不急の買占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 村広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、村(総務課)は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	1 武力攻撃(予測)事態の概要 (1) 武力攻撃(予測)事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、村などの対応状況 2 注意事項 (1) 冷静な避難の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報について、村(県)に連絡するよう求めること 3 集合施設への集合 (1) 地区ごとの集合施設・集合時間 (2) 集合施設までの経路・手段等 (3) 貴重品など持ち出し品に係る手荷物の制限 (4) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。 (1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは村、県などで用意すること (2) 避難の計画(避難先地域、避難手段・経路など) (3) 救援の計画(避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など) 5 その他 (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 児童の避難 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策等

	1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時村報、回覧など
注意事項	1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないよう、十分に注意します。 3 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び村は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。

(イ) 関係機関への要請

村（総務課）は、避難住民の誘導に当たり広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（企画部）	県広報とあわせた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	1 警報、避難の指示の概要 2 防災行政無線等に注意すること 3 集合施設に集合すること 4 携行品は最小限とすること 5 戸締まり、火の元などに注意すること 6 武力攻撃災害の兆候等を発見した際は直ちに村等へ通報すること
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
集客・宿泊施設	場内放送等による客に対する広報	

(ウ) 障害者、外国人等への広報

村は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障害者

村（福祉保健課）は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県（福祉保健部）、障害者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

b 外国人

村（住民課）は、外国人への広報について、県（文化観光局）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

イ 報道機関への情報提供

村（総務課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

村（総務課）は、村役場等に設置した相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 村（教育委員会）

村（教育委員会）は小学校に対し、警報、避難の指示等を伝達します。

この際、県（教育委員会）は、村（教育委員会）を支援することとされています。

(イ) 学校長

学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは村（教育委員会）と協議し、児童の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 小学校長は、被災の有無や規模、児童、教職員及び施設、設備の被害状況を速やかに把握し、村（教育委員会）に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童、教職員の安全を最優先とし、直ちに西部消防局、米子警察署など関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内退避を含む。）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童の保護

村（教育委員会）は、児童の安全と避難を保障し、児童の教育を最大限可能な限り継続します。

(2) 応急保育

村（福祉保健課）は、「(1) 応急教育」に準じて保育所の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

村（教育委員会）は、村指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更を実施することとし、所有者等を支援します。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の所在場所の変更などの保護措置を支援します。

(4) ボランティア等の流入防止

村（総務課、福祉保健課）は、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入を防止します。

別紙第6

避難生活段階の計画

要旨	<p>避難先において、避難住民等の救援を受け、必要に応じ避難先地域等との連絡調整を行います。</p> <p>県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村の救援を受けます。</p> <p>また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。</p> <p>避難生活は、当時の状況及び避難先地域の国民保護措置によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。</p>
----	--

関連する計画

村	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 避難所の衛生管理マニュアル、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

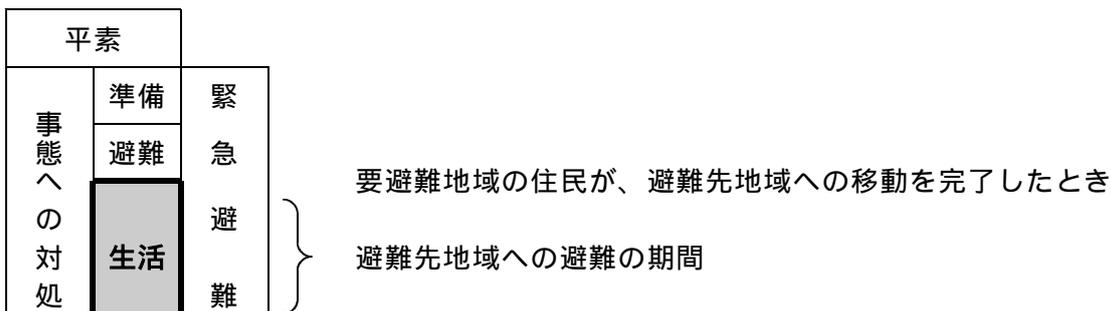
避難タイプとの関連

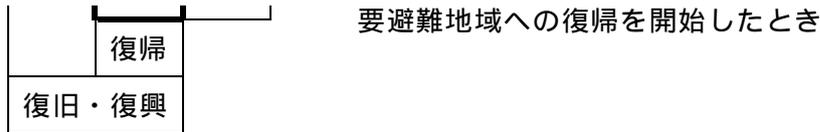
各避難タイプによる差はありません。 共通で、県（または避難先都道府県）等の救援を受け、必要に応じ連絡調整を行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間





イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は避難先地域で避難生活をおくり、県（または避難先都道府県）と避難先市町村等が協力して避難住民等の救援を行うこととされています。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

このため、救援を受ける村は、県（または避難先都道府県）、避難先市町村との的確かつ迅速な連絡調整に努めます。

(2) 別紙第 1 「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

村は、県（または避難先都道府県）、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援に対する協力、連絡調整を行います。

この際、住民ニーズの把握と住民への情報の提供を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び県（または避難先都道府県）、避難先市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

イ 実施体制の移行

村及び村国民保護対策本部は、避難先市町村へ移転し、避難住民の誘導の体制から避難住民等の受援の体制へ移行します。

ウ 受援の実施

県（または避難先都道府県）、避難先市町村等及び関係機関・団体に対し、避難住民等に対する救援に係る連絡調整、要請を実施します。

エ 住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活情報、安全情報などを提供します。

3 各機関の役割

(1) 村

機関名	内容
共通	1 受援に関する避難先地域との連絡調整 2 その他通常の市町村業務 3 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項 要避難地域の規模が小さく、受援と同時に救援を行う場合は、別紙第 9 「避難受入段階の計画」に準じて、避難生活と避難受入を併せて行います。

(2) 県（または避難先都道府県）、避難先市町村

機関名	内容
県（または避難先都道府県）	1 救援の実施 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援 5 緊急通報の通知 6 退避の指示、警戒区域の設定等 7 被災情報の収集、報告 8 生活関連物資等の価格安定措置 9 応急復旧 10 住民の救出救助

機関名	内容
避難先市町村	1 救援の実施、補助 2 安否情報の収集、整理、報告、提供 3 武力攻撃災害対処措置の実施 4 緊急通報の伝達、通知 5 退避の指示、警戒区域の設定等 6 被災情報の収集、報告 7 生活関連物資等の価格安定措置 8 応急復旧 9 消防、救急、救助の実施 10 水の安定供給 11 廃棄物の処理 12 住民等への情報の提供

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 住民の避難誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容

共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務
----	---

4 活動要領

(1) 情報

ア 受援に係る情報の把握、連絡調整など

村（総務課）は、避難所、避難住民等の状況などに係る情報を把握するとともに、県（または避難先都道府県）、避難先市町村等と連絡調整を行い、情報の収集・共有に努めます。

この際、村職員、消防団員により避難所の巡回等を行うほか、避難所などにおける自治会の協力を要請します。

イ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法94、95、96）

村（住民課）は、避難先市町村と協力して避難住民等の安否情報を収集・整理し、個人情報の保護に留意しつつ避難先市町村等に提供します。

この際、避難所などにおける自治会などの有する情報などの活用を図ります。

(2) 実施体制

ア 受援体制への移行

村は、住民が避難先地域への移動を完了したときは、避難住民の誘導體制から避難住民等の救援に係る受援体制へ移行し、避難先地域の仮庁舎等での業務を開始します。

イ 関係機関の救援体制

県（または避難先都道府県）、避難先市町村、その他関係機関・団体等は、それぞれその国民保護（業務）計画などで定めるところにより、救援体制を整備することとされています。

村は、避難住民等の円滑な受援等を確保するため、県（または避難先都道府県）、避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図るとともに、必要に応じ要請等を行います。

ウ 村は、武力攻撃災害の発生等により事務を行うことができなくなったときは、県により国民保護措置の事務の代行を受けます。（法14）

(3) 受給

村は、県（または避難先都道府県）、避難先市町村等が行う補給について、避難住民等に必要の救援を的確に把握し、受給必要量、配分等に係る連絡調整を実施します。特に食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務については迅速に状況等を連絡し、先行的に確保に努めます。

このため、避難所ごとの避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

(4) 運送

村（建設産業課）は避難生活の間において、県（または避難先都道府県）、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する運送に係る連絡調整を行います。

(5) 衛生

村（福祉保健課）は、避難住民等の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、県（または避難先都道府県）、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整、要請等を実施します。

(6) 施設

村（福祉保健課、建設産業課）は、避難所、臨時医療施設等の設置、維持管理等について、県（または避難先都道府県）、避難先市町村、関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整、要請等を実施します。

また、避難先市町村の協力を得て村役場仮庁舎などを設置・維持するとともに、その他の村有施設については必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更など

村（総務課）は、村役場仮庁舎で村業務を行うほか、避難所等に職員を派遣、巡回させ、避難住民等の状況を把握するとともに、情報提供、相談等に当たります。

イ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

村（住民課）は、搬送した遺体等について避難先市町村等に引き継ぎ、埋葬、火葬などに係る連絡調整を行います。

(8) 国民生活の安定に関する措置

村は、避難所に係るライフラインの提供、維持及び避難所周辺の防犯などについて県（または避難先都道府県）、避難先市町村、関係機関・団体等への連絡調整、要請等を行います。

また、国、県等が実施する国民生活安定措置について避難住民等に周知し、適切な対応を呼びかけます。

(9) 広報、広聴活動

村は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配付等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供するとともに、広報、広聴活動について県（または避難先都道府県）、避難先市町村などと連絡調整、要請等を行います。

5 その他

(1) 応急教育

村（教育委員会）は、県（または避難先都道府県）、避難先市町村等と、避難児童生徒の応急教育について連絡調整、要請を行うとともに、避難教員等により避難先市町村の実施する応急教育に協力します。

(2) 応急保育

村（福祉保健課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の応急保育に係る連絡調整等を実施します。

(3) 文化財の保護

村（教育委員会）は、搬出した村指定文化財等について、県（または避難先都道府県）、避難先市町村と協力して適切に保管、管理します。

別紙第7

復帰段階の計画

要旨	避難住民の復帰は、当時の状況によるところが大きいので、この段階については、大綱を計画します。 復帰に当たっては、避難住民の復帰に関する要領を作成します。 事態の緊急性が低いと考えられるので当時の最適な方法により行い復帰を行います。
----	---

関連する計画

村	避難住民の復帰に関する要領
県	避難住民復帰計画、避難住民の復帰要領

避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間

平素		緊急避難
事態への対処	準備	
	避難	
	生活	
	復帰	
復旧・復興		

避難の指示が解除され、避難住民が復帰をはじめた段階

避難住民の復帰の完了
国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）
救援の継続や復帰のための特別措置

イ 留意事項

(ア) 対処基本方針が廃止された場合は、救援の継続や復帰のための措置について、何らかの措置により行います。

- (1) 復帰のための措置
 - a 誘導以外の措置
 - b 村長、知事による誘導

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

村（総務課ほか各課）は、県（危機管理局）から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を迅速かつ円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰先地域の安全確認情報等を県等から収集し、これに基づき避難住民の復帰に関する要領（法69）を作成した後、当時の最適な方法で避難住民への周知及び復帰を実施します。

(2) 実施概要

避難先地域からの復帰については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

ア 情報の収集、連絡

(ア) 情報の収集、連絡体制の整備

a 復帰前の情報収集

的確かつ迅速な復帰のため、あらかじめ県、避難先市町村、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

また、消防団、避難先における自治会等の協力を得て避難住民等の状況を把握するとともに、避難住民への周知及び復帰に当たっては、避難先において自治会等有する情報等の活用を図ります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 復帰先地域の被災情報及び安全確認情報 2 復帰日時、復帰方法、復帰経路等に関する情報 3 復帰の間及び復帰後の復帰住民支援に関する情報 4 避難先地域における避難住民の状況 |
|---|

b 復帰の間の情報収集

安全かつ円滑な復帰のため、復帰の間を通じて県、関係機関・団体などから以下の情報を収集します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 復帰先地域の安全確認情報 2 復帰の進捗状況 3 復帰住民の安否情報 |
|--|

c 情報の連絡体制の整備

村（総務課）は、復帰に先立ち、復帰住民、関係機関・団体等に対する情報連絡体制を整備し、随時情報を提供します。

(イ) 情報収集体制 レベル1

イ 実施体制

(ア) 復帰体制への移行

a 村（総務課）は、避難の指示の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、組織の体制を避難生活体制から復帰体制へ移行します。

b 村（建設産業課）は、復帰に伴い、村役場等の復帰及び仮庁舎などの撤去・原状回復を準備します。

(イ) 対策本部の廃止

- a 村（総務課）は、対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、対策本部を廃止します。（法30）
- b 村（総務課）は、対策本部を廃止したときは、対策本部設置の通知に準じて対策本部廃止の通知を行います。
- (ウ) 復帰支援センターの開設
 - a 村は、対策本部の廃止に伴い、復帰支援センターを開設します。
 - b 同センターの開設期間は、おおむね復帰が完了と判断されるまでとします。
- (I) 復帰先地域の被災状況、安全状況の確認
 - a 村は、県と共同で調査隊を派遣し、復帰先地域の被災状況、安全状況を確認します。
 - b 安全が確保されていないときは、県を通じて又は直接、関係機関・団体に対し安全対策を要請し、安全が確認された後、住民の復帰を開始します。
- (オ) 職員の派遣要請等

人員が不足する場合、「第5章 活動要領」の「7 人に関すること」の「(1) 職員の動員、派遣要請など」の「イ 職員の派遣の要請、斡旋の求めなど」に準じて職員の派遣、斡旋を求めます。

ウ 避難、救援

- (ア) 避難の指示の解除（法55）

避難の指示の解除については、消防団、避難先における自治会等の協力を得て、避難の指示に準じて伝達、通知します。
- (イ) 避難住民の復帰に関する要領（法69）

避難住民の復帰に関する要領は、次の事項について定めます。なお、要領の作成に当たっては、県、関係機関・団体と密接に連絡調整を行います。

- 1 復帰の経路、復帰の手段その他復帰の方法に関する事項
- 2 復帰住民の誘導の実施方法、復帰住民の誘導に係る関係職員の配置その他復帰住民の誘導に関する事項
- 3 その他復帰の実施に関し必要な事項

- (ウ) 復帰住民の誘導

復帰支援センターは、必要に応じ県、関係機関・団体と連携の上、消防団、自治会等の協力を得て、避難住民の誘導に準じて復帰住民の誘導及び確認を行います。

この際、復帰経路の確保、運送力の確保、災害時要援護者の復帰について県（企画部、福祉保健部、県土整備部）、消防団及び避難先地域の消防機関等と密接な連絡調整を行います。

また、必要に応じ復帰支援センターへの連絡要員の派遣要請、復帰関係機関の調整所設置などを実施します。

(I) 被災者の救援

県は以下のとおり被災者の救援を行うこととされています。

- 1 応急仮設住宅の建設
- 2 被災住宅の応急修理
- 3 食品の給与及び飲料水の供給
- 4 生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産の提供

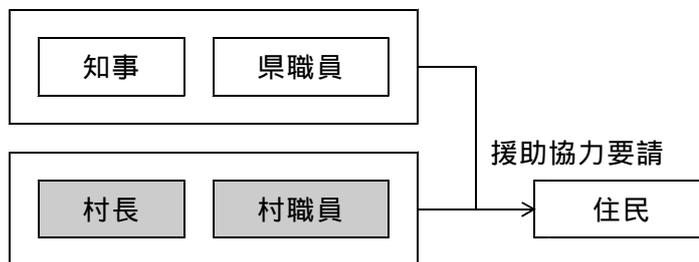
復帰支援センターは、復帰住民の状況を確認し、県の救援を補助、法定受託するとともに、必要に応じて県に対し復帰住民の救援の要請を行います。

ただし、救援の期間については、厚生労働大臣が示すまでの期間とします。

エ 武力攻撃災害への対処

(ア) 応急復旧

- a ライフライン（上水道、下水道、電気、ガス、通信）施設の応急復旧
 村（建設産業課）は、下水道について可能な限り速やかに応急復旧、供用するとともに、電気、上水道、ガス、電話など住民の復帰に必要な運送路及び復帰住民の生活に必要なライフラインについて関係機関・団体に対し応急復旧を要請、連絡調整を実施します。
 - b 公共施設等の応急復旧
 医療施設、教育施設については、可能な限り速やかに応急復旧、供用します。また、村役場などについても応急復旧により迅速に業務を再開します。
- (イ) 復帰住民の生活の安定
- a 復帰住民の生活確保
 - b 義援金、救援物資等の配分
- (ウ) 埋葬、火葬の早急な実施
- (エ) 廃棄物の早急な回収、処分
- (オ) 保健衛生の確保などへの住民の協力



3 各機関の役割

(1) 村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または復帰支援センター長の求める事項
総務課	1 復帰に関する総括 2 避難住民の復帰に関する要領の作成 3 対策本部の廃止 4 復帰に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報解除の伝達、避難の指示解除の経路等に関する事 6 消火、救急、救助等 7 防災行政無線の復旧・確保 8 特殊標章等の回収 9 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 10 職員の活動支援、安否等に関する事 11 村有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 12 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 13 村議会に関する事（議会の開催） 14 村役場仮庁舎・現地調整所の廃止等 15 被災者住宅の再建支援準備 16 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 17 各課業務の調整に関する事 18 その他各課の事務に属さない事 19 復帰等に係る広報・広聴に関する事 20 写真等による情報の記録・収集等 21 被災情報の収集・提供等 22 ボランティアの支援・調整に関する事 23 各課の応援
住民課	1 住民の復帰誘導に関する事 2 安否情報の収集・提供等に関する事 3 外国人への情報提供及び復帰に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 4 戸籍等の保護に関すること 5 復帰住民への生活関連物資の確保、給与 6 復帰住民への飲料水の供給 7 入浴施設、トイレ等確保、提供の準備 8 火葬、埋葬の準備 9 廃棄物・し尿処理の準備 10 赤十字標章等の回収 11 義援金の配布準備、救護物資等の収配準備等 12 村営住宅の調査、応急復旧、提供準備
福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者の復帰に関すること 2 避難先地域の避難所の閉鎖及び復帰地域の避難所の開設 3 復帰住民に対する医療、助産の提供 4 感染症の予防、対策に関すること 5 復帰住民の健康維持、保健衛生 6 食品衛生、食中毒防止等の準備 7 他課に属しない生活支援及び保護 8 保育所園児の復帰等に関すること 9 保育所園児の応急保育、保育の復旧の準備
建設産業課	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送の手配、運営 2 商工業の復旧・復興支援準備 3 復帰住民への食品の確保、給与 4 農水産業の復旧・復興支援準備 5 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達準備 6 漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備 7 復帰経路の状況確認・確保・情報提供 8 応急仮設住宅等の手配・建設・供与準備 9 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の確保に関する連絡調整等 10 武力攻撃災害の応急復旧等 11 居住地域等の状況把握、復旧の準備 12 公共土木施設等の状況把握、対策 13 用地の確保、土地の使用・提供等の準備 14 危険箇所、支障となる工作物の除去等 15 土木資機材等の手配準備 16 建築の制限、緩和等の準備 17 被災者住宅の再建支援準備 18 下水道施設の被害調査、応急復旧など
出納室	<ul style="list-style-type: none"> 1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童の復帰等 2 児童の応急教育、教育の復旧の準備 3 人権の擁護に関すること 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 5 関係施設等の状況把握、対策、提供 6 文化財の保護・復帰 7 各課の応援
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設産業課の応援
消防団	<ul style="list-style-type: none"> 1 復帰住民の誘導 2 災害時要援護者の復帰の補助 3 復帰住民への情報伝達及び町内情報の収集 4 復帰住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> 1 県国民保護対策本部の廃止 2 復帰地域、経路の安全確認と復帰に関する住民への情報提供 3 市町村の復帰支援 4 復帰住民の救援

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報の解除の放送（法51） 2 避難の指示の解除の放送（法57）

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報の解除の放送（法51） 2 避難の指示の解除の放送（法57）

別紙第 8

生活再建段階の計画

要旨	武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。 復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、県や関係機関、団体と連携して、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。
----	---

関連する計画

村	復旧、復興計画
県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針 ----- 市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

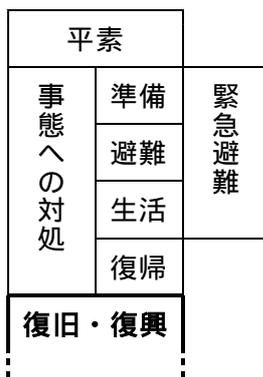
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。		

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



避難住民の復帰の完了

国民保護措置終了（対処基本方針の廃止）
武力攻撃災害の復旧に関する法律の制定

(2) 別紙第 1 「情報計画」参照

2 構想

(1) 段階区分

「生活再建段階」は、以下の2段階に区分します。

- ア 復旧段階
- イ 復興段階

(2) 復旧段階

ア 活動方針

村は、避難先地域からの復帰後は、県や関係機関・団体と連携して、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、復帰住民の支援及びライフラインの復旧を重視します。

イ 実施概要

復旧については、当時の状況によるところが大きいため、以下のとおり大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応します。

項 目		基 本 的 考 え 方
復帰住民の生活支援	生活支援	武力攻撃災害等により被害を受けた住民生活の早期の回復を支援するため、必要に応じ弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、村税等の徴収猶予及び減免等の措置を実施します。
	住民相談窓口の設置	<p>復帰住民、特に武力攻撃災害等による被災住民は、当面の生活資金や住宅の問題、仕事や医療、教育など日々の生活の様々な不安や問題を抱えて、法律的な助言や制度的な支援、心のケアまで多様な相談窓口や機会を求めていると考えられることから、住民生活の回復、復興に関する広範囲な相談を一カ所で受け付け、必要な情報を一元的に提供できる、相談窓口を開設します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図ります。 2 的確かつ迅速な相談業務を行うため、関係課と密接な連携を図ります。 3 相談内容、被害状況等について、県、関係機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備します。 </div>
	義援金、救援物資の受付・配分	<p>義援金、救援物資を確実、迅速に被災者に配分します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般から拠出された義援金 2 一般から拠出された救援物資で日吉津村に寄託されたもの及び県又は日赤県支部から送付された救援物資 </div>
	住宅の復旧	<p>県（生活環境部）、関係機関・団体と連携し、資機材、用地の確保、応急仮設住宅の建設、り災証明の発行その他の支援施策を実施します。</p>
ライフライン等の復旧	ライフライン、公共施設の復旧	<p>ライフライン、公共施設の復旧は、各実施責任者において実施することとされています。</p> <p>村は、下水道、村役場等の施設を復旧するとともに、県、関係機関・団体と連携して、村内のライフライン、公共施設の計画的かつ迅速な復旧に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通基盤の復旧：道路など 2 ライフラインの復旧：上下水道、電気、ガス、電話など 3 医療施設の復旧：医院など 4 公共施設の復旧：村役場など 5 その他の復旧：公共土木施設、社会福祉施設、村営住宅など </div>
	教育施設の復旧	<p>小学校が被害を受けた場合には、代替施設の確保などにより迅速に教育を再開するとともに、教育施設の早急な復旧に努めます。</p>

		<p>村（教育委員会）は、復旧段階において、県（教育委員会）と連携し、以下のとおり必要な業務を実施します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校運営の応急措置（応急教育その他）の実施状況について確認し、必要な対策を実施します。 2 児童生徒の学用品などの被災状況を調査し、必要な対応を実施します。 3 児童生徒に関するカウンセラーの配置等、必要な対応を実施します。 </div>
	農林水産業の復旧等	<p>県（農林水産部）、JA鳥取西部等と連携して、農林水産施設等を復旧し、種苗、生産資材等を調達・あっせんする等、農林漁業者が速やかに生産活動へ移行できるようにします。</p> <p>また、農作物、家畜などの防疫に注意し、生産と衛生を確保します。</p>
その他の業務	廃棄物処理	<p>武力攻撃災害等による大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。</p> <p>村（住民課）及び県（生活環境部）は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、同基準に基づき迅速に処理します。</p>
	損害補償	<p>所要の損害等を補償するとともに、不服申立て、争訟等を処理します。</p>
	特殊標章等の回収	<ol style="list-style-type: none"> 1 特殊標章等の回収 国民保護措置の終了に伴い、職員等に交付した特殊標章等を回収します。 2 赤十字標章等の回収 使用許可を受けた赤十字標章等を回収し、必要に応じて県（福祉保健部）へ返却します。

(3) 復興段階

復興については、当時の状況によるところが大きいため、大綱を計画します。

県は、復帰後、以下の活動方針と実施概要により、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、県民生活の再建を速やかに進めることとされています。

またこの際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造を重視することとされています。

村は、県と密接に連携し、村復旧、復興計画を定めて、村内の生活復興、県土復興を推進します。また、村内の保健福祉、地域医療の速やかな復興に努めます。

ア 活動方針

活動方針は、村、県とも共通です。

項目	活動方針
生活復興	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるようにします。 このため、小学校等を優先して復興するとともに、奨学金、授業料の減免等について住民へ周知します。 2 産業復興 事業の再開、創業を支援し、住民の雇用を確保します。 このため、日吉津村商工会、JA鳥取西部など関係機関・団体と連携し、生産の基盤となる事業の再開、創業及び雇用の確保を実施します。
県土復興	<p>被災後の地域復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な復興を図ります。</p>

このため、被災状況の把握、復興基本方針の策定、復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行います。

イ 実施概要

業 務	大 綱
地域の復興	<p>県は、市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ることとされています。</p> <p>この際、収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討し、また、復帰住民の建物、宅地等の危険度調査を支援することとされています。</p> <p>村は、村内の状況を把握し、県と連携して復興に努めるとともに、必要に応じ村内の施設、用地などを提供します。</p>
商工業の復興	<p>1 復興のための商工業金融対策の実施</p> <p>県（商工労働部）は、武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等により事業の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施することとされています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼します。 2 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。 3 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。 4 鳥取県特別金融対策資金により長期低金利に資金を貸し付けます。 5 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付を優先的に行います。 </div> <p>村（総務課、建設産業課）は、県、日吉津村商工会などと協力し、国、県、政府系金融機関及び商工会等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図ります。</p> <p>2 被災者の就職支援</p> <p>村（建設産業課）は、鳥取労働局・米子公共職業安定所、県（商工労働部）などの労働関係機関と連携して、武力攻撃災害等により職を失った復帰住民に対する就職支援を実施し、雇用を確保することにより、復帰住民の生活の安定を図ります。</p>
農林水産業の復興	<p>県（農林水産部）は、被害を受けた農林漁業者及び団体に対し、復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等について指導斡旋を行い、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を図ることとされています。</p> <p>村（建設産業課、総務課）は、県、JA鳥取西部などと協力し、国、県及び農水産業団体等が行う措置について農水産事業者等に周知徹底を図ります。</p>
教育の復興	<p>村（教育委員会）は、県（教育委員会）と連携し、必要な教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。</p> <p>また、奨学金、授業料減免制度の周知などにより児童生徒の就学を支援するとともに、必要に応じ児童生徒のPTSD対策などを実施します。</p>
文化財の保護	<p>文化財の保護に関し、必要な措置を行います。</p>

(4) 復旧・復興対策本部

復旧、復興の実施に当たっては、村長を本部長とする復旧・復興対策本部を設置します。

3 各機関の役割

(1) 村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または復旧・復興対策本部長の求める事項
総務課	1 復旧・復興の総括 2 復旧・復興本部の設置・運営 3 村内における復旧・復興の総合調整 4 復旧・復興に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 消火、救急、救助等 6 防災行政無線の復旧・確保 7 特殊標章等の回収 8 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 9 職員の活動支援、安否等に関する事 10 村有財産・車両等の管理、運用、提供、補修、復旧等 11 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 12 村議会に関する事（議会の開催） 13 村役場等の復旧・復興 14 不服申立、争訟等の処理の総括 15 復帰住民の就職支援 16 被災者住宅の再建支援 17 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 18 各課業務の調整に関する事 19 その他各課の事務に属さない事 20 復旧・復興等に係る広報・広聴 21 写真等による情報の記録・収集等 22 復旧・復興情報の収集・提供等 23 ボランティアの支援・調整 24 宿泊施設の復旧・復興支援 25 各課の応援
住民課	1 相談窓口の設置 2 安否情報の収集・提供等 3 外国人への情報提供及び復旧・復興 4 戸籍等の保護、火葬等の許可に関する事 5 復帰住民への生活関連物資の確保、給与 6 入浴施設、トイレ等の確保、提供 7 復帰住民への応急給水 8 死体の処理、埋葬 9 廃棄物、し尿の処理 10 村税・諸収入の減免、周知 11 赤十字標章の返納 12 義援金、救援物資の収配等 13 村営住宅の提供、復旧
福祉保健課	1 災害時要援護者の生活再建 2 要避難地域の臨時収容施設の運営 3 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供、被害調査、復旧等 4 福祉施設の復旧支援 5 臨時収容施設の運営 6 感染症の予防、対策等 7 復帰住民の健康維持、保健衛生に関する事 8 食品衛生、食中毒防止等に関する事 9 他課に属しない生活支援及び保護 10 保育所園児の保育支援 11 保育所園児の応急保育、保育の復旧
建設産業課	1 公共運送機関の復旧支援 2 商工業の復旧・復興支援 3 復帰住民への食品の確保、給与 4 農水産業の復旧・復興支援

	5 応急仮設住宅用資材、復旧資材等の調達 6 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等 7 道路（農道を含む）の状況確認・復旧・復興・情報提供 8 応急仮設住宅等の手配・建設・供与 9 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の復旧に関する連絡調整等 10 武力攻撃災害の復旧等 11 地域の状況把握、復旧 12 公共土木施設等の状況把握、復旧 13 用地の確保、土地の使用・提供等 14 危険箇所、支障となる工作物の除去等 15 土木資機材等の手配 16 建築の制限、緩和等 17 特殊車両の通行許可 18 下水道施設、設備の復旧
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	1 児童の就学・進学・就職支援 2 児童の応急教育、教育の復旧 3 児童のPTSDに関すること 4 人権の擁護・救済 5 避難所の確保、開設、運営に対する協力 6 関係施設等の状況把握、復旧、提供 7 文化財の修復等
議会事務局	1 建設産業課の応援
消防団	1 住民への情報伝達及び町内情報の収集 2 住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
共通	1 県民生活の復興 2 教育の復旧、復興 3 産業の復旧、復興 4 県土の復旧、復興 5 公共施設の復旧 6 住宅の再建などの支援

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 災害派遣規定（自衛隊法83）は、武力攻撃災害には適用されません。

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第 4 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

別紙第 9

避難受入段階の計画

要旨	他市町村から避難住民等を受け入れる段階では、県と連携して受入れ、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画

村	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、医療等提供計画、搬送計画、し尿処理計画、応急教育計画、学用品の調達及び給与計画 ----- 避難所運営マニュアル、避難所等の衛生管理マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

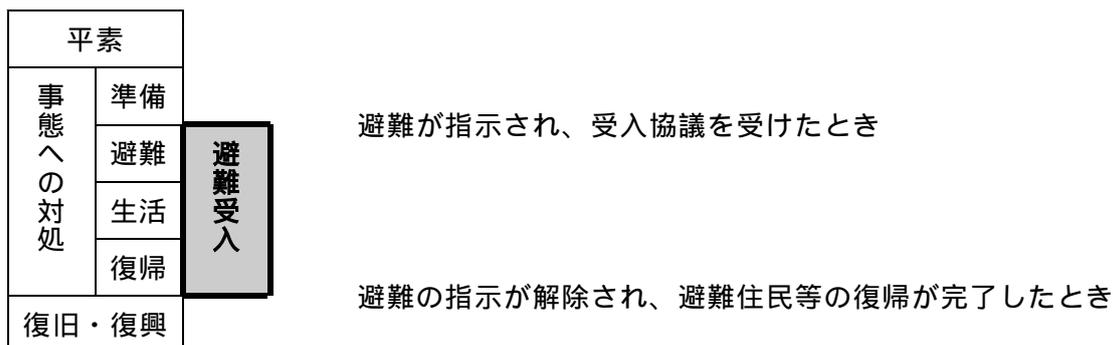
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
大規模受入 ・避難住民等は多数。県等からの応援あり 大規模国民生活安定措置 ・県内規模の価格安定、ライフライン確保等	大規模受入 ・避難住民等は多数。県等からの応援あり 大規模国民生活安定措置 ・県内規模の価格安定、ライフライン確保等	小規模受入 ・避難住民等は少数。県等からの応援なし 小規模武力攻撃災害対処 ・被災地区の災害対処等 小規模国民生活安定措置 ・被災地区のライフライン確保等

1 状況

(1) 期間

ア 対象となる期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は受入地域で避難生活をおくり、村は県等と協力して避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

また、武力攻撃災害等対処の準備、受入れに伴う社会的混乱の防止等が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

村は、避難住民を受け入れ、県が行う救援を補助（法76）するとともに、県からの法定受託により救援を行います（法76）。

この際、適切かつ迅速な受入れ、救援の実施、県、関係機関・団体との連携及び受入地域住民への周知を重視します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集、分析及び提供

避難住民の受入れ、避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、県、要避難市町村、関係機関・団体と共有するとともに、住民へ周知します。

イ 実施体制の確立

速やかに村の組織を避難住民の受入れ、避難住民等の救援の体制へ移行します。

また、国の指定（法25）を受けて対策本部を設置します。

ウ 受入れの決定、実施

村内の受入地区・施設等を決定し、県、要避難市町村等と連携して、避難住民等の円滑な受入れに努めます。

この際、消防団、自主防災組織等の協力を得るとともに、災害時要援護者の受入れについては、西部消防局と連携します。

また、避難住民の受入れに際しては必要に応じ、米子警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力します。

エ 救援の実施

県、関係機関・団体と連携して、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。

救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行います。

(ア) 県が実施する救援の補助

a 避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。（法76）

b このため、村は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行います。

(イ) 村による救援の実施

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができます。（法76）

このため、県は避難の状況に応じ、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村が実施する救援の内容及び当該救援を行う期間を定め、市町村へ通知するとともにその旨

を公示することとされています。

また、市町村が通知された救援事務を迅速かつ的確に行っていない場合は、県は、当該救援を行うよう市町村へ指示することとされています。

村は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使します。

オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

避難住民の受入れにより住民生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

3 各機関の役割

(1) 村

機関名	内容
共通	1 その他村長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
総務課	1 村が実施する受入れ、救援の総括 2 対策本部の設置 3 村内における受入れ、救援の総合調整 4 受入れ、救援に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 消火、救急、救助等 6 防災行政無線の使用・維持 7 危険物質等の保安対策、対処 8 特殊標章等の交付、使用許可 9 職員のサービス、給与、動員、派遣、受入等 10 職員の活動支援、安否等に関する事 11 村有財産・車両等の管理、運用、提供、補修等 12 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 13 村議会に関する事（議会の開催） 14 要避難市町村役場仮庁舎、現地受入本部の設置等 15 避難住民等の就職支援 16 避難住民等用住宅（応急仮設住宅、村営住宅など）の提供 17 国民保護措置関係予算その他財政に関する事 18 各課の業務の調整に関する事 19 その他各課の事務に属さない事 20 受入れ、救援等に係る広報・広聴 21 写真等による情報の記録・収集等 22 被災情報の収集・提供等 23 ボランティアの支援・調整 24 宿泊施設への避難住民等の受入れ 25 各課の応援
住民課	1 避難住民の受入誘導 2 安否情報の収集・提供等 3 外国人の受入れ、救援、情報提供 4 火葬等の許可 5 避難住民等への生活必需品の確保、給与に関する事 6 生活関連物資の需給に関する事 7 避難住民等への飲料水の供給 8 入浴施設、トイレ等の確保、提供 9 遺体の処理、埋葬等 10 廃棄物、し尿の処理 11 有害物質等の保安対策、対処 12 村税・諸収入の減免、徴収猶予及びその周知 13 赤十字標章等の使用許可申請

	14 義援金、救援物資の収配等 15 村営住宅の調査、応急復旧、提供
福祉保健課	1 災害時要援護者の受入れ、救援 2 避難所の開設・運営 3 避難住民等に対する医療、助産の提供 4 感染症の予防、対策等 5 避難住民等の健康維持、保健衛生、食品衛生、食中毒防止等 6 他課に属しない生活支援及び保護に関すること 7 保育所園児の救援等 8 保育所園児の応急保育
建設産業課	1 運送の手配、運営に関すること 2 避難住民等への食品の確保、給与に関すること 3 道路（農道を含む）の状況確認・確保・情報提供 4 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達・建設 5 避難住民等用住宅（応急仮設住宅、村営住宅など）の供与 6 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等 7 ライフライン（電気、ガス、電話、上水道）の提供に関する連絡調整等 8 武力攻撃災害の応急復旧等 9 住居地域等の状況把握、対策 10 公共土木施設等の状況把握、対策、提供 11 用地の確保、土地の使用・提供等 12 危険箇所、支障となる工作物の除去等 13 土木資機材等の手配 14 建築の制限、緩和等、 15 応急公用負担 16 下水道の維持、改良等に関すること
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
教育委員会事務局	1 児童の救援等 2 児童の応急教育 3 人権の擁護に関すること 4 避難所の確保、開設、運営に対する協力 5 関係施設等の状況把握、提供 6 文化財の受入・保管 7 学用品の給与 8 各課の応援
議会事務局	1 建設産業課の応援
消防団	1 避難住民の受入誘導 2 災害時要援護者の避難の補助 3 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
県	1 県対策本部の設置、運営 2 避難住民の受入誘導 3 避難住民等に対する救援の実施 4 安否情報の収集、整理、報告、提供 5 武力攻撃災害対処措置の準備、実施 6 国民保護に係る市町村の指導連絡、支援 7 緊急通報の発令、通知 8 退避の指示、警戒区域の設定等 9 被災情報の収集、報告 10 生活関連物資等の価格安定措置 11 応急復旧

	12 住民の救出救助 13 住民等に対する情報の提供
--	-------------------------------

(3) 指定地方行政機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務

4 活動要領**(1) 情報****ア 避難住民の受入に係る情報の収集、分析、共有**

村（総務課）は、県（危機管理局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民の人数、到着予定日時、避難経路、内訳（性別、年齢別、災害時要援護者の人数など）等、避難住民の円滑な受入に必要な情報を収集、分析し、村内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難住民の受入に必要な情報について、住民へ提供します。

イ 避難住民等の救援に係る情報の収集、分析、共有

村（総務課）は、受入地区の消防団、自主防災組織、自治会等の協力を得て、村内の避難所、避難住民等の状況を把握します。また、県（危機管理局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民等の的確かつ迅速な救援に必要な情報を収集、分析し、村内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難生活に必要な情報について、避難住民等へ提供します。

ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法94、95、96）

村（住民課）は、県（文化観光局）、要避難市町村、関係機関・団体等と協力して、別紙第1「情報計画」の「2 各課等の役割及び情報の要求・要請」の「(9) 安否情報」の定め

るところにより安否情報を収集、整理し、県（文化観光局）へ報告するとともに、住民等からの安否情報の照会に対し、的確かつ迅速に回答します。

この際、個人情報の保護に配慮するとともに、安否情報を保有する関係機関と協力し、正確な情報管理に努めます。

(2) 実施体制

ア 村の受入れ、救援体制への移行

村は、避難先地域として指定されたときは、原則として通常業務を継続しつつ、以下のとおり受入れ、救援準備体制を整備します。

また、受入れの進捗状況に応じて、順次救援体制へ移行します。

項目	内容
村の体制	1 職員の参集を手配、状況を確認 2 必要に応じ避難住民の誘導、避難住民等の救援実施関連課の増員等 3 マニュアル、機器等を確認
村内の体制	1 消防団、自治会、自主防災組織などに第一報を連絡し、今後の連絡体制を確保。必要に応じ協力の要請、消防団の招集などを実施
関係機関との連携	1 県、日本赤十字社、関係機関・団体との連携を強化し、誘導、救援の実施体制を確保 2 県、関係機関・団体等への要請事項を見積もり、要請があり得る旨を事前に連絡 3 必要に応じ県、関係機関・団体等へ応援を要請。受援に係る連絡調整
備蓄物資、資機材等確認	1 村内の備蓄物資、資機材等について、直ちに活用できるよう準備
集合施設、避難所開設	1 村内の集合施設、避難所を開設
要避難市町村事務の受託	1 要避難市町村が被災によりその機能を有しない場合、事務を受託

イ 対策本部の設置

村（総務課）は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「イ 対策本部の設置」に準じて対策本部を設置します。

(ア) 計画・運用班

避難住民の受入れ、避難住民等の救援について計画調整します。

(イ) 情報・広報班

避難住民の誘導及び避難住民等の救援に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民等の救援に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

ウ 関係機関の救援体制

村は、避難住民の受入れ、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、連絡要員の受入れ、現地調整所の設置など、県、関係機関・団体等との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。

また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、武力攻撃災害発生の際の被災住民の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 県の救援体制

県は、状況に応じ、以下のとおり避難住民の誘導支援体制から避難住民等の救援実施体制へ移行することとされています。

また、県対策本部は、避難住民等の救援に係る総合調整を行うとともに、必要に応じ現地対策本部を設置することとされています。

- 1 避難住民等の救援実施関連部局や避難先地域を所管する地方機関等の増員
- 2 避難住民の誘導支援関連部局や要避難地域を所管する地方機関の縮小
- 3 避難した県庁、地方機関について、仮庁舎等で業務を開始

(イ) 要避難市町村の受援体制

要避難市町村は、当該市町村の国民保護計画で定めるところにより、受援体制を整備し、仮庁舎などで事務を行います。

(ウ) 警察の救援体制

警察は、避難先地域、避難所などの防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における警備本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により警察庁等と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保することとされています。

(エ) 消防の救援体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めることとされています。

(オ) 公共的団体との連絡調整

村（総務課ほか各課）は、避難先地域としての指定を受けたときは、直ちに村内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、受入れ、救援に際して必要な協力とその準備を要請します。

(カ) その他関係機関

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等は、その国民保護（業務）計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。

村は、これらの機関との連絡調整については、原則として県（危機管理局）を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

a 他市町村との連絡調整

村（総務課ほか各課）は、避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行うに当たり、近隣の市町、要避難市町村の避難経路である市町と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。

特に、県外からの避難住民の受入れに当たっては、県（危機管理局）を通じて、協議（法58）情報収集、連絡調整等を行うとともに、要避難市町村、避難経路となる市町との緊密な情報交換、連携に努めます。

b 指定（地方）公共機関との連絡調整

村内で避難住民、緊急物資の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊

密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための 労務、施設、設備、物資の確保等について応援を行います。

c 指定（地方）行政機関との連絡調整

村内で緊急物資の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

d 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）

避難住民等の救援を円滑に実施するため必要があると認められる場合の自衛隊の国民保護等派遣については、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「ウ 関係機関の国民保護体制」の「(※) 自衛隊の国民保護等派遣」に準じます。

この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

県内の補給については、県対策本部（補給支援センター）が一元的に調整することとされています。

村は、村内の物資、需給などの状況を集約し、県対策本部に対し必要な要請を行うとともに、村内における緊急物資などの取得、配分について連絡調整を行います。

この際、避難住民等のニーズに応じた円滑な補給及び災害時要援護者、特に配慮を要する者に対する適切な補給に注意します。

イ 補給支援施設

(ア) 補給支援施設

県対策本部（補給支援センター）は、状況に応じて緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給支援の管理運営を行うこととされています。

村は、村が所管する緊急物資集積所及び補給幹線についての確かつ迅速に開設、運営、維持するとともに、その他村内の補給支援施設について状況確認、支援などを行います。

(イ) その他の施設

村は、避難住民の受入れの際、急を要する緊急物資について支給できるよう集合施設を整備するとともに、避難住民等の救援の際速やかに補給支援が実施できるよう、あらかじめ避難所を準備します。併せて、緊急物資集積所と集合施設、避難所の間を結ぶ村内の配分体制を整備します。また、必要に応じ炊出し等への協力を要請します。

ウ 補給必要量

(ア) 受入れ及び救援初動段階

村（総務課）は、避難住民等数から生活必需品の補給必要量を見積もり、県対策本部へ請求します。

(イ) 救援段階

村（総務課ほか各課）は、村内の避難所、避難住民等の状況を把握し、日用品、嗜好品なども含む補給必要量を集計して県対策本部へ請求します。

この際、画一的な補給に陥ることなく、避難住民のニーズに応じたきめ細かい補給が確保されるよう配慮します。

エ 取得

補給品については、原則として県が以下のとおり確保し、又は調整することとされています。

ます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資の活用 2 補給品の購入 3 関係機関・団体等への支援要請 4 不足等が見込まれる補給品の確保（特定物資の売渡要請、収用、保管命令等） |
|--|

村は、原則として県から補給品を取得し、受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入場所への職員の派遣など村内の受入体制を整備します。また、緊急を要する補給品については、直接購入等により取得します。

オ 配分

県は、原則として、緊急物資集積地域に集積した補給品を緊急物資集積所へ配分し、又は必要に応じ、備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民等への直接運送を実施することとされています。

村は、緊急物資集積所等に配分された補給品について、村内の各避難所等に配分します。この際、県（商工労働部）、村内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請するとともに、必要に応じて消防団、自主防災組織、自治会、ボランティア及び避難住民等に対し、自主的な協力を要請します。

この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

的確かつ迅速に避難住民等の救援が実施できるよう、緊急物資の円滑な運送を支援します。この際、県（商工労働部）、運送事業者である指定（地方）公共機関、道路管理者その他関係機関・団体との密接な連携に留意します。

イ 運送支援施設

村（建設産業課）は、他の道路管理者と連携して、村内の運送網の情報を把握し、県（県土整備部）に対し提供するとともに、村が所管する運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）し、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。また、避難所、緊急物資集積所周辺の道路、運送経路へのアクセス道路等についても確保に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 配分計画の決定

県は、緊急物資に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

村（総務課、建設産業課）は、県運送計画を受けて、村内の各避難所等に対する配分計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

村（建設産業課）は、原則として県（商工労働部）から運送手段を確保し、村内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、村内の受入、配分体制を整備します。

また、必要に応じ村内の指定地方公共機関以外の運送事業者等に対し、運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

村（建設産業課）は、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(4) 運送」の「ウ 運送業務」の「(ウ) 運送の実施」に準じて運送を実施します。

エ 交通規制

公安委員会、警察は、緊急物資の運送その他の国民保護措置の的確かつ迅速な実施のため、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(4) 運送」の「コ 交通規制の実施」に準じて交通規制を実施することとされています。

村（総務課）は、村内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、緊急物資の運送等のため必要がある場合は、村内における交通規制の実施について米子警察署長に対し連絡調整、要請を実施します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難生活の間の医療等の提供については、県（福祉保健部）が一元的に運用することとされています。

村（福祉保健課）は、村内の医療等の提供状況、避難所等の衛生状況を把握し、県（福祉保健部、生活環境部）、要避難市町村、関係機関・団体等と緊密に連携して、村内の避難住民等に対する医療等の提供、衛生の確保、感染症の予防などに努めます。

イ 衛生支援組織

(ア) 村内の衛生支援組織の活動

村（福祉保健課）は、村内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の開設、救護班の派遣などを要請するとともに、村内の臨時医療施設、救護班の活動について、連絡調整、支援を実施します。

(イ) その他の施設等の活動

村（福祉保健課）は、避難所の管理者等と連携して、避難住民の衛生管理、健康維持を行うとともに、必要に応じ応急手当を実施します。

ウ 治療業務

(ア) 医療等の提供

県（福祉保健部）は、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、以下のとおり医療等を提供することとされています。

医療の要請及び指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県医師会等を通じ医療関係者に対し医療の実施を要請 ・ 正当な理由なく要請に応じないときは、書面により医療を行うべきことを指示
医薬品等の売渡要請など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定物資である医薬品などについて、売渡要請、収用、保管命令等
臨時の医療施設を開設するための土地等の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時の医療施設を開設するため、原則として土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地を使用

村（福祉保健課）は、村内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し、医療等の提供に係る要請、連絡調整及び補助を行います。

(1) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

村（福祉保健課）は、武力攻撃災害等が発生したときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(5) 衛生」の「ウ 治療業務」の「(1) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処」に準じて対処します。

エ 搬送業務

県（福祉保健部）は、避難生活等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

村（福祉保健課）は、搬送必要者数など村内の状況を確認し、県に対し、村内の集合施設、避難所等から臨時医療施設等への搬送、村外への搬送、を要請するとともに、搬送車両の受入れ等について連絡調整を行います。

また、武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに県（福祉保健部）、西部消防局に第一報を通報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部、生活環境部）は、避難生活の間における感染症の予防及び対処に留意し、避難所の衛生を管理するとともに、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

村（福祉保健課）は、県、要避難市町村、関係機関・団体と連絡調整し、的確かつ迅速に避難住民等に対する予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施・補助するとともに、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に周知します。

また、避難所の衛生維持に努めます。

なお、感染症等が発生した場合には、遅滞なく発生情報を収集し、県（米子保健所）、西部消防局、関係機関・団体と連携し、直ちに病原体検索、消毒、隔離及び診療等を実施・補助し、拡大の防止に努めるとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ア) 飲料水の安全確保

県（生活環境部）は、消毒薬の配布及び残留塩素の確認等について、以下のとおり業務を行うこととされています。

- 1 井戸水等の塩素による消毒
- 2 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- 3 避難住民等への消毒薬・簡易残留塩素検出チューブの配布
- 4 避難住民等への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

村（住民課、建設産業課）は、村内の飲料水の供給状況を把握し、避難住民等に対する飲料水供給のため、上水道の確保、改良及び水質検査等について米子市（水道局）と緊密に連絡調整を行い、飲料水の安全を確保します。

(イ) 食品の安全確保

武力攻撃災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下などにより食品の腐敗、汚染等の発生が予想されることから、県（生活環境部）は、以下のとおり食品の安全確保を図ることとされています。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導
- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

村（福祉保健課）は、村内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

(ウ) 避難所の食品衛生指導

県（生活環境部）は、避難所における食中毒の発生を防止するため、次の点に留意して、避難住民等に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行うこととされています。

- 1 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

村（福祉保健課）は、村内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

(I) 避難所の防疫措置

知事（福祉保健部、生活環境部）は、避難所の防疫のため以下の業務を実施することとされています。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（避難所開設後速やかに及び適宜実施）
- 2 健康調査及び健康相談（避難所開設後速やかに）
- 3 給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導

村（福祉保健課）は、村内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

(オ) 消毒とその確認

県（生活環境部）は、以下のとおり消毒等を実施することとされています。

- 1 被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒又は消毒薬の配布・指導
- 2 被災地の汚染された井戸の消毒（汚染された場合直ちに実施し、以後、消毒薬を住民に配布し、住民の自主的な消毒の実施後、消毒を確認）

村（福祉保健課）は、村内の要消毒場所、消毒状況等を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

カ 健康管理業務

県（福祉保健部）は、以下のとおり避難住民等の健康管理業務を行うこととされています。

- 1 健康相談・指導の実施、健康相談等窓口の設置
避難地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防等
- 2 患者の早期発見、被災地の感染症発生状況の把握、必要に応じて応急治療等
- 3 感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離、患家・避難所の消毒の実施及び指導
- 4 栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を実施
災害時要援護者の心身双方の健康状態に特に配慮

村は、村内の避難住民等の健康状況を把握するとともに、県、関係機関・団体と連絡調整を行い、業務を実施、補助します。

キ 廃棄物・し尿処理

村（住民課）は、避難住民数、処理施設の状況などに基づいて廃棄物・し尿処理計画を策定し、廃棄物・し尿を処理します。

また、避難住民等、避難所の管理者などに対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法の設定、仮設トイレ等の使用上の注意等を、周知します。

(ア) 廃棄物処理とその特例

- a 村（住民課）は、避難住民等の数から廃棄物の量を見積もり、処理場、処理用の車両、人員等を確保します。

この際、必要に応じ西部広域行政管理組合、県（生活環境部）、近隣市町村、関係機関・団体等に応援を求めます。

また、要避難市町村、避難所の施設管理者と連携して、避難住民等に対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法等について、周知します。

- b 村（住民課）は、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(イ) し尿処理

- a し尿処理の基本的考え方は以下のとおりです。

- 1 水を確保することによって、下水道機能を確保します。
- 2 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設（処理場の他に、幹線管きよを使用します。）への投入により処理します。

- b し尿処理方法は、以下のとおりです。

避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。 それでもなお、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ等を設置します。 また、くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用について、避難住民等へ周知します。
地域	ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用します。 また、家庭、事業所に対し、水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。 便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも使用し地域の衛生環境を確保します。

c 仮設トイレ等のし尿処理については、以下のとおりです。

仮設トイレ等の設置等	<ol style="list-style-type: none"> 1 設置体制等の設定 仮設トイレ等については、まず、県、市町村の連携備蓄により対処し、不足した場合は原則として県が調達し、市町村へ配分することとされています。 2 高齢者・障害者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に対する配慮を考慮します。 3 設置場所等 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。
し尿処理計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 収集体制の整備 仮設トイレ等の設置状況に基づき、収集体制（人員、車両、施設など）を整備します。 2 応援体制の整備 収集体制に不足が生じた場合は、県、近隣市町村、関係機関・団体等に対し、搬入する処理場の確保など、必要な応援を要請確保します。 3 収集作業 被害状況、収集場所等の情報に基づき、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集の上、下水処理場に搬入して、し尿を処理します。

ク その他

(ア) 避難所の衛生管理

県（福祉保健部）は、避難住民等の生活環境の確保及び健康管理などを的確に行うため、あらかじめ県及び市町村が活動すべき標準的な事項を示した「避難所等の衛生管理マニュアル」を作成し、同マニュアルに基づき以下のとおり保健衛生対策を実施することとされています。

村は、村内の避難所の衛生状況を把握するとともに、同マニュアルに基づき、避難所の保健衛生対策を実施、補助します。

1 避難所の衛生管理指導に関する活動方針

県（福祉保健部）は、避難所の過密状況等に関する情報を集約し、避難所間及び各市町村間の適切な避難住民等の再配分を行い、適切な衛生管理を行うこととされています。

村（福祉保健課）は、村内の避難所の情報を把握し、必要に応じ県と連絡調整を行うとともに、避難住民等の再配分及び衛生管理を実施、補助します。

2 避難所の衛生管理指導に関する業務

県（福祉保健部）は、避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、必要に応じて、避難所内外におけるゴミ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持することとされています。

このため、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等の間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項等を周知することとされています。

村（福祉保健課）は、村内の避難所の状況を把握し、管理者と連携して、これらの業務を実施、補助します。

(イ) 入浴

村（住民課）は、村内の避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、仮設浴場、シャワー施設などの設置及び入浴用水の確保を要請します。

また、災害時要援護者の入浴については、可能な限り高齢者施設、障害者施設、福祉避難所などへの受入れにより対応するものとし、必要に応じて施設、設備の設置、介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

あわせて、村内の入浴施設の営業情報などを、県（生活環境部）、避難住民等へ提供します。

(ウ) 洗濯

村（住民課）は、村内の避難所の設置状況、避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、洗濯場の設置（洗濯機の借上げ等）、洗濯水の確保などについて協力を求めます。

また、災害時要援護者の衣類の洗濯については、可能な限り高齢者施設、障害者施設などへの受入れにより対応するものとし、必要に応じて介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難の状況に応じ速やかに救援施設を提供するとともに、避難生活期間中適切に維持管理を行うこととされています。

村（福祉保健課、建設産業課）は、村内の各施設及び用地の状況を把握し、県等と密接に連絡調整の上、施設の提供、維持を実施、補助します。

また、要避難市町村役場の仮庁舎などを設置・維持するとともに、被災した要避難市町村有施設について代替施設の確保等、必要な対応を実施します。

イ 必要量

(ア) 避難所、臨時医療施設

県（福祉保健部、生活環境部）は、確実に救援が行われるように、避難状況を適時適切に入手し、避難所、臨時医療施設の必要量の変化を把握することとされています。

村（福祉保健課）は、避難住民等の数、村内の避難住民等及び施設の状況に応じ、建設・整備を必要とする避難所、臨時医療施設等の必要量を見積もります。

(1) 公共施設

村（総務課）は、状況に応じ、要避難市町村と協議し、要避難市町村役場の仮庁舎、仮設校舎などが設置できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設の確認、連絡調整等を行い、可能な限り迅速に業務を開始できるよう準備するとともに、状況に応じ適切な維持及び所要の充実に協力します。

ウ 建設

(ア) 救援施設

a 避難所

避難所の開設

村（福祉保健課、教育委員会ほか各課）、県（危機管理局、福祉保健部ほか各部局）などは、協力して以下のとおり避難住民等へ避難所を提供することとされています。

機関名	内 容
避難所管理者	1 村内の避難所管理者は、その管理する避難所を開設します。 2 村内の避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県（福祉保

	<p>健部) 村(福祉保健課)及び米子警察署、西部消防局等関係機関に連絡します。</p> <p>3 避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に收容施設を開設します。 なお、野外に收容施設を開設した場合の県(福祉保健部)、村(福祉保健課)及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。</p> <p>4 野外收容施設の開設に必要な資材が不足するときは、村(福祉保健課)、県(福祉保健部)に調達を依頼します。</p> <p>5 野外收容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。</p>
県(福祉保健部、生活環境部、会計管理者、教育委員会)	<p>1 福祉保健部 県内の避難所の開設状況を把握するとともに、市町村、避難所管理者から野外收容施設の設置に必要な資材等の調達依頼があったときは、所要量を集計し、会計管理者に調達方を依頼します。 電気通信事業者と契約を締結し、避難住民等に電話、インターネット等の利用環境を提供します。 災害時要援護者に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。 必要に応じ、県教育委員会に対し、避難所開設の応援を要請します。</p> <p>2 生活環境部 避難が長期にわたることが見込まれる場合、早急に応急仮設住宅等を手配します。 応急仮設住宅の提供について、市町村間で格差が生じることがないように調整します。</p> <p>3 会計管理者 福祉保健部から野外收容施設の開設に必要な資材等の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、野外收容施設として調達する資材は、その緊急性にかんがみ短期日に設置可能なテントとします。</p> <p>4 教育委員会 福祉保健部から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、市町村(教育委員会)と連絡をとり、開設に協力します。</p>
村(福祉保健課、教育委員会)	<p>1 福祉保健課 村内の避難所の開設状況を把握し、野外受入施設の設置に必要な資材等の調達について県(福祉保健部)に依頼します。 必要に応じ、教育委員会に対し、避難所開設の応援を要請します。</p> <p>2 教育委員会 福祉保健課から避難所開設の応援要請を受けた場合は、県(教育委員会)と連絡をとり、開設に協力します。</p>

この際、避難住民等の受入状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

避難所の運営

避難所の運営は、原則として県(福祉保健部)が行うこととされています。

村は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。

機関名	内 容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、県(福祉保健部)が事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき適切に避難所を運営します。
県(福祉保健部、教育委員会)	1 福祉保健部 避難所を運営する際の指針として、事前に作成した「避難所運営マニュアル」を市町村、避難所管理者等へ提供するとともに、これに基づき以下のとおり運営業務を実施します。

	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の規模及び周辺の状態を勘案し、運営に要する職員を適切に配置します。 2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行います。 3 傷病者に対し救急医療をほどこすため、必要に応じ避難所内又は付近に臨時医療施設及び医師等を確保します。 4 避難所の衛生保全を実施します。 5 避難期間に応じて、食品、飲料水及び救急物資の手配を行うとともに、その配分方法を定め、平等かつ能率的な配分を実施します。 6 避難所に避難した避難住民等に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行及び配布・掲示、インターネット、ファクシミリ等の機器を整備するよう努めます。 <p>2 教育委員会 県立学校は、避難所の運営について協力・援助等を行います。 教職員の役割分担、体制等について、県と協議、計画します。</p>
<p>村（住民課、教育委員会）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民課 避難住民の受入れに当たっては、可能な限り自治会単位に避難住民の集団を編成し、村内及び要避難市町村の自主防災組織等と連携して班を編制の上、受け入れるよう努めます。 避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。 2 教育委員会 村立学校は、県立学校に準じて協力・援助を行います。

b 応急仮設住宅等

県（生活環境部）は、避難生活の長期化等の状況に応じ、応急仮設住宅及びそれに伴うライフラインなどを整備することとされています。

村（建設産業課、福祉保健課）は村内の建設用地やライフラインの状況把握、県、関係機関・団体との連絡調整等を行い、応急仮設住宅の整備を実施、補助します。

この際、不足する資材などについては、県（農林水産部）等へ応援を要請します。

c 村営住宅等

村（住民課）は、避難先地域に指定されたときは、村営住宅の新規入居の停止、空き状況等の確認等を行い、必要に応じて避難住民等に提供します。

d 施設等の運営

(1) 公共施設

村（建設産業課）は、要避難市町村役場仮庁舎の提供・設営について連絡調整を行い、施設の提供、必要な改修、回線敷設などを実施します。

この際、必要に応じ、県（県土整備部）に対し、職員派遣等の人的支援、物資、資機材供給等の物的支援、技術上の助言などの支援を要請します。

エ 不動産の計画

(ア) 避難所など

県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、救援施設建設用地の確保、発注及び維持管理を行うこととされています。

また、不足が見込まれる用地については、速やかに手配、支援要請を実施するとともに、必要に応じて土地等の使用手続（法82～84）を実施することとされています。

村（建設産業課ほか各課）は、以下のとおり村内の応急仮設住宅等の建設用地を確保、提供します。

この際、建設用地の必要量の適切な見積り、県、関係機関・団体との密接な連絡調整に

注意するとともに、必要に応じ県等に応援（土地等の使用手続（法82～84）を含む。）を要請します。

- 1 村内の建設候補地の状況確認
- 2 建設用地の事前確保、使用許可
- 3 村所管用地等の転用
- 4 建設用地における応急仮設住宅及びこれに伴うライフライン等の建設準備
- 5 賃貸借等の契約

(イ) 公共施設

村（建設産業課）は、要避難市町村役場仮庁舎などの候補施設のうち用地等の確保が必要なものについて、候補となる施設の管理者、用地所有者などに連絡し、賃貸借等の契約を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

通常の業務を継続しつつ救援を実施、補助するため、必要に応じて人員の増員、配置変更、組織の改編等を行います。

この際、職員の安全確保に配慮するとともに、不足する人員等については、速やかに県（総務部）等に対し派遣要請等を実施します。

イ 被災者の捜索、救出

別紙第5「避難段階の計画」に準じて被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ア) 埋葬、火葬

要避難地域等から搬送されてきた遺体や、武力攻撃災害の際死亡した者の遺体について、遺族が埋火葬を行うことが困難な場合や、遺族がないような場合には、県（生活環境部）が以下のとおり棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供等を行うこととされています。（法75）

- 1 墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在などの情報を集約し、埋葬、火葬を行う
- 2 この際、「広域火葬計画の策定について」（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応する
- 3 法122及び令34の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応する

村（住民課）は、迅速な死亡届の受理及び火葬（埋葬）許可書の交付に努めるとともに、県に対して村内の埋葬場に係る情報提供や連絡調整などを行います。

(イ) 遺体の取扱い

要避難地域等から搬送されてきた遺体や武力攻撃災害の際死亡した者の遺体について、社会混乱のため遺族等が死体識別等のための洗浄や消毒の処置等を行えない場合は、県（生活環境部、警察本部）が処理を行うこととされています。（法75、令9）

- 1 遺体を捜索する関係機関（消防機関、海上保安庁、自衛隊等）、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う関係機関と連携し、遺体の捜索、処理の時期や場所を調整する
- 2 遺体の一時保管場所、搬送体制を確保し、身元の確認、搬送の手配、遺族への引渡などを実施する

村（総務課、住民課）は、消防団による遺体の搜索、遺体の一時保管所の確保、開設、運営への協力などを行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難受入段階においては、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階で突発的に武力攻撃災害が発生したときは、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて対処します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難受入段階においては、武力攻撃（予測）事態の認定等により住民の不安感、緊張感が高まることや一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、村（福祉保健課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要」により、村内の生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、県（生活環境部）等に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

a 村（建設産業課）は、村が管理する下水道について施設や設備の警戒、情報収集を強化し、確実に供給を確保するとともに、避難住民等の受入れに伴い必要に応じて施設の改良等を実施します。

b 村（建設産業課）は、電気、ガス、上水道、電気通信などライフライン事業者等との連携を強化し、村内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

ウ 防犯等

村（総務課、福祉保健課）は、避難所等における窃盗事案等の発生、救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、米子警察署等と連携し、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒の強化を行います。

エ 住民への周知

村（総務課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について 避難住民等、 避難所周辺住民、 その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

オ その他

(ア) 雇用の確保

県（商工労働部）は、以下のとおり避難住民等の雇用確保等に努めることとされています。

- 1 被災者の就労状況の把握
- 2 厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に対する協力
- 3 避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等

村は、村内の避難住民等の状況を把握し、雇用確保措置に係る県との連絡調整、要請等を行うとともに、避難住民等に対して情報を提供します。

(1) 生活再建資金の融資等

県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活を再建するに当たり必要となる資金について、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的とする総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等にに応じた対応を実施することとされています。

村（総務課）は、避難住民等に対し、生活再建資金の融資等に関する情報を提供します。

(10) 広報、広聴活動

村（総務課）は、避難住民等、避難所周辺住民、その他の住民に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなど支援を行います。

ア 広報の強化

(ア) 避難住民等に対する広報

村（総務課）は、避難住民等の安全と避難生活の便宜を図り、混乱を防ぐため、県対策本部（広報センター）、要避難市町村等と協力し、以下のとおり避難住民等に対する広報を実施します。

区分	内 容
広報項目	1 武力攻撃（予測）事態の概要 (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、村などの対応状況、今後の救援 (3) 被災情報、安否情報など 2 避難所における注意事項 (1) 冷静な対応の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報（武力攻撃災害の兆候、密航、不審者等）について、村に連絡するよう求め 3 避難所での生活等に関する注意事項、生活関連情報等 4 その他 (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防、密航、不審者への注意 (3) 児童生徒の登下校に対する安全確保 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策等
	1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	避難所に対する巡回活動、広報資料の作成・配布・掲示、避難所管理者・避難所自治会からの連絡、インターネット等
注意事項	1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意します。 3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県（未来づくり推進局）、村（総務課）及び要避難市町村において、随時必要な対応及び避難住民等への広報、通報を行うものとしします。

(1) 避難所周辺住民その他の住民に対する広報

村（総務課）は、村広報を通じ、避難所周辺住民その他の住民に対し、武力攻撃（予測）

事態等、避難受入などの情報を提供し、協力を要請します。

(ウ) 関係機関への要請

村（総務課）は、広く避難住民等、住民に対する広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（未来づくり推進局）	県広報と併せた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	1 武力攻撃（予測）事態等の現状及び予測 2 避難受入等の状況 3 避難住民等の生活関連情報、注意事項など
要避難市町村	避難住民等に対する広報	
公共的団体等	構成員等に対する広報	
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
集客施設等	場内放送等による来客に対する広報	

(I) 障害者、外国人等への広報

村は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な避難住民等に対して、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(10)広報、広聴活動」の「ア 広報の強化」の「(ウ) 障害者、外国人等への広報」に準じて広報を実施します。

イ 報道機関への情報提供

村（総務課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

村（総務課）は、村役場、避難所などに相談窓口を設置するとともに、相談窓口情報を集約し、安否情報、生活関連情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じて県、要避難市町村、関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

5 その他

(1) 応急教育

村（教育委員会）は、避難受入状況に応じ、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）等と協力して避難児童生徒に対する応急教育（就学、進学、就職支援など）を実施します。

ア 実施すべき業務

(ア) 教育委員会

a 村内の状況確認と受入れ等の決定

小学校の状況及び避難児童生徒の数等に基づき児童生徒の受入れ等を決定し、校長へ避難児童生徒の受入及び応急教育の開始を指示します。

b 施設等の確保

県（教育委員会）などと連携して、避難児童生徒の受入れ及び応急教育に必要な人員、資機材、学用品、施設等を確保、手配します。

特に、小学校が避難所等に使用された場合は、他施設、仮校舎等、速やかに応急教育施設を確保します。

c 県（教育委員会）等との連絡調整

応急教育開始後速やかに、小学校の次の事項について取りまとめ、県（教育委員会）と連絡調整を行います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 学校運営の応急措置状況 2 避難児童生徒の被災状況 3 避難児童生徒の教科用図書・学用品等の必要状況 4 カウンセラー配置の必要性 など |
|---|

d 避難受入段階の応急教育

避難受入段階において、県（教育委員会）等と連絡調整を行い、次の業務を実施します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の救援、就学、進学、就職支援に関すること 2 教科用図書、学用品等の給与 3 小学校運営の応急措置 4 児童生徒及び教職員の受入れ 5 授業料の減免・徴収猶予、奨学金の貸与、避難・被災等による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助及びその周知 |
|---|

(1) 校長

校長は、小学校における児童の受入れ、応急教育の体制を整備し、応急教育を実施します。

a 児童の受入体制の整備

学校に受け入れる避難児童、教員等を確認し、臨時の学級編制、担任等を定めます。

また、教育委員会、県（教育委員会）と連携し、避難児童へ教科用図書、学用品等を給付します。

b 児童の状況確認、連絡調整

避難児童の避難・被災状況を調査し、教育委員会と連絡調整を行います。

c 児童の安全確保など

児童の登下校等の際の安全確保に注意するとともに、健康・安全教育を実施します。

d 児童及び保護者などへの情報提供

応急教育の概要、注意事項などについて児童、保護者その他住民などへ情報を提供します。

e 教育環境の改善

避難受入状況の推移を把握し、教育委員会と連絡調整の上、教育環境を改善し、可能な限り早期に平常授業に戻すよう努めます。

イ 学用品の調達及び給与計画

村（教育委員会）は、小学校の児童の被災状況、教科用図書、学用品等の必要状況に応じて、県（教育委員会）と連絡調整を図り、教科用図書（教材を含む）、学用品の給与等を実施します。

(ア) 給与の対象

武力攻撃災害により教科用図書、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある小学校の児童

(1) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ウ) 給与の方法

教科用図書、学用品は原則として知事が一括購入し、児童に対する配分は村長が実施します。

なお、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた村長が、校長、教育委員会及び県（教育委員会）の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(I) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階において武力攻撃災害等が発生した場合は、別紙第5「避難段階の計画」の「5 その他」の「(1) 応急教育」の「イ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(2) 応急保育

村（福祉保健課）は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の応急保育を実施します。

(3) 文化財の保護

村（教育委員会）は、村内に搬入された文化財等について、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）などと協力して適切に保管、管理します。

(4) ボランティアの協力

ア 一般ボランティア

避難住民等の生活支援等を行う一般ボランティアについては、県（福祉保健部）、県社協などが全県単位での受付け、整理を行うこととされています。

村（総務課）は、村社協、県（福祉保健部）、県社協、日赤県支部などと連絡調整の上、村へ申し込みのあったボランティアについて、受付、活動支援などを行います。

<p>村・村社協</p>	<p>1 村内の状況把握、連絡調整 村内のボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による活動状況、村内の避難所、災害時要援護者施設等におけるボランティアニーズ等の情報を把握し、県（福祉保健部）などに対しボランティアの派遣を要請します。</p> <p>2 受付、避難所等での活動要請及び活動支援 村へ申し込みのあったボランティアの受付けを行い、又は登録済みのボランティアに対し、支援が必要な避難所、必要な支援内容等を決定し、活動を要請します。 活動中は地理情報、安全情報などの提供、連絡調整等によりその円滑な活動を支援します。 また、村内及び要避難市町村の自主防災組織等と連携、協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。</p> <p>3 派遣要請等 村内のボランティアが不足する場合は、近隣の市町、市町社協や県（福祉保健部）、県社協に派遣を要請します。</p>
<p>県・県社協</p>	<p>1 全県的調整 県（福祉保健部）、県社協は、避難先市町村及び市町村社協から情報収集を行い、特にボランティアを要する地域などの情報提供、ボランティアの申入れの配分など、ボランティア派遣に係る全県的な連絡調整を行うこととされています。</p> <p>2 派遣要請等 また、必要に応じ、他都道府県及び他都道府県社協、ボランティアセンター等に派遣要請を行うこととされています。</p>

イ 専門ボランティア

専門的な技術を有する専門ボランティアについては、原則として県が一元的に運用することとされています。

村は、県と村内における派遣、活動などに係る連絡調整を行います。

(ア) 医療救護関係ボランティア

村	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供、派遣要請 村（福祉保健課）は、米子保健所、要避難市町村等と連携し、村内の避難所、臨時医療施設等の状況把握を行い、県（福祉保健部）などに対し、不足する医師の人数等の必要な情報の報告、医療救護関係ボランティアの派遣要請等を行います。 2 受入れ、連絡調整 また、医療救護関係ボランティアの受入れについて県などと連絡調整を行うとともに、村内の情報提供等によりボランティアの活動を支援します。
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護関係ボランティアの受付、登録 県（福祉保健部）は、医療救護関係ボランティアの受付、登録を行うこととされています。 2 医療救護関係ボランティアの調整、派遣 県は、各保健所及び市町村の情報を収集するとともに、日赤の派遣状況などを勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に要請することとされています。
県・地区医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難先地域の地区医師会 随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、保健所、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼するよう努めるものとされています。 2 避難先地域以外の地区医師会 地区内のボランティアを受け付け、保健所及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼するよう努めるものとされています。 3 県医師会 県（福祉保健部）と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導にあたるよう努めるものとされています。
日赤県支部	他都道府県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供することとされています。

(イ) 教育ボランティア

教育ボランティアについては、県（教育委員会）が、必要に応じて児童生徒の学習支援や生活指導等を行うボランティア希望者に対し、活動を要請することとされています。

村（教育委員会）は、村内における応急教育の状況及び実施の段階に応じ、県（教育委員会）に対し、必要となるボランティア要員の派遣要請について連絡調整を行います。

ウ ボランティアの安全確保

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。村（総務課）は、あらかじめ活動地域の安全を確認するとともに、活動中のボランティアへの情報提供などにより、その安全確保に努めます。